

を鑑定し其良否に隨ひて扣除増減せざるへからず彼の平兌申色の法は更之にか爲に起れるなり然れども老練經驗の商賈にあらざれば動もすれは鑑定を誤り易きを以て近時其便を計り浙江人の發起にて繁華の市府に公估店を設け商民の依頼に應じ若干の手數料を收めて概銀百兩に對し二三十文銀質の鑑定を爲し錠上に打印して以て擔保し人其印證を信して通用甚圓滑なるに至れり

洋銀

洋銀 洋銀は支那人之を洋塊或は洋錢と稱し重に墨其西哥銀を用ふ稀に西班牙銀あり名けて本洋と曰ひ其歩合墨其西哥銀に優る而して洋銀は現今凡て各開港場に行はるゝのみにして其内地に於ても通用せざるにあらざるも概ね其重量を檢し

て銀兩の價に比較し其成貨を以て目せざると猶他の銀塊に於けるか如し又日本の一圓銀貨も時に見ざるに非すと雖ども廣く一般に通用せず故に日本より支那に渡來せんとする者は須らく墨其西哥弗と交換して携帶するを可とす然ども同弗間亦裏心銅製のものあり交換の際鑑定必要なるか故に寧ろ發するに先ち横濱神戸長崎等の上海香港バンクにて爲替するを以て更に輕便の法なりとす

小洋銀

小洋銀

小洋銀は支那人之を小洋錢と稱す香港製及日本製のものを多とす近來亦廣東製のものあり各開港場皆之を使用す其種類は五錢十錢二十錢の三種にして一錢を一分と云ひ十分即十錢を一角と稱し十角を一元或は一塊錢と呼ふ即ち一元は

一弗なり

銅 錢

銅錢の詳説

清朝官定の銅錢は様錢制錢の二種にして様錢は範模各省をして之に習はしむるの意にして平常用ふるものにあらず有事の日朝廷の軍事に用ふる者なり其様錢一百個の重さは即一斤にして大約我百六十目に當り制錢一百個の重さは様錢四分の三とす又其質様錢銅六分に鉛四分を混和し制錢は銅五十四に鉛四十六を混和す而して其鑄造の年代によりて大小厚薄頗る齊しからず一個を一文と稱し千個を一串と云ふ康熙雍正順治の三銅錢は形大にして色白黄なり乾隆道光嘉慶の三錢は形小にして厚く品質粗惡色澤亦賤劣なり以上六種錢を稱して白錢又は大錢と曰ふ其他明朝の遺錢あり長髮

賊の大平通寶あり日本の寛永通寶なり之を括稱して紅錢と曰ふ沙壳風皮魚眼灰板等の私錢亦各一文に通用す種類の異なる此の如くなるを以て通用上亦自ら其區分を爲せり

制錢

俗に大錢と稱し私錢を混せざる者を言ふ納租稅皆之を用ふ厘金用錢亦同じ

典錢

質屋の取引に使用するものにして制錢に同じ

沖頭錢

百文貫の兩頭に小錢五文以上十文以下を混するを言ひ制錢の次等とす

一九錢

二八錢
三七錢
四六錢

一九錢とは百文中に大錢或は紅錢九十文小錢十文あるを
言ふ二八錢以下三種皆之に準す

對開

百文中に大錢紅錢五十文小錢紗錢五十文なるを言ふ

倒四六

倒三七

倒とは轉するの意にして大錢四十文小錢六十文を百文と
爲し大小分數相混倒するを言ふ

上記一九錢より四六錢迄は二百三百二三串等の大小買賣に

鑄局及
鑄額

通用し對開以下は料理屋茶館亞片館及訴訟の際衙所の小使
に與ふる等に用ふるものとす今左に嘉慶十七年の各鑄局の
製額を掲げ以て銅錢鑄制の景況を示す

所管	局名	鑄額
戶部	寶泉局	一一三七三三八 <small>串</small>
工部	寶源局	五一七四三七
直隸	寶直局	六〇七五六
山西	寶晉局	二六二〇八
江蘇	寶蘇局	一一一九八二
江西	寶昌局	四二〇三八
福建	寶福局	四六二〇〇
浙江	寶浙局	一四〇四〇〇
湖北	寶武局	三六二八八
湖南	寶南局	七二〇八一

陝西	寶陝局	六五四六九
四川	寶川局	一四五六〇〇
廣東	寶廣局	三四五六〇
廣西	寶桂局	二四〇〇〇
雲南	寶雲局	一七〇五七〇
貴州	寶黔局	八九七七三
伊犁	寶伊局	一七二〇
阿克蘇	寶爾錢局	二七二〇〇
計		二七四九六〇〇

銀錢相場

銀錢相場 銀錠洋銀銅錢の三貨幣の比較相場は時により多少の昇降あり亦處により大なる差異あり價格一定せずと雖も概ね左の範圍内に於て差異變動あるに過ぎず

元寶銀一兩に對する洋銀 一弗三十錢乃至一弗五十五錢

元銀一兩に對する銅錢 一千四百内外乃至一千六百文内外

洋銀一元に對する銅錢 一千文乃至一千一百餘文

上海は支那開港場中最も通商旺盛の地たるを以て銀錢の相場を公定する一定の市場あり外人居留地及び城内の二區に分ち城内を南市と稱し城外を北市と呼ぶ清國銀號の主人日々此處に會し以て當日金融の景況に基き時價を定む仲買人及び西洋銀行「バンク」の探訪人等來集するもの頗る多し其貨幣買賣の光景は恰も本邦米商取引所の如し而して内外通商に用ゆる銀貨幣は専ら北市評定價格に由る是城外の巨商輻輳して其金融の大なる南市の比に非されはなり

第十一章 度量衡

五百十

清朝の度量衡は大約康熙の時に當て其製を定めしものとす
大清會典に載する處に依れば康熙帝の詔諭に古法を考へ度
を製し量と權衡と之に準すとあり度法は其尺を營造尺、律尺
裁衣尺の三種とす内營造尺を以て官尺となし斗斛衡の式よ
り里程土田の量測に至る迄百度此尺を以て準とす其權衡に
あつては戸部定むる處のものは秤平戥の三種とす通じて官
秤と稱す外に市平錢法平の二種ありて官秤に比すれば少差
あり康熙四十三年の詔諭に民間用ゆる所の戥は輕重稍を異
なりと雖とも甚懸絶せず惟斗斛は迥然各別なり嗣後斗斛の
大小を畫一し弊端を杜き地方人民をして一列に遵行せしむ
へしとあり康熙の時に於て度法を改め量法を一にするも未

た衡法を改めしを見ず次て雍正元年の詔諭に法碼權種の總
名は戸部より輕重を審定し工部に於て之を鑄造し各布政使
をして部法の法碼を收貯せしむ虚捏して符せざるものは議
處すと又雜項銀の市平を以て交納するものは每千兩に三十
六兩を欠くを以て庫平官に依て折算兌收すとあり是官平市
平並に行はれ納税に限り官平を用ゆるものにして而して市
平錢法平は猶古式を改めざるものゝ如し今支那の度量衡を
以て之を我邦度量衡に比較して其定率を得るには大清會典
に示せる度量權衡圖の營造尺全圖に比して之を得へし即確
實なる法に依て之を我曲尺に較するに一尺零二分にして強
弱なし又た量は其寸法を我尺に改算して直に其容量を得へ
し其權衡の如きは英國の量目に比較せしものを又我國の量

に比して之を得へし此の如く政府の定むる所一定の法則ありと雖も未だ民間に行はれず各地皆其制を異にせり

度

説明の

清國の尺度は其初め黍一粒の横縦を以て分位を定めたるものにして古は黍一粒の横縦を分とす之を律尺と云ふ古尺にして今之を用ひす現今は縦を以て一分と定め之を營造尺と云ふ是れ即ち支那の官尺にして工部之を製し各省に頒ちて其度を遵守せしむ土田を度り里法を定め宮室を營造する等總て此尺を用ゆ又一を裁衣尺と云ふ布帛の寸尺を度るに用ゆ以上三種の尺は皆清朝政府の其度を定むる所とす而して每尺等しく分寸尺丈引の五度ありて分より引に至るまで十進法を用ひ且つ尺身は概ね竹を以て作り分以上を記して一

尺に終るものを用ゆること我國の尺製と異なることなると雖も近代に至ては其製紛亂して全國劃一なる能はず地方と之を用ゆるものゝ業体及び場合により大に差異あり故に商賣上の取引に至ては爲めに一層の紛雜を加へ實地の経験を積むにあらざれば殆んど望洋の感を免れざるなり
 大清會典に曰く一黍の縦度を以て分とし黍を累て今尺一寸を得云々蓋し大清會典は清政府の法典にして其示す所は固より動かす可らざるの製なるは論を待たず然るに清人が實際用ゆる所の尺度に至つては長短參差曾て均一なるを見ず米人ウヰキリヤム氏が清國通商案内に記する所によるに清國沿岸其他二三地方に用ゆる尺度の種類は八十四種の多きに及ひ長短の不同は六「インチ」以上に及ぶ若し細に内地に用ゆ

るものを檢せは蓋し猶多種の不同を發見するに至るへし尺
 度不同已に此の如きを以て土地に里程に其名稱同一にして
 實積の差異頗る甚たしく孰れか眞の國尺なるを辨せざるに
 至れり是れ政府か典範を製して之を實行せず啻に之を實行
 せざるのみならず其自ら用ゆる所も亦種々なる后表北京條下の尺度を見よ
 に由らすんは非ず其英清條約稅則の條に清國の一尺は英の
 十「インチ」一分に當るとなし普清條約には清國の一尺は十三「イ
 ンチ」七分に當るとなし同政府の認定せし所に於て其不同此
 の如し以て尺度の均一ならざるを證するに足れり前駐清英
 公使ウエート氏曰く曾て北京に於て算學者の衆評を以て清
 國の一尺は英の十三「インチ」一二五に當るとなし又在北京の
 歐洲算學者は支那の一尺は英の十四「インチ」六五五となした

尺類の別

り云々又米人ウヰリヤム氏の中國總論に曰く支那の尺度は
 工學者の評議を以て一尺を英の十三「インチ」八分一のウヰルド氏
 なりと同一となす云々は固より各自臆測に出てたるを以て其斷定
 の因る所を尋ねれば或は正確ならざるものあるは免れ難き
 所なるへし左に清國通商案内に記する所の清尺八十四種中
 其數種を摘載し本邦尺に比較して其の要畧を示す

清	英	日	本	尺
裁縫店に用ゆる尺	十四寸六八五	一尺二寸三分〇八		
反物商卸し尺	自十四寸七三四 至十四寸六六	自一尺二寸三分四一 至一尺二寸三分八七		
全 小賣尺	自十四寸三七 至十四寸五六	自一尺二寸〇四四 至一尺二寸二分〇三		
細工物用尺	十二寸七一	一尺〇六分五三		
モンキンチ一尺	十六寸八五	一尺四寸一分二三		
裁縫店尺	十五寸	一尺五寸五分七二		
テン尺	十一寸一八	九寸三分七〇		
タンテン尺	十一寸五五	九寸六分八一		

上海	造船尺	自十五寸七六九 至十五寸六九	自一尺三寸二七 至一尺三寸一五
	税關尺	十四寸〇九八	一尺一寸八分一六
	裁縫店尺	自十四寸〇五 至十三寸八五	自一尺一寸七分七六 至一尺一寸六分〇八
	收稅局用地尺	十三寸一八一	一尺一寸〇四八
	大工尺	十一寸一四	九寸三三七
天津	大工尺	十二寸三五	一尺〇三分五一
	反物商尺	十三寸七	一尺一寸四八二
	裁縫店 <small>城内の南部に ある者</small> 尺	十三寸五八	一尺一寸三分八二
	同 <small>全北部に 在るもの</small>	十三寸四五	一尺一寸二分七三
	地面測量定尺	十二寸八七五	一尺〇七分九一
	通常尺	十二寸六八	一尺〇六分二八
北京	細工人并に商人等の尺	十二寸五八五	一尺〇五分四八
	宮殿尺	十二寸四六八	一尺〇四分五〇
	政府統計に用ゆる尺	十二寸四〇	一尺〇三分九三四
	全上工部尺	十二寸三四	一尺〇三分四三
	宮殿工尺	十二寸一七	一尺〇二分〇〇

山西 裁縫人尺 十四寸五五 一尺一寸一分九五
 買物尺 十三寸九七六 一尺一寸七分一四
 蒙古人買物尺 十三寸七七九 一尺一寸五四九
 魯人ノ定メタル尺一千八百八十四年 十三寸二〇三 一尺一寸〇六六

左に掲ぐる尺度は内地貿易の中央なる漢口鎮住民の用ゆる處にして將來我國との貿易上關係不尠を以て特に照例として讀者の參考に供す

日清英比の比較

漢口通用尺名	日本曲尺	英尺
廣東尺	一尺二寸七分強	十四インチ一分
大工尺	一尺一寸五分半	十三インチ八分
算盤尺	全	全
反物店尺	一尺一寸七分	十四インチ
反物屋賣用尺	一尺一寸一分	十三インチ二半
竹器製造人用尺	一尺〇八分	十三インチ

街上小賣人尺

一尺〇九分

五百十八
十三インチ一強

裁縫尺

一尺二寸六分

十三インチ八八

綢緞尺

一尺一寸四分強

十三インチ六四

右の内廣東尺は英清條約書の通り恰も英の十四「インチ」一に當るを以て漢口税關の如きも皆該尺を以て標準とせり

因に云ふ支那にては古來商用大形算盤を一尺に定め今に至て尙變更せざるの地方あり則ち湖北湖南四川地方及至開港場に於て普通用ゆると處の算盤尺なるものは我鯨尺と太差なし其他の尺度は皆參差一定すへからず只非常の差なきに過さるのみ曾て羊皮商の賣買を談するを見るに買客より尺を製して之を携へ此一尺にして幾尺何金と問ふに羊皮商は中指と大指にて之を印し其長短を計り之か價值を云ひ又其使用尺を見るに別尺とは大に異りて殆ど

距離の測
名位の稱

算盤尺の七八寸に過ぎざりき其不規則も亦た甚しからずや距離を度るの名稱は八に分つ則尺步間畝里石頃度とす尺は十寸步或は弓は五尺間は一丈二百四十歩を畝或は斗となし三百六十歩を里とし十畝を石とし百畝を頃とし二百里を度とす而して度は歐米人の來らざる以前は一百八十里とせしか其後宣教師等の來るに及ひ或は二百五十里と定め或は二百里なりとの説をなすものあり目下通常唱る處の度は多く二百里を以て數ふ乾隆年中定る所の大清中外一統全圖も亦た一度を以て二百里と定めたり今假に之を適當の里數とし逆まに推して之に應ずる度以下の實長を算するに一尺の比較左表の如し

清

日本

一度	二百里	三萬八千二百二十丈六尺四寸六
一里		百九十丈六尺三分二
一步		五尺二寸九分四五三
一尺		一尺〇五分八九〇

右は算理上の推測にして其實清尺の之に符合するものあるを聞かす要するに人々其見る處に従て斷定を異にするを以て孰れか當孰か否其適從する處未だ知る可らず

量地尺

量地尺の名稱は五に分ち歩分角畝頃等の名稱ありと雖も其實際用る所は歩畝及ひ頃の三名稱に過ぎす而して清國中同稱にして實積の不同なるは猶ほ常尺の不同なるか如し大清會典に曰く廣一步縱二百四十歩を畝となす云々と然れども曾國藩か江蘇の賦税を論する疏に曰く寛窄を以て論すれば

江蘇は二百四十歩を畝とす縮あるも贏なし他省或は三百六十歩を以て畝とするか如くならず云々是を以て見るときは官定の畝は全國に通するものに非ざると明かなり今左に各地用る所の量地尺を擧て差異を示さん

廣東に於て一十方尺ハイチエン尺を用ゆ此尺は我一尺ニ寸三歩余に均しを井と稱し六十井を以て一畝とす則ち我八畝四一八四七に當る千八百四十八年に廣東省海南の地方官か英國領事館に授與したる尺度ハ四畝八七一を以て英の一「エーケル」に當るとせり則ち此一畝は我八畝三七六九九に當れり上海英領事館に清國地方官か授與したる尺度は清國の一畝は英國の一「エーケル」の六分一に當るとせり即ち此一畝は我六畝八零零七二に當れり是れ其の土地買賣に用ゆる

るに每櫛相同しからさると左表の如し

七升櫛に對する一升	我五合六勺二八五
三升櫛に對する同上	我五合五勺六六六
一升櫛に對する同上	我五合二勺五
二合五勺櫛に對する同上	我五合四勺

右每櫛に對する實量は現に上海に於て用ゆるものに就て試量し之を
我櫛に換算せしものなり

右の如く十合を一升とし十升を一斗とし十斗を一石となす
其名目は我國と異なるなしと雖も實物に至ては更に一定の
標準なく之を天度に比すれば其製の混亂せると一層甚しき
を覺ゆ各地互に少々宛の差あるか中に南北の差に至ては最
も甚しきものあり南方各省の間にては元より小々の差はあ
れども大概一升の米を以て一斤の重量ある者とし一斗を十

斤とし一石を百斤となせり故に我國の一石は大約支那南省
の二石五斗に當るの勘定なり然るに又北方の地に至れば其
一升は大約三斤もあるべく之を南省に比すれば三倍の量あ
り之を我國の櫛に比すれば頗る大にして其の一升は我國の
一升二合に當るの割合なり又西部四川地方に至ては大約四
斤を以て一升となし一石は四百斤位なり之を南省に比すれ
ば四倍にして其の一升は我國の一升六合に相當するか如し

南量二升五合は	國量一升到當り
南量三升は	北量一升到當る
北量一升は	國量一升二合に當る
川量一升は	國量一升六合に當る
北量一升は	川量七合五勺に當る
南量一升は	川量二合五勺に當る

南量一升ハ

北量三合三勺三戔ニ當ル

如此其差異甚しきか故其土地の小賣に枴を用ゆるのみにして商買向の賣買は重に重量を以て定むるととす又年貢米の如きも方今は之を錢若くは銀に折し年貢米一石銀幾匁若くは錢幾千文と地方官より人民に告示し其告示に照し銀納せしめ其貢銀を粮道に送り粮道は其貢銀を以て定額の米を買入れ之を漕送するとなり居れり

衡

衡の細説及用法

清國の權衡は物を量るに黍粟十黍十粟黍銖十銖兩二十兩斤十六斤引二斤鈞三十斤擔百斤石二百斤の九に分つと雖とも當今は大小に因て其稱呼を異にせり俗に大なるものを大秤と云ひ其遊動錘を用ゆるを錘と云ふ又衡竿の中央を活動的の柱に支へ衡竿の左右を同長同量な

らしめ數個の銅碼を用ひ左右互に扣除して重量を得るを天平と稱す金銀を衡るには總て大平を用ゆるを多しとす其重量を算するには毫を以て起算し十毫を一厘とす十厘を一分とし十分を一錢(一匁)とし十錢を兩とす平も亦世間に行はるゝ者は其種類甚多く土地或は商買の種類に依り頗る差異あれども概して官秤官平一名關秤關平若しくは庫秤と稱する十足平を以て標準とす天秤の種類を九九平九八平九七平九六平九五平と稱し其種類は甚だ多けれども其九九、九八、九七、九六、九五と稱するは總て十足平に對して其平の大きさを意味せるものにして則ち九九平の百兩は其實十足平の九十九兩に當り九五平の百兩は其實十足平の九十五兩に當る如此なるか故に其計算複雑なるに似て頗る容易なるものなり又戥

子則ちチキリは大小共に我國のチキリと同形なり其最小竿長八九寸位のものに至ては金銀鴉片等を衡るに用ひ旅行する人々は輕便なるか故に此衡を携帶し以て金銀を衡るに用ゆ上海及び漢口等にて用ひらるゝ戥子は之を封度に比較すれば百三十六封強を以て百斤に相當するの比率なり又地方に因り其用ゆる衡に差異ある一二の例を述んに重慶の天平は九七平にして漢口の天平は洋例と稱し九八五平九八兌の計算にして其實九六五平なり則ち漢口と重慶とは交通賣買の頻繁なるに拘はらず其天平は百兩にして五錢の差あり故に凡そ物品を賣買約定するに其用ゆる所の權衡の種類を定むるを要とす彼の銀兩の數を記するに其平種の字を蒙らしむるは則ち亦之れか爲めなり大清會典に曰く寸法を以て輕重の率を定む赤金方寸は十六兩八錢白金方寸は九兩云々今左に各地用ゆる所の賣買の品目により其斤量の差を示さん

廈門	一擔	赤砂糖を權るとき	九十四斤
同		氷砂糖同	九十五斤
同		藍 同	百十斤
同		米同	百四十斤
上海	一擔	米を賣買するとき	百磅
福州	一擔	米を賣買するとき平均	百八十斤
天津	一石	豆を衡るとき	三百六十斤
同		小麥同	百六十斤
牛莊	一石	米及び豆を衡るとき	三百二十斤
	一擔	時として豆一石は三百斤を用ゆるとあり	
	一擔	油及び藍を衡るとき	九十一斤

右の外少量の物品を衡るに間々不同あるは固より免れ難き所とす但し英清條約に中國の一擔は一百三十三磅三分の一に當れりとなすを以て通商上用ゆる所ハ専ら此率に遵ふもの、如し即ち我十六貫零九十九匁六分九厘八四一に當り一斤は我百三十三匁三分に當れり

外人か清國通商に用ゆる秤は専ら行秤を用ゆ 行秤は從來清人非ずして外國通商の道開けし以來歐人清國權衡の製一定せざるを以て諸種を折衷して一の秤を作るに始まると云ふ清人物産卸賣店(問屋)を行と稱す是行秤の名あり而して清人の用ゆる所のものは其種類甚た多し今茲に行平百兩に對する各平の比較と其用處を示す

行平	百兩	金巾反物類を除くの外外商と賣買總て之を用ゆ
新行平	九十九兩九四	
開秤	百五兩	海關の納税に用ゆ

公法平	九十九兩五	外商と金巾反物類を賣買するに用ひ清人は繻子緞子を賣買するに用ゆ
錢平	九十九兩二	錢を以て金銀を賣買し及び雜貨の賣買に用ゆ
議法平	九十九兩三	味増賣買に用ゆ
曹平	百一兩五	兵營中に用ゆ
天津紋銀平	九十五兩二	廣東福建等の清商か清國船を以て運漕し洋貨局に賣るに用ゆ
天津庫平	百三兩二	天津の諸官衙に用ゆ
京市平	九十九兩二	北京にて諸種の賣買に用ゆ
京二兩平	九十七兩二	官衙に於て諸の賞與金を衡るに用ゆ
相平	九十九兩五	上海に於て地金銀を衡るに用ゆ

上記の如く凡て日用に屬する需用品は概ね斤量を以て賣買し之を熟知せざる時は騙証せらるゝと少なからざるか故に清國貿易に従事するものは尤も注意せざる可からざるととす就中我國海産物の大市場たる漢口の秤平は極めて緊要の關係あるを以て今特に其通用秤を擧ぐると左の如し

錢平

漢口物貨取引上通用の權衡と云ふ可きは即ち此一種にして何貨物何省人を論せず漢口に於ては準を此秤に照算するを多しとす該秤の百斤は我國の九十五斤に當り西洋の百卅六「ポンド」六六六に當れり

浙甯秤とは即ち甯波秤の別名にして海産物樟腦八角推茸人參、麻、大黃、甘草、葶麻子等各行雜貨の取引は多く此秤を以てし錢秤と共に其の用處頗る廣く其百斤は錢秤の百零五斤に當る且つ該秤の百斤は恰も我國の百斤と同しく西洋の百三十三封三、三三に當れり

磅秤

此秤は税關及び各洋行皆通して之を用ふ

公議秤

秤は錢平十五兩三錢一斤より成り錢平に比すれば

一斤に付小なると七錢每百斤少なると四斤六兩とす日常需品小買小賣の通用秤となせり

加一平とは一割増の謂にして何平を論せず一割増にて取引するとなり錢平加一平は十七兩六錢一斤より成り則ち百斤に付十斤の増とす漢口に於ける

土菓水菓店に於て皆之を用ゆ

曹平

該秤は即ち清政府定規の權衡にして百貨百物の權衡は凡て此秤を用ゆ可きものなるに政令の遍ねからざるや民間各自の權衡に任せ敢て之を咎めざるに至れり然れども年賦租稅及び官業即ち鹽秤の如き今尙ほ此秤に依る又麝香香油に就ては獨り此秤を用ゆ

右の外外省人の漢口にありて自省の秤平戥を使用するありと雖とも右數種の權衡に照して其價格斤量を定むるときは取引上毫も支間へあるとなし

第十二章 郵政

郵制 支那の驛遞たるや我國郵務の官民等しく資るものと同じからず官には郵制あり民には信局ありて各々其用を異にす其信局とは即人民の私設に係はるものにして民間往來の書信銀錢等を遞致するを業とす其郵制とは兵部之を總管し要衝の地を撰んで局を置き一切官信遞傳に供す局内馬疋を貯へ地方官をして之を監督せしむ名けて驛站と云ふ其往復馳遞の狀は我國維新前の駟即急使と同く發着の定期あり速度に緩急の別あり緩は一日十六里乃至五六十里を馳せ急は七八

十里乃至百里餘に達せり我國の駟は多く籠を以て馳走せしも支那の差使は凡て馬疋を用て馳奔す是れ驛站貯馬の設ある所以なり而して驛場に二種あり其要衝にあるものを驛站と云ひ即ち京城と省城間の通路に當るものはなり僻陬に在るもの里甲馬と云ひ各府州縣官の馳驅に充つるものはなり又差使に大差緊差小差及流差の別あり經る地の諸官其接遇するに各々差異あり然れども何差使に係らず沿途一切の經費は皆な地方政官より之を支辨するの法則にして兵部より發給する所は但其差使の要する所の口頭人夫馬疋車轎船隻より護送の兵數に至るまで逐一之を符上に明記して之を與へ以て沿途の各州縣官をして其數を按して之を辨せしむるのみ

郵制は兵部特に清駕車司を置き以て之を統轄す然れども郵政官の黜陟は吏部に於て之を掌り罪案は刑部に於て之を處し道路脩理等は工部に於て之を管し經費支銷は凡て戸部より之を發給するものとす而して各省は總督若くは巡撫藩臺州縣官各衙門の各兵房に於て其事務を分擔し若し其州縣の驛地甚た要衝に當るものは別に驛遞官を置いて驛務を專司せしむ是を以て京城より差使を出すときは清駕車司より郵符を支給し各省よりするものは各總督より之を付給す而して其郵站は凡て地の遠近衝險を計りて之を設け大概每九里に一小站每十三里一中站每十七里に一大站即馬站を置き其要衝なる地にあつては馬を養ふと六十乃至九十頭馬夫を備ふると百人乃至百五十人の多きに至る又里甲馬と稱するも

のは偏僻の州縣間文書の來往等に充つるものにして其必要に方り其各郷里保甲の馬疋を徵發して之か差用に充て平常は一定の馬匹なし凡て本線路を橫斷する河水に於ては兩岸に必ず常に船一隻を備ふ郵務の煩雜斯の如し紛々擾々其費實に夥し近時電信瀛船の便開けしより多少其錯雜冗費を免るゝものありと雖ども然れども州縣近地平常の往復は尙ほ驛を置いて之に附し又陝西甘肅山西河南の地方の如きは多く皆舊に依て驛務を置けり

差使
別の區

大差とは欽差或は主考の出京するとき外藩の進貢する時各省の總督巡撫將軍提督等の上任及巡出するとき學院の上任或ひは出棚するとき調兵の國境を過ぎて外藩に赴くもの等を云ふ緊差とは凡て不時の急報及上奏書を送呈せんか爲め

時日を限り馳走するものを云ふ小差即ち散差とは任滿て籍に歸る者或は勞を憫み死を恤て每驛に於て人馬を供する者等を云ふ流差とは罪を犯して外籍に流送するものを云ふ包馬とは平常の公文を往來送遞するものを云ふ其分別斯の如く其禮遇各殊なり其藩服の進貢するや必ず先づ之を首站の地方官に通知し地方官より督撫を経て之を京城衙門に奏聞して上諭の下るを待ち然る後之を沿途の各驛に傳達し首站には殊に令して預め其進貢者貢物の品目送貢の人数其護送の兵數酒席の等差人夫馬疋車轎船隻等の要すべき物件を逐一牌章上に明記せしめ以て沿途の支應に便ならしむ而して貢使省城に達すれば督撫官直に之を大堂に引き其貢物を驗して酒席を設けて之を歡待し席散すれば貢使及其護解者に

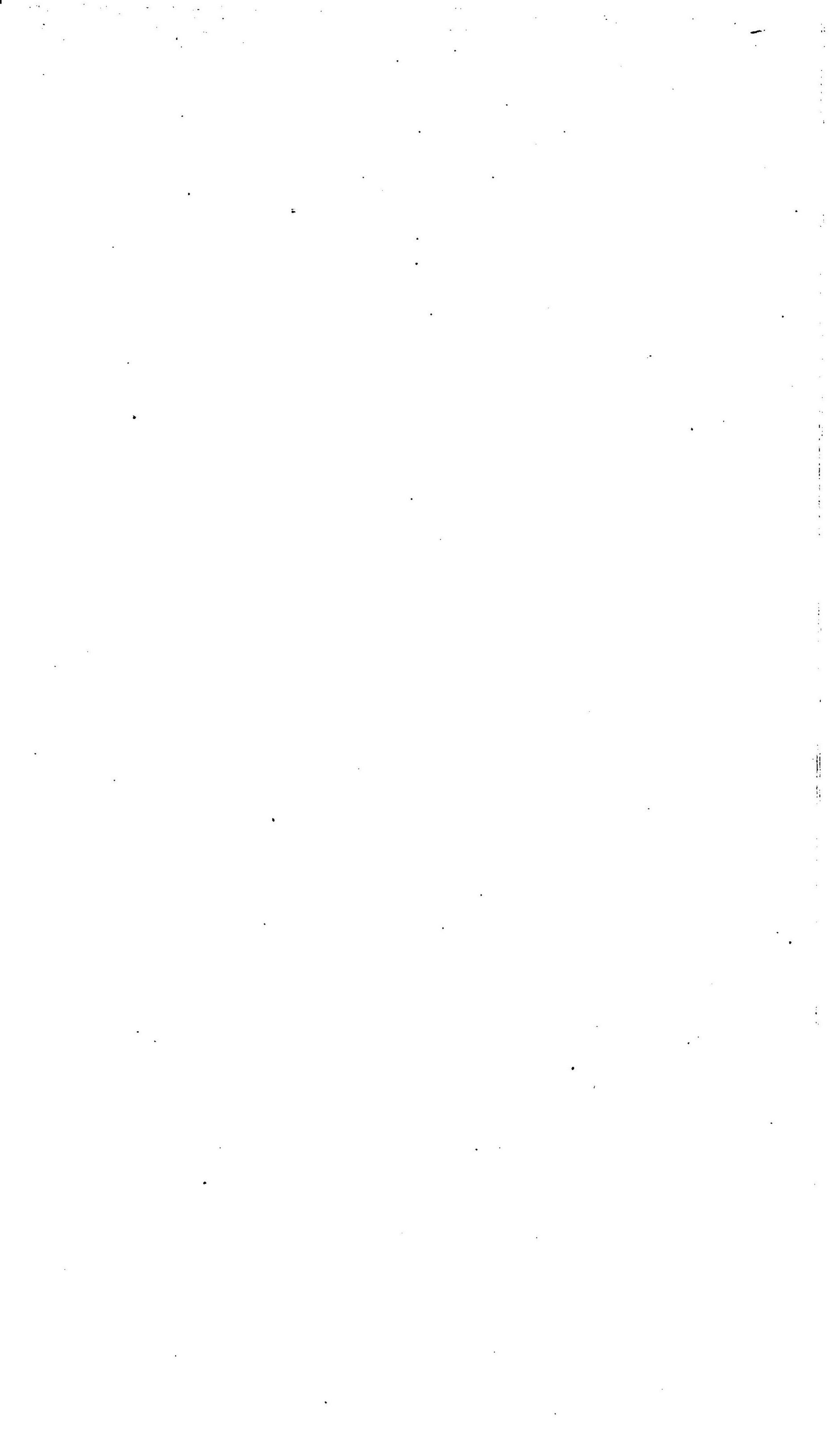
至るまで飾物衣料靴帽等を送與し然る後發程するものとす此外大差も亦之と異なるとなしと雖とも差使省城に達するときは單に迎送謁拜に過ぎずして貢使の如く驗貢賞賚等の事なきの差あるのみ其他諸般の詔を奉るとき祭官を遣すとき香帛を捧るとき勅印を齎すとき差官の國境を過ぎ及帑項金銀、重要犯罪者等を解送する時の如きは特に兵を發して之を護送す

郵政の弊
害極まる

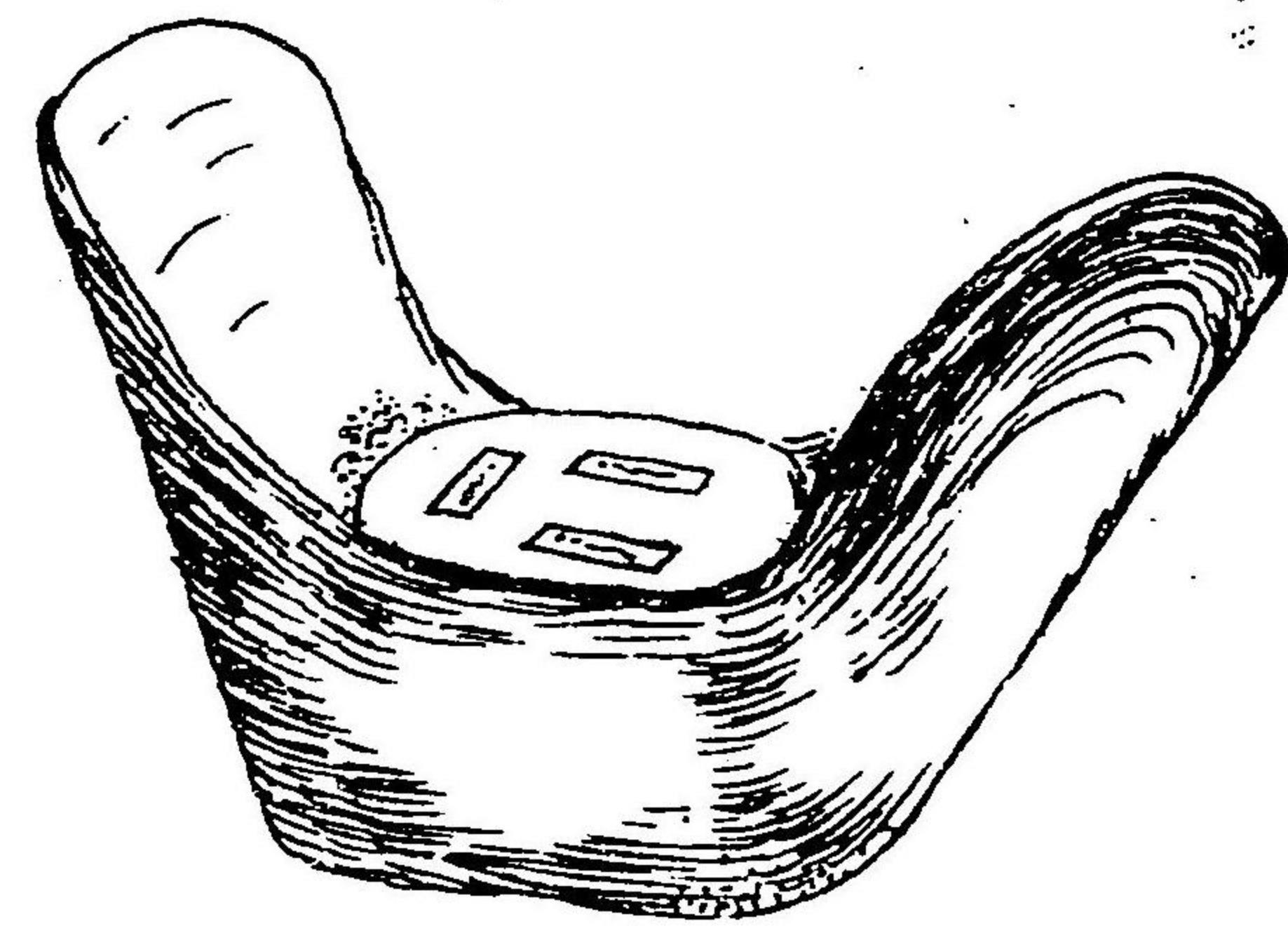
郵制の大要其れ斯の如し而して驛務に於て若し過失あるときは兵部は之を各省督撫に責め督撫は布政使に責め布政使は州縣に責め而して州縣は之れを里甲局紳と行船行號頭夫頭家丁書役等に責む督過黜罰其法甚た嚴なり是を以て各差使或は勅命を矯め或は額外の酷索をなし百弊千害其間に延

播して其情聞くに耐へざるものあり蓋し清廷創立の際に當り各藩の未だ全く撤せざる海疆の多事差使繁多往來絡繹員役の狼なると狼虎の如く徵索の慘なる殆んど盜賊に同じ其毒今に及んで轉た甚し鞍を解き馬を下るに當て肉山酒海其醉飽に供し賂遺賔ならされは馬集て群をなすも皆其選に中らす百方多索の外又折乾(差若し數の如く馬匹を要せざる時は其要せざる分を銀に交へて之を要するを云ふ)を要し詭りて言ふ馬騎に堪えすと折乾の外又其馬料金を需む若し水陸交衝の地に遇へは既に諸費を得るや更に又坐船を要し官船を撥するに及んで或は其滯滯を唱へ民船に坐せんとを要し皆金を歛して餽送せしむ之に於て漸く一船に座して行き或は竟に船に坐せず又驛馬に乗て去る然れども是猶其小差なり其大差に當ては兵部より先づ各省へ知會を行ひ

沿途の督撫地方の州縣預しめ馬匹を料理し供帳を伺候し工匠及剃頭爪取のものに至る迄畢く備はらざるなきを期し遠く馬夫を遣して數百里の外に差使の如何を偵探せしむ而して其至るや兇威百般賄賂千端前驅庖丁に至る迄其杯弊(進物を云ふ)の敬禮あり之を土儀と云ふ驢金の敬禮あり之を過山利市(山越の祝儀と云ふことなり)と稱するか如き或は下程の規禮と呼ぶか如き苛勒誅索其蠹毒枚擧に遑あらず嘗て聞く光緒初年某北地に於て三差使一縣に偶合するあり互に凌辱需索を極め縣官其爲す所を知らず終に一室に自縊せりと其蠹弊是に至て極まれりと云ふへし



山東元寶十五兩

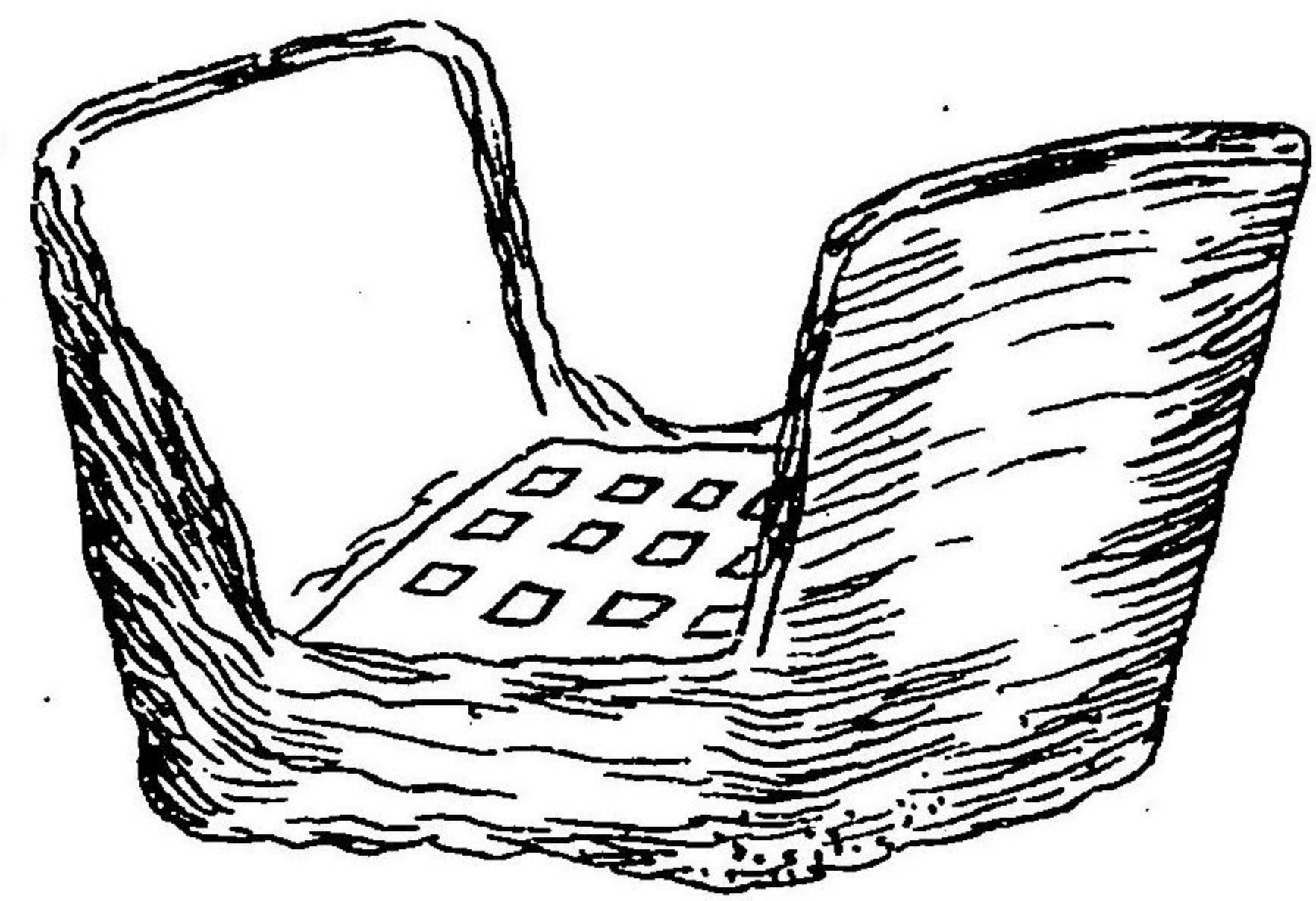


湖北元寶

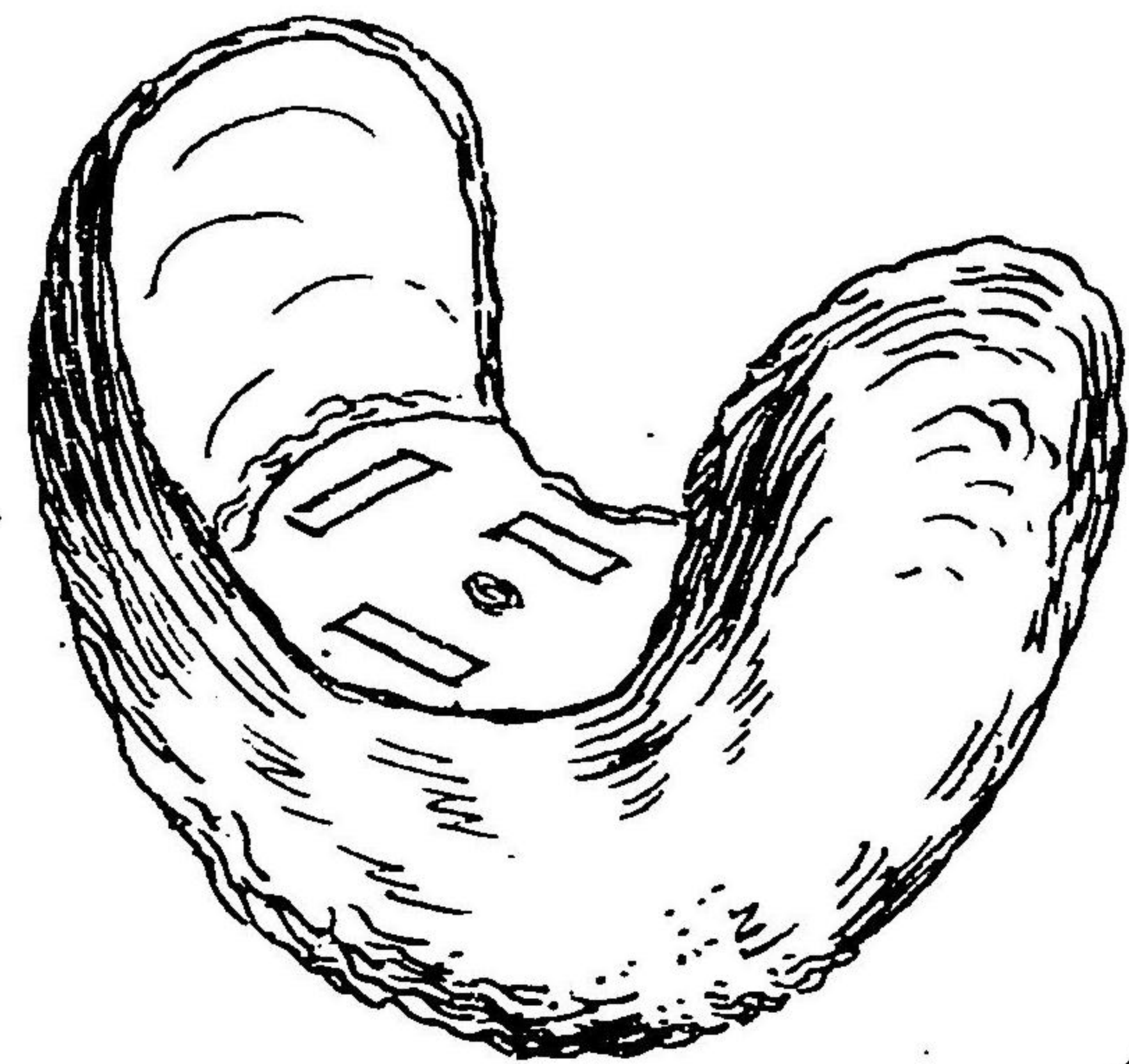
五十兩



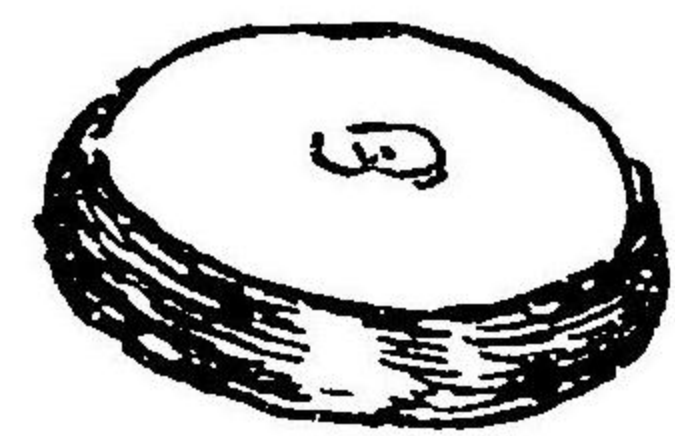
江西方寶十五兩



湖南寶元十五兩



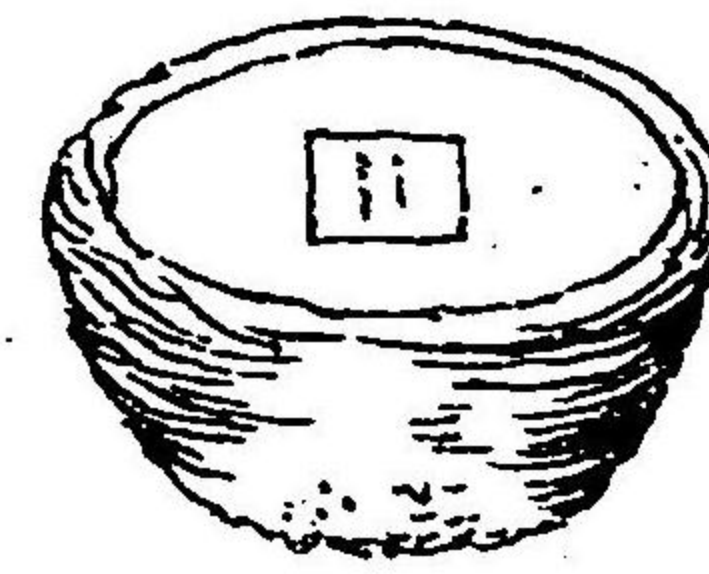
昌關子



三五錢以至一兩

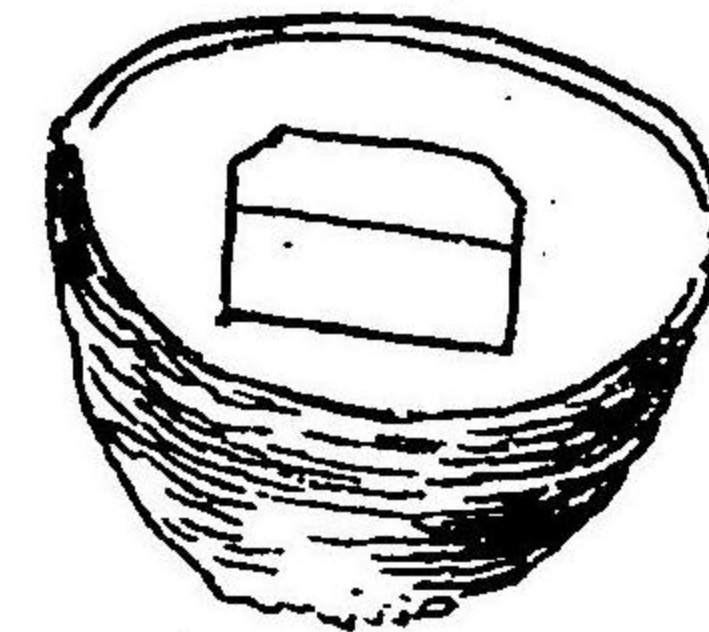
松江關錠

五兩不足



武昌關錠
昌關錠

五兩不足



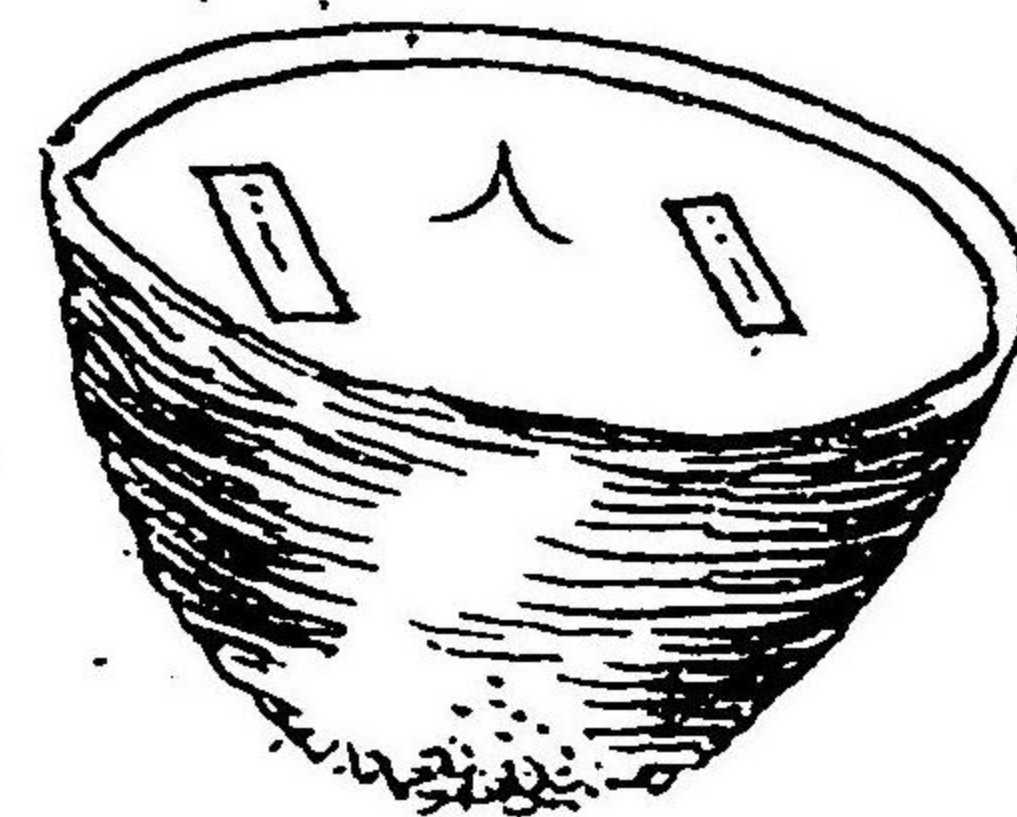
蕪宅錠

五兩不足



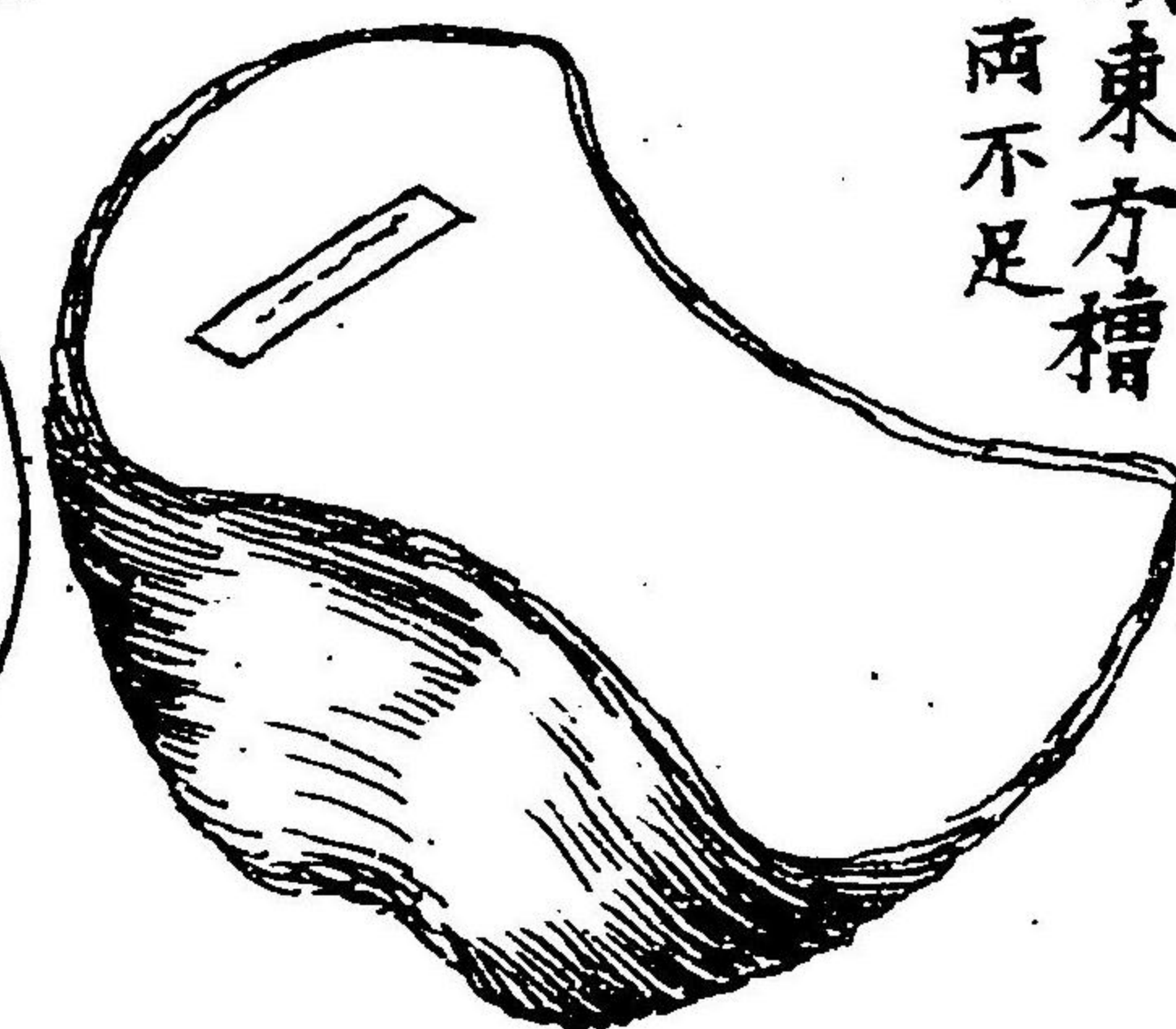
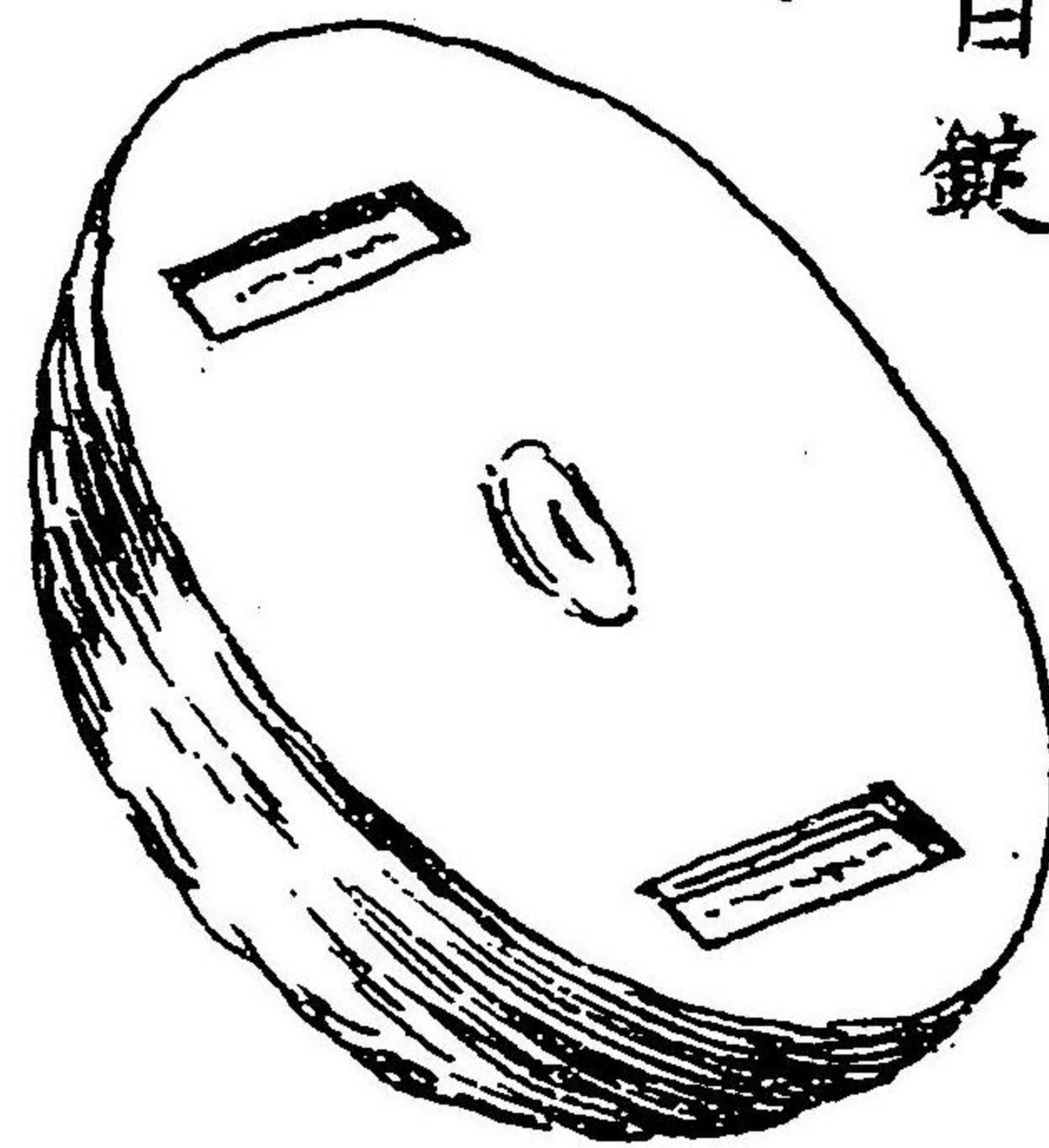
荆沙錠

五兩不足

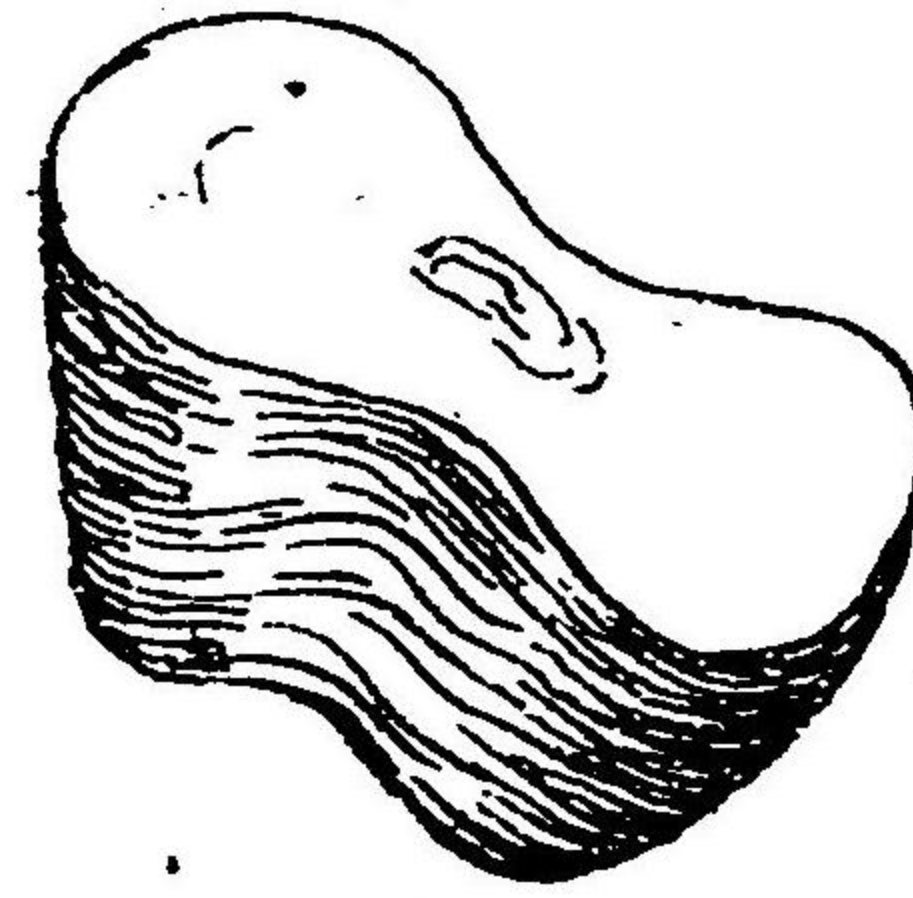


十兩不足

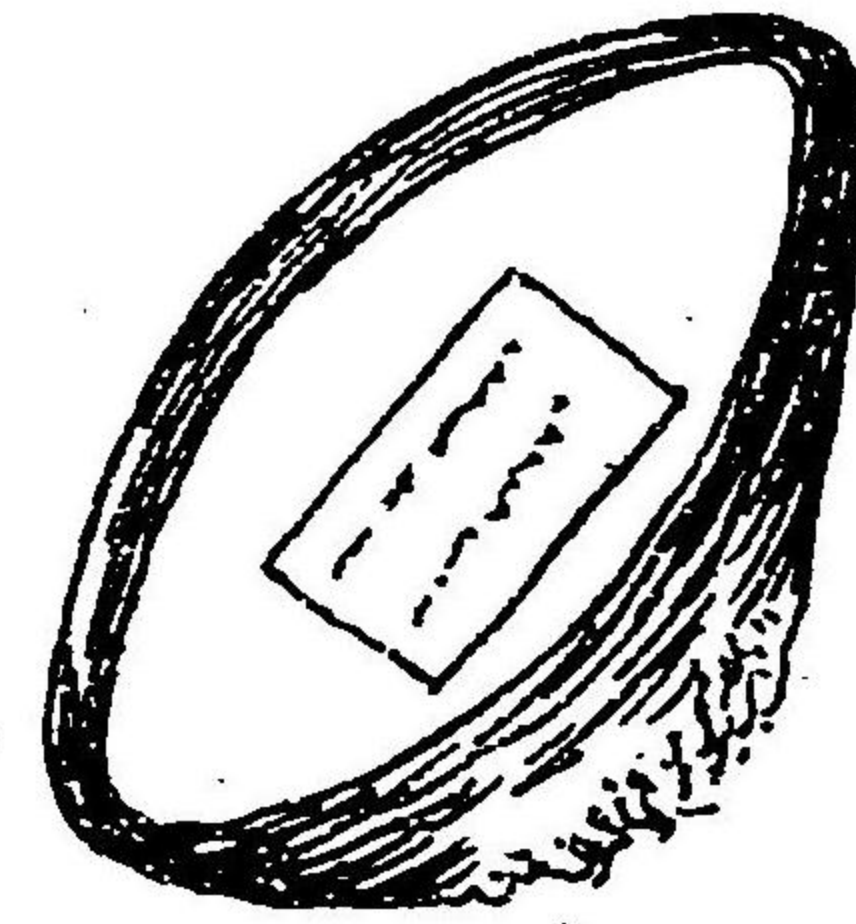
川白錠



陝西馬蹄錠 五兩欠



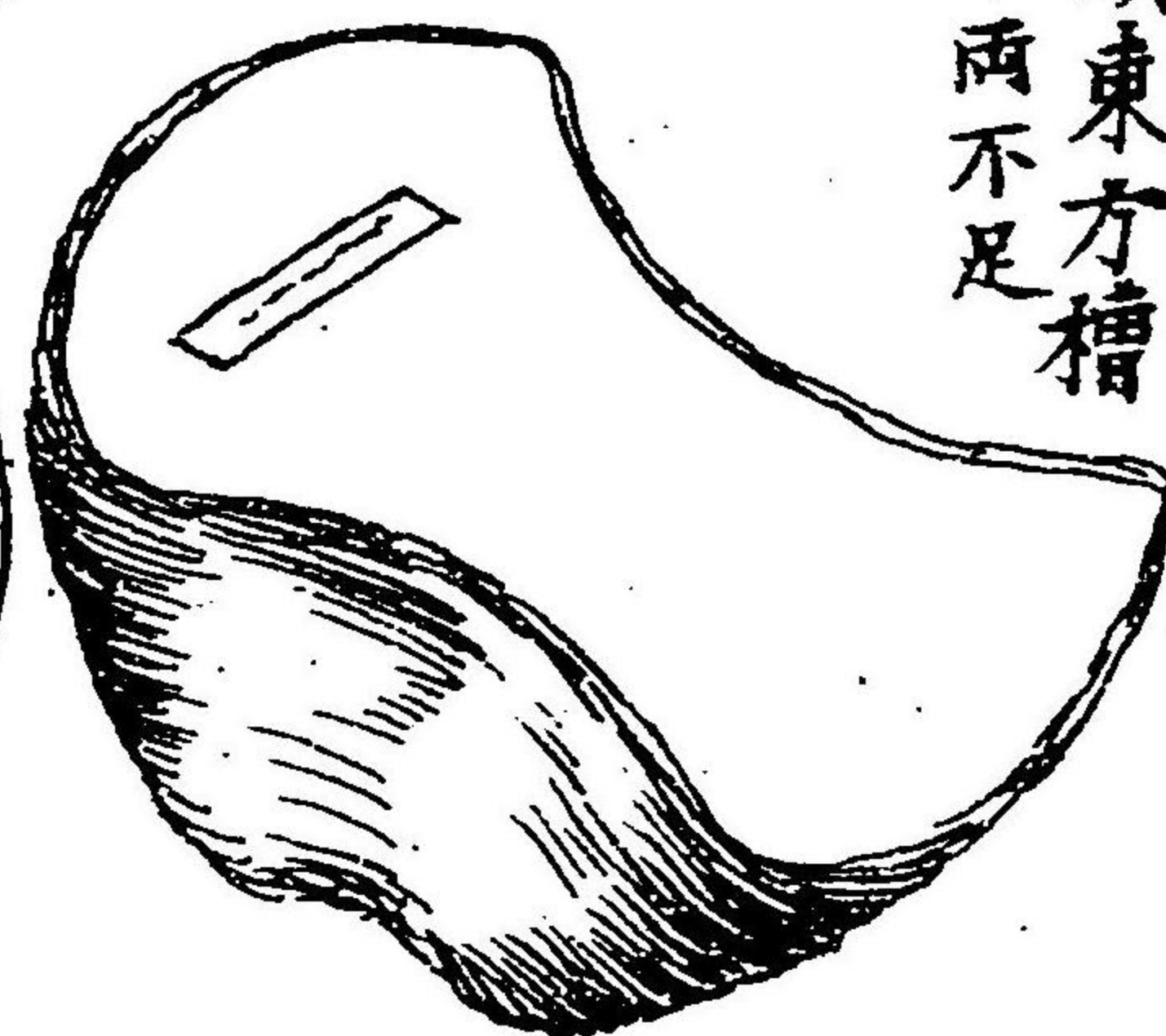
涇陽槽子 三四兩餘



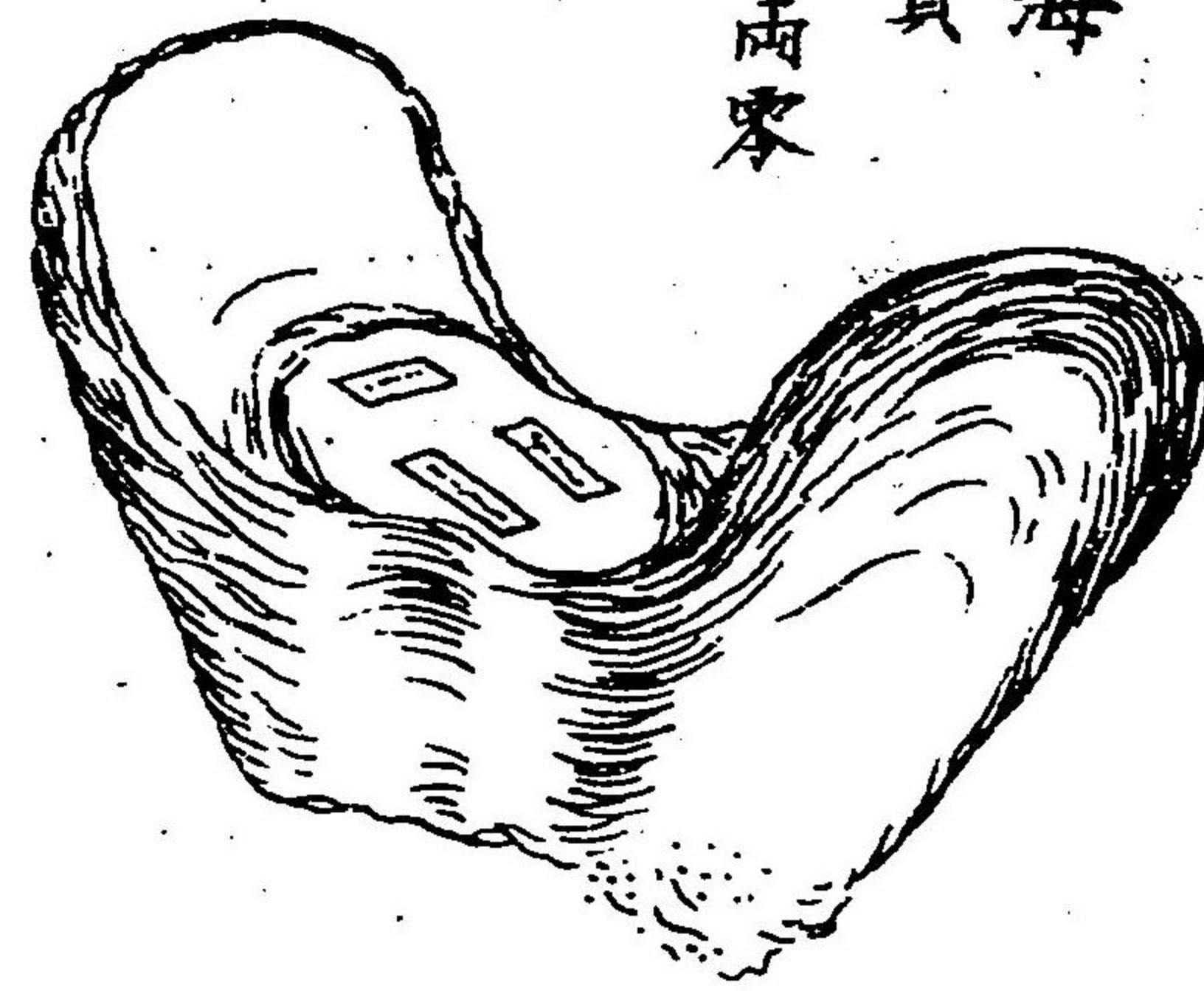
江西方槽 七八兩



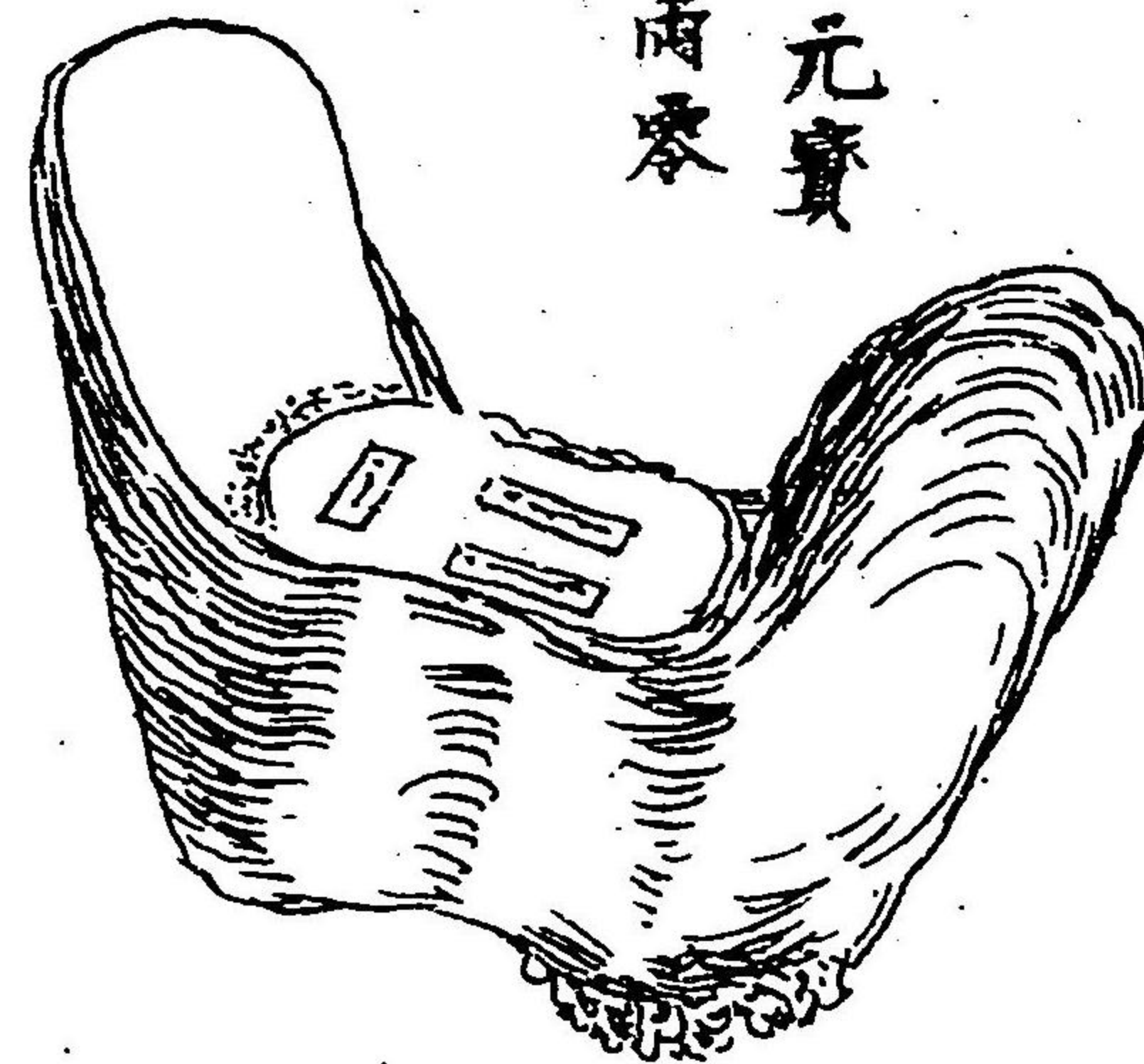
廣東方槽 十兩不足



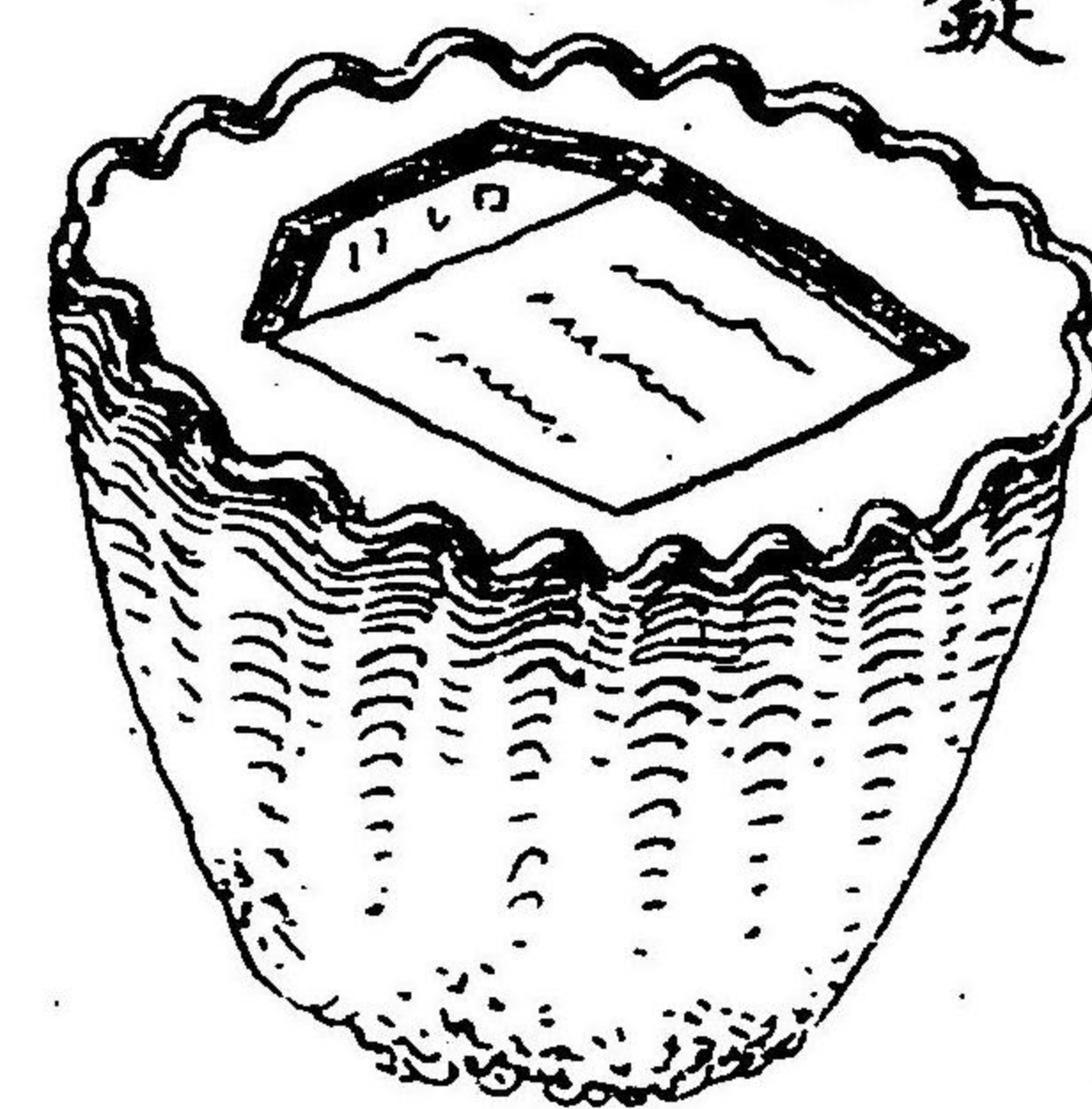
上海元寶 五十兩



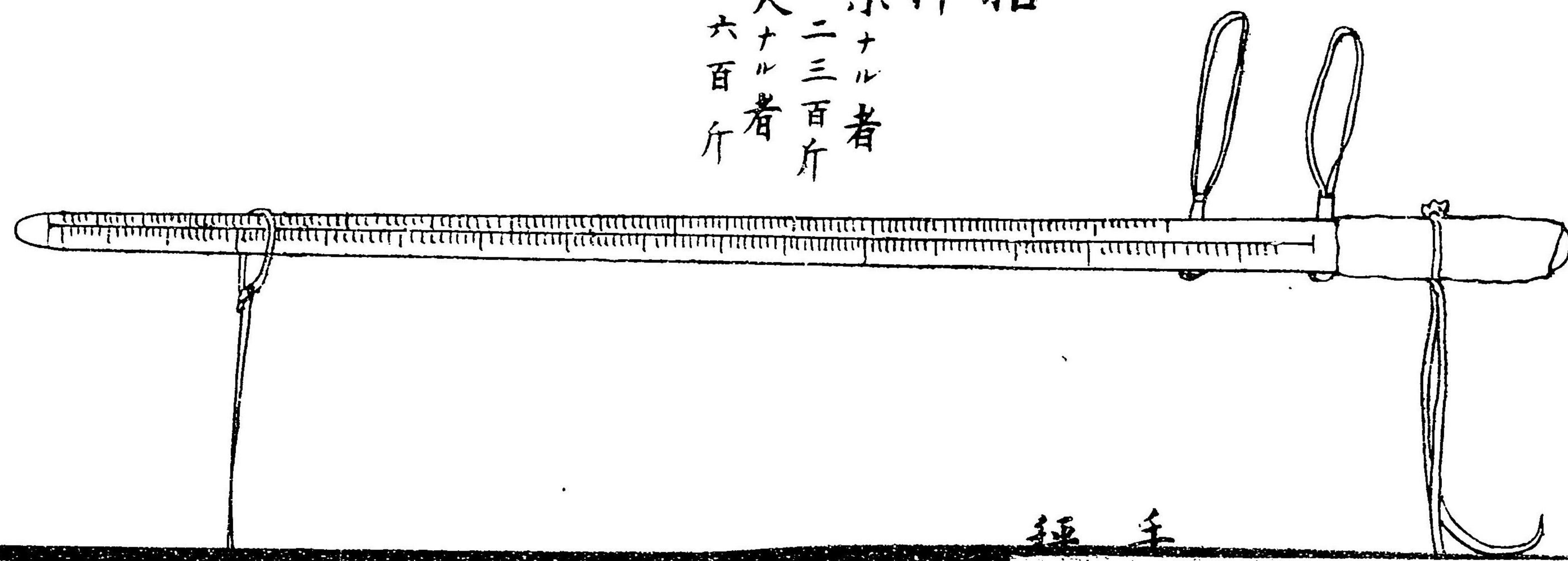
山西元寶 五十兩



夔關稅錠 十兩不足

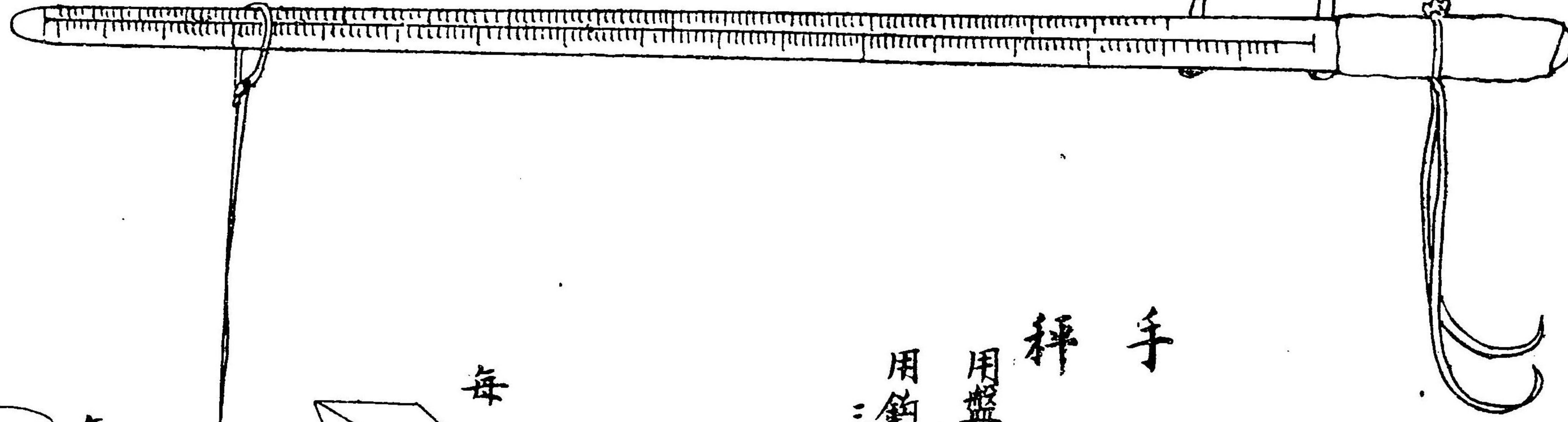


秤拾
小ナル者
二三百斤
大ナル者
六百斤



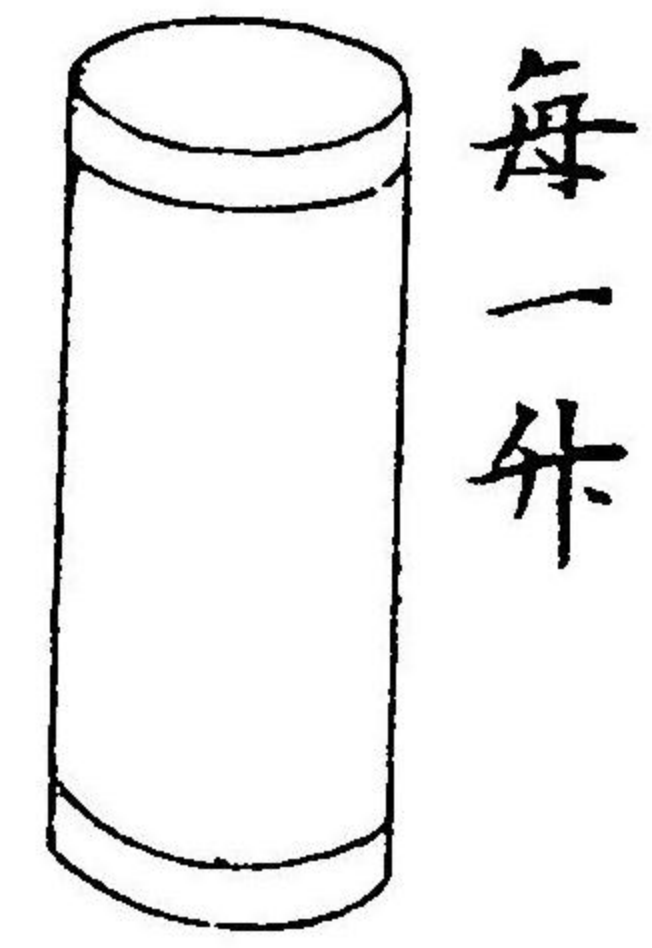
秤手

百斤者
二百斤者
三百斤者

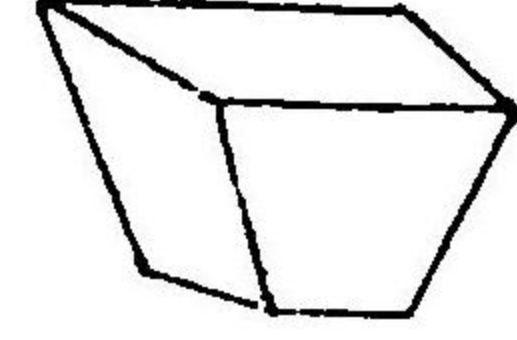


秤手

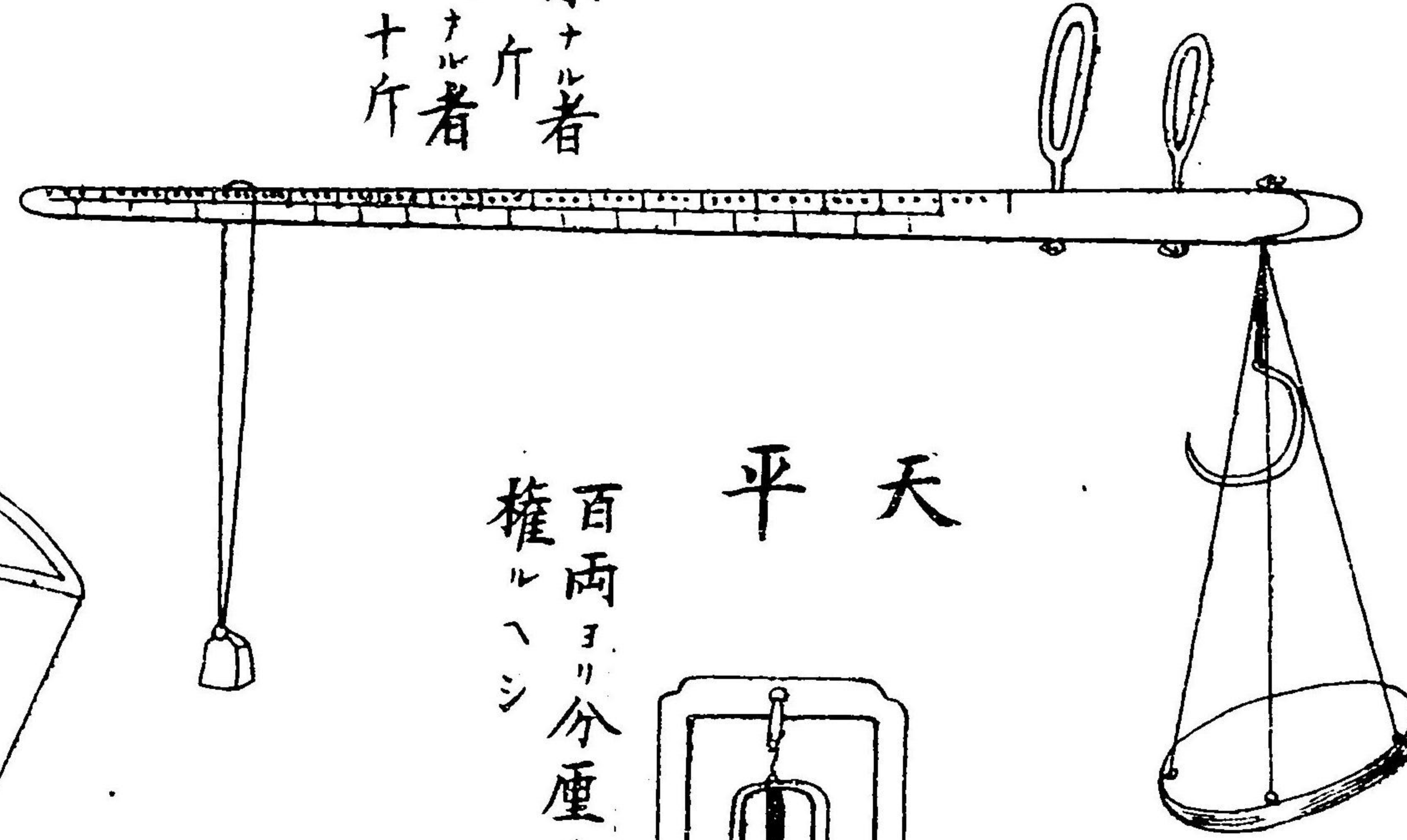
用盤小ナル者
用大ナル者
三十五斤



每一升



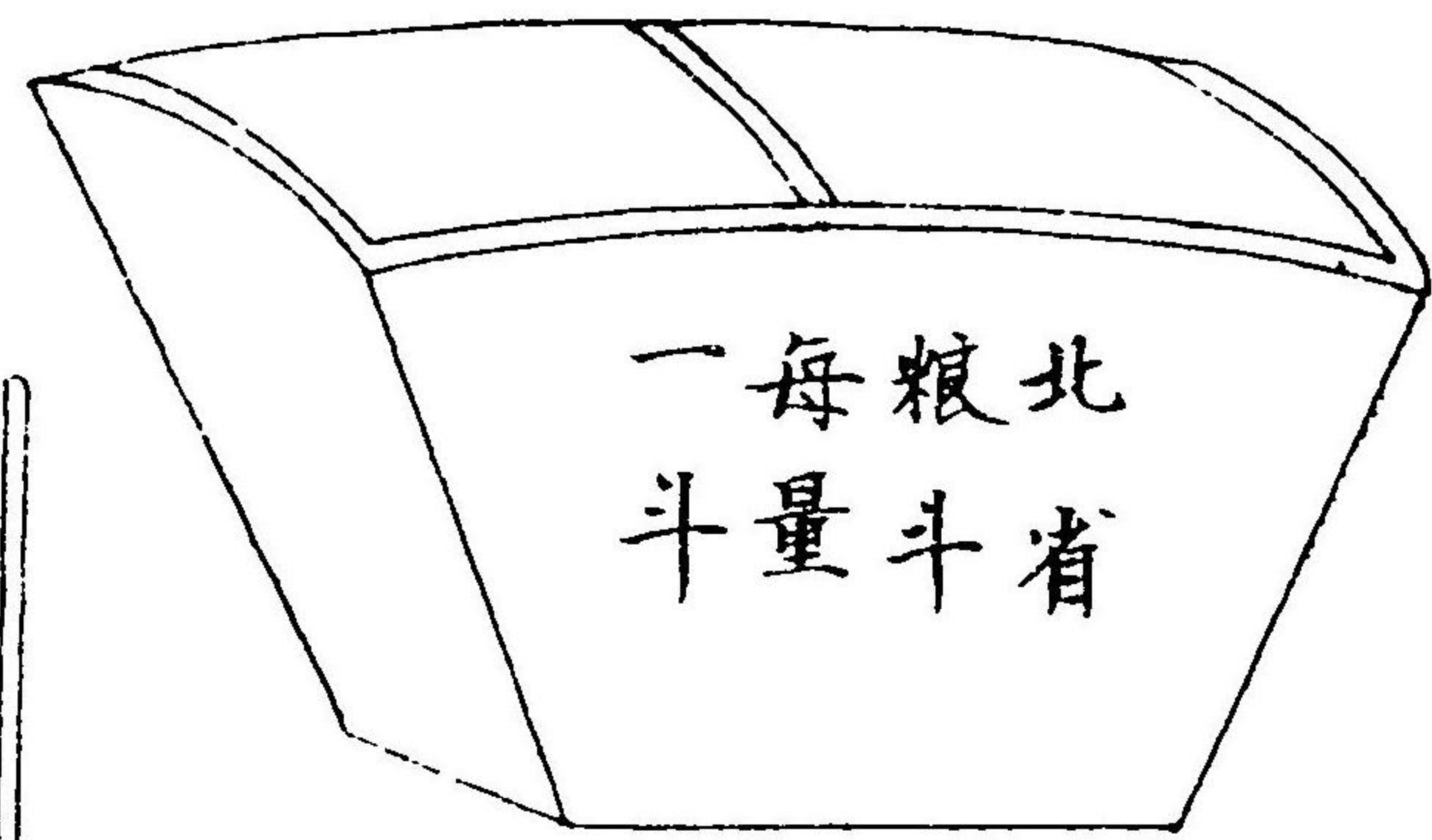
每一升



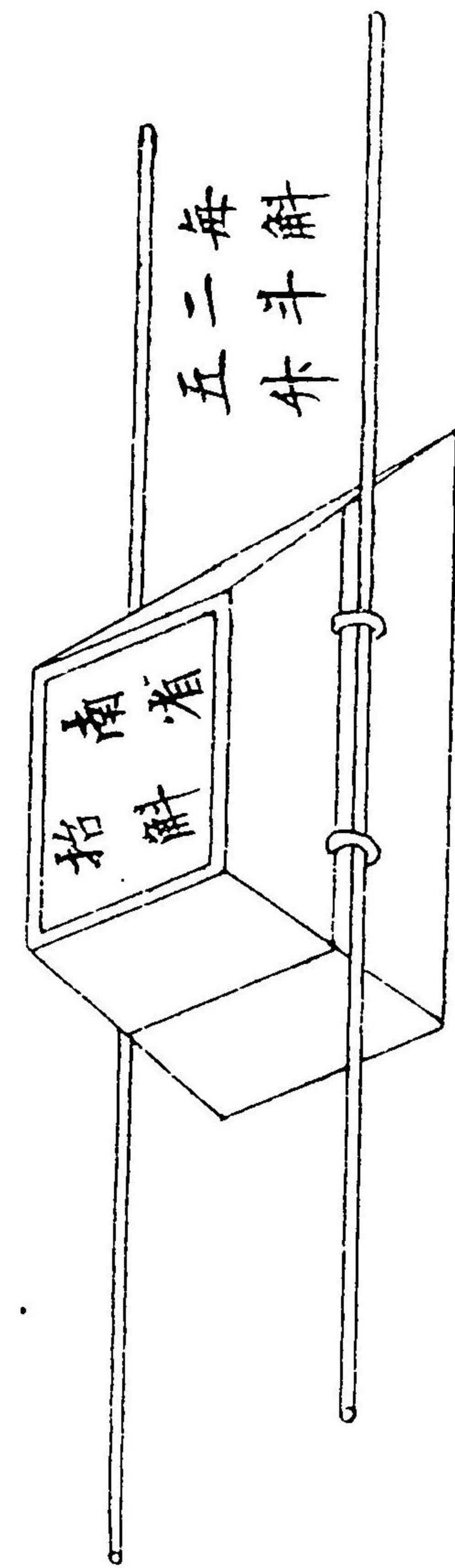
天平

百兩ヨリ分厘ヲ
権ルヘシ

秤の圖



北省糧每
斗量

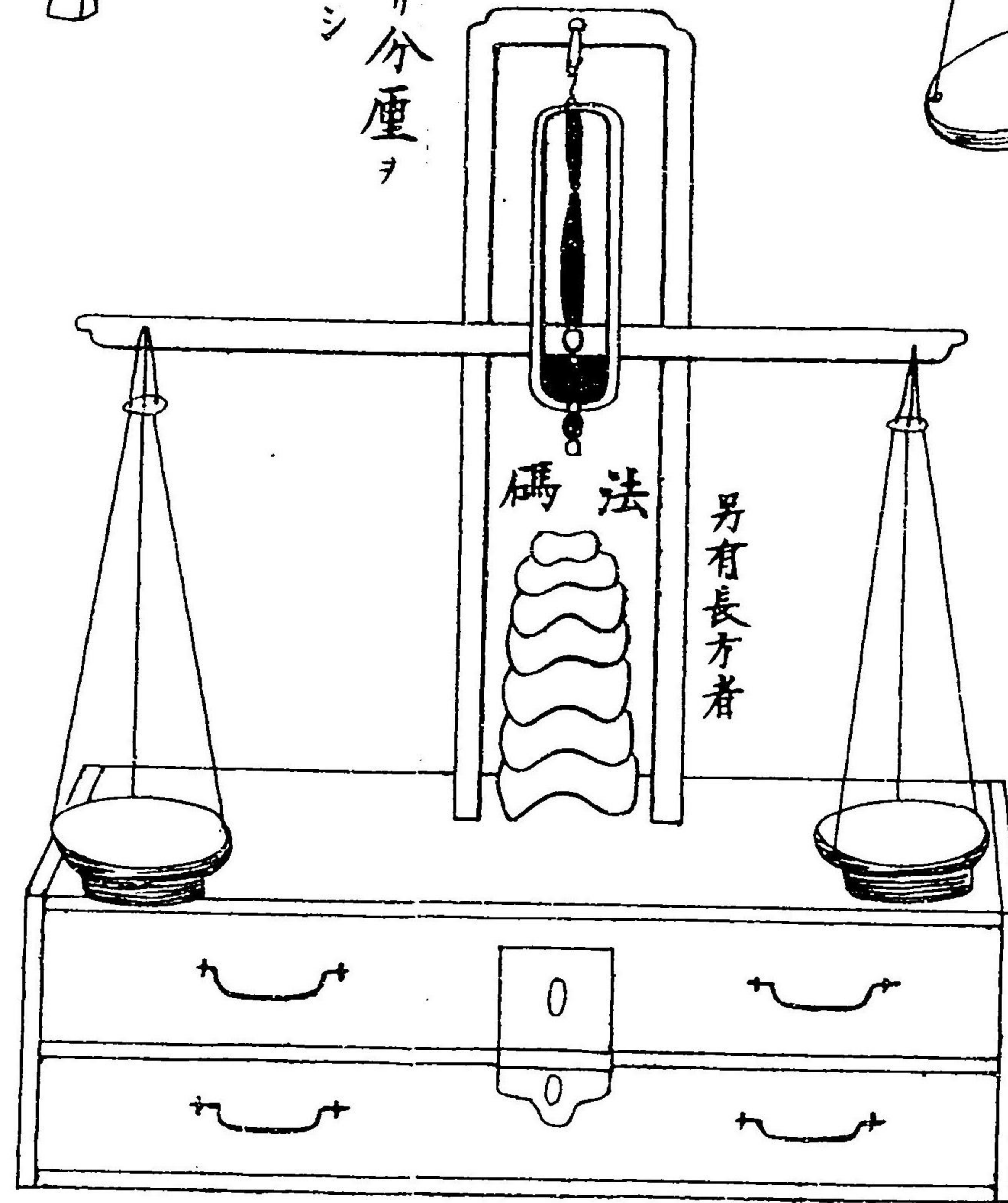


每斗
五升

省糧
每斗



商省
米糧斗
每量
一斗



碼法

另有長方者

第三門 運輸

第一章 水運

總說

支那内地の運輸は北馬南船の一語を以て之を蔽ふを得へし大別して之を言へは長江以北の各省は地勢高燥にして江河湖澤の運輸に便なる者甚少なく故に其交通と運輸とは多く車馬の力に資る若し夫れ長江以南の諸省にありては大江巨川溝洫吠滄湖澤淀泊呼吸相通し脈絡縱横恰も蛛網を布くか如く八達四通殆んど舟行す可からざるの地なし是を以て通邑大都より邊郷僻陬に至る迄交通運輸殆んど總て舟楫の用に由る就中揚子江は獨り南部の運樞のみに止らす實に支那帝國の大動脈百貨吐納の寶流なり其全長凡二千八百海里其流域十一省に涉り殊に土地膏腴物産豐饒なる四川、雲南、湖

北、湖南、江西、安徽、江蘇を貫流し上海より湖北省宜昌府に至る
 一千九百十九海里間は漚船を通し四川より海に至るの間岷
 沱、渠、涪、嘉陵、涪陵、沅、資、湖、漢、蕪、鄱、錦、蜀、東、江、等無数の大川巨水及
 ひ大湖巨澤を總攬し水經八十万英方里の地に曠り其の運輸
 交通の便固より喋々を要せざるなり其他浙江の錢塘江、甌江
 甬江、福建の閩江、廣東の珠江は皆一方を利濟するに足れり之
 を要するに内地水運の便は中部各省を以て首となし南部各
 省之に亞き北部諸省に至りては微々として見るに足らざる
 なり故に水運の利は南人獨り之を專にすると謂ふへし
 南北沿海及ひ長江一帯の互市場廿三港就中香港、上海、廣州、天
 津、福州、寧波、鎮江、九江、漢口、重慶、芝罘、汕頭、廈門の十三港を以て
 内外貨物集散の主點と爲す而して上海、香港、廣州、漢口、天津の

五港最も其盛を極む蓋し上海は長江の咽喉を扼し香港は南
 洋の頭腦を攫むを以て福州以北及ひ長江一帯の各港は總て
 上海より之を分輸し福州以南及ひ南洋各港は香港より散運
 し屹乎として支那貿易の樞軸を握る然れども二港は唯た通
 過貿易の地に屬し内地商人との取引賣買に至りては遠く漢
 口、廣州、天津の三港に及ばず
 漢口は楊子江の中游に位し支那の腹心に據り九省の通衢と
 稱せらるゝ大都會にして其運輸線路に當ては四川の重慶湖
 北の沙市樊城及ひ老河口陝西の興安湖南の湘潭常德等の大
 市場を有せり故に中部内地の商人は總て漢口に駢集して内
 外貿易の取引を爲すを以て内貨の外に出るもの外貨の内に
 入るものと皆此地に輻輳し賣買の盛大なる各港中推して第

一とす

廣州は廣東廣西二省の主府にして三港運輸の便を有し南方巨擘の大都會と稱せられ物産の豊阜なる各港に冠絶し其運輸線路に當りては梧州南寧桂林韶州惠州佛山等の大市場を有せり故に南部各省の商人は總て此地に群來して百貨山積取引賣買の盛なる推して南部第一とす

天津は北方の大市場にして北京の管鑰を執り保定大名德州等の大市場を控へ是等内地の商人は總て此地に出でて、貨物を購買するを以て取引賣買の盛なる又北部諸港の首位を占む若し夫れ上海、鎮江、九江、重慶、芝罘、福州、廈門、汕頭に至りては其近傍内地商人及び外商との取引あるのみにして遠省商買の取引に至ては甚た盛ならず抑も取引の大小は即ち運輸の

大小にして運輸の大小は即ち貿易の大小なり今左に本部支那水運區域を分て東西南北中の五大部となし逐次之を詳説せん

とす其東部に屬するもの五省曰く江蘇、安徽、江西、浙江、山東、其西部に屬する者四省曰く甘肅、四川、雲南、貴州、其南部に屬する者三省曰く廣東、廣西、福建、其北部に屬する者三省曰く直隸、山西、陝西、其中部に屬する者三省曰く湖北、湖南、河南、是なり

東部の水運

東部の水運は即ち江蘇、安徽、浙江、江西、山東の地にして中、江蘇、安徽、江西の三省に在りては長江を以て之か幹線となし浙江は錢塘江を以て幹線となし而して山東は黃河運河を以て幹線とす

江蘇省中水運の便を有するの都會要地は鎮江、揚州、江寧、常州

蘇州、松江、淮安等の諸府及び常熟、無錫、太倉、通州、泰州、上海、青浦、海州、清河、阿高郵、丹陽、吳江等の諸州縣にして就中上海、鎮江、江寧の三地は幹線の要部に踞り四方運輸の樞軸を執り自在に之を擒縦し此間の往復は都て汽船に由るものとす其松江、青浦、蘇州、常熟、大倉、吳江、無錫等の地は上海の運輸區に屬し悉く内河によりて往來を通ず而して松江に至るには黃浦江の支流より十二里半にして達し蘇州は吳淞江に由り二晝夜にして達すへし近時上海蘇州間に小汽船を浮へ十八時間以内に於て達するを得大倉、無錫、吳江、青浦等の各地へ黃浦、吳淞二江の支流若くは運河に由りて往來を通ず其丹陽、常州、揚州、高郵、淮安、清河、海州等の各地は鎮江の運輸區に屬し都て南北運河の便により鎮江より起りて南常州に至る二十二里半北長江

を越へ揚州高郵を経て淮安府に至る約を三十八里餘海州に赴くには淮安より東北民便河の水道に由り三十六里にして達すへし其他揚州より邵伯を過ぎ高郵湖に浮て西淮河に入り遠く安徽省の中央部に向て運輸の便を有せり

安徽省

安徽省の運輸は南部は長江の幹線に由りて沿岸の各地に通じ北部は淮河を経て同省中央の各地並に西北河南省の境界に入り遠く運輸の便に富めり而して幹線に屬する運輸の鎖鑰點は安慶及び蕪湖の兩地にして北部を鳳陽、潁州とす其の幹線の南部に在ては廬州、寧國、廣德、徽州、太平の五府州及び旌德、繁昌等の諸縣は蕪湖の運輸區に屬し内河及び長江に由りて往來を通ず蕪湖より起りて寧國府に至るには縣河よりして水陽河に入り二十五里にして達すへし廣德州に赴くの運

路は水陽河より南碇湖を過ぎ綏溪河に入り三十一里にして到るへし太平繁昌等の地は長江の沿岸に位置するを以て運道皆な長江に由る獨り徽州は蕪湖の運輸區に屬すと雖ども浙江省富春江の流域に在りて水陸の要衝を占め近傍の各地運輸の集點となり安浙二省に誇り廣く水運の便を有せり中央廬州府に赴くは江を渡りて裕溪河に入り巢湖を貫き約を五十九里にして達すへし其安慶の運輸區に屬するの地にして池州東流建徳の三處は長江の沿岸に在りて運輸甚た便なり獨り建徳に赴くには長江よりして前河の支流を溯る二十三里にして達すへし太湖潛山相城の三縣も同く安慶の運輸區にして長江を下りて縱陽鎮より内河に入り菜子湖を経て倒流河を溯る十六里にして相城に達す又た安慶より潭湖を

過き潛山に至る二十里太湖に至る二十八里とす其北部鳳陽潁州の二府は共に淮河の流域に在りて滄河淝河渦河沙河汾河汝河等の諸水に由りて廣く運輸の便を河南の東部半省に有し其歸を淮河に統へ鳳陽潁州の兩地其衝に當り安徽北部運輸の集點たり

浙江省

浙江省に在りては杭州寧波潁州温州の四府を以て運輸の鎖鑰點と爲す而して其杭州の區域内は錢塘江(上流を富春江と云ふ)を以て運輸の本線とし相廬嚴州富陽海寧昌化淳安蘭溪金華諸暨龍游衢州餘抗開化等の諸府縣之に屬し且つ安徽省徽州府に向て大に水運の便を有し南は江南運河に通し嘉興府を経て江蘇省蘇州鎮江及び松江上海等の各要地に向て運輸の便を有す即ち杭州省城より錢塘江を下る十三里海寧州

に至り是より海灣に浮んで江浙兩省の沿海地方に向て運輸の便あり又省城より江を溯る十二里半にして富陽縣を過ぎ又九里新城に至り更に二十一里相廬を過ぎ嚴州府に至る相廬より小河を溯りて西行せば於潛昌化等の地に通じ嚴州より新安江を溯る二十里淳安に至る是より二十余里にして徽州府に達す又嚴州より蘭溪を過ぎ金華府に到る二十一里信安江を溯り衢州に至る三十七里半とす其の寧波は甬江を以て本線とし姚奉化の二江を統へ奉化餘姚紹興上虞嵊新昌等の諸府縣及省城杭州府に向て運輸の聯絡を通す即ち毎日上海と汽船の往來あり且本省沿海の各地及ひ舟山普陀等の諸島嶼と海運の便を占め沿海地方及ひ内部の運輸に於ける第一の關門たり甯波より奉化に至る十里姚江を溯り餘姚上

虞等の地を過ぎ紹興府に至る四十二里紹興より省城に至る十七里此間の水路を稱して一に紹興運河と云ふ紹興より嵊縣に至る二十二里新昌に至る二十五里共に水運の便あり其湖州府は太湖の西南岸に位置し東北湖水に由て江蘇の各地と往來を連ね南は西塘河及ひ龍溪河を以て杭州武康德清安吉等の諸府縣に通す即ち大湖を控へて江蘇省の各地と呼吸相通し來楫去帆頻紛織るか如し南は西塘河より德清縣に至る十一里武康縣に至る十三里龍溪河の水路を取て安吉に至る十四里孝豊に至る廿一里府屬一帶水路四通安徽省の東部各地及ひ省城杭州府との間水運最も便なり其温州は甌河を以て運輸船路とす處州松陽遂昌雲和青田宣平等と各地を統ふ即ち甌河を溯り青田縣に至る十五里處州府に至る卅三里

處州より好溪を溯る十一里縉雲に至り大溪を上る十四里雲和に通す又斐溪よりして上て十五里宣和に至る松陽に赴くは同く處州より大溪西河を溯る十五里にして達すへし而て温州も亦上海寧波間と漚船を通せり

江西

江西省は北首を長江の南岸に托し九江府を以て運輸の起集點として鄱陽湖を以て之か總滙と爲す而て贛江一水蜿蜒として省の南北を貫き以て運輸の幹線となり四方の水路を總括し東北流して鄱陽湖に入り長江に出つ而て長江の上下は現に漚船の便を資れり其九江に次て運輸の要衝に當るの地は省城南昌府及び吉安贛州の二府にして此三府は共に幹線贛江の沿岸に位置し最も有方の地と爲す即ち南昌の運輸區域は瑞州、上高、新昌、豐城、臨江、分宜、袁州、撫昌、建昌、新淦、峽江等の

諸府縣にして吉水、泰和、萬安、永新の諸縣は吉安府に屬し雩都、會昌、南康、上猶、南安、信豐の各縣は贛州府の區域に在り南昌より瑞州上高新昌等の地に至るには豫章江を溯り十五里瑞州府に至り又十四里上高を経て七里新昌に至る南昌より袁州府に赴くには贛江を溯り十五里豐城を過き又二十二里臨江府に至り此より喻河に入り十五里新喻を過き八里にして分宜十里にして袁州府に達す南昌より撫河を溯る三十里にして撫州府に至り又た七里にして建昌に達す此他新淦、峽江等の地に至る皆贛水の水道に由る其吉安府より起りて泰和、萬安の二縣に赴くも亦た贛江より十里にして泰和を過き十三里萬安に至る永新に赴くには路を潞江に取る二十六里吉水に至るには贛江を下る五里にして達す其の贛州府より

南安府に至るには章江の水路を取り南康縣を過ぎ二十五里にして達す此地は大庾嶺の東北麓に在りて廣東省南雄州と毗連し水陸運輸の關節たり其零都會昌等の地に至るは共に貢江よりし信豊に赴くには桃江を溯る二十三里にして達す此の他鄱陽湖東の饒州府及び浮梁縣屬の景德鎮は商業殷盛の地にして湖北の漢口廣東の佛山河南の朱仙と共に天下四大鎮の一に居り磁器製造の旺盛なる支那第一と稱せられ昌江の水道に由りて本省及び安徽省の各地と運輸の便を有せり抑支那十八省中水路の整ふ江西を推して第一と爲す故に水運の法亦た頗る順便と稱す蓋し鄱陽贛江一湖一水相待て其用を大にする者と謂ふべきか

山東省

山東省は水運最も不便にして惟省の西部を南北に貫通する

運河と西東に亘りて奔流する黄河とあるのみ其の他長川大河少からずと雖平時は水量甚た乏しく僅かに車軸を沾ふすに過ぎず只た秋霖の暴漲に際して奔波激流を見るのみ黄河の如きも水勢暴激にして甚た舟運に便ならず故に船舶の上下往來するもの極めて寥々に屬す其運河は江蘇より入り濟寧、東昌、臨清等の都會を経て直隸交界の德州に至り東折して天津に赴く往時海運未だ開けざるのときに在りては漕運の要路に當り疏濬周く到り往來自在軸轆相啣みて絡繹絶へざりしも漚船の航路一たひ外洋に開け津滬の間笛聲相應するに及び官商皆内河運輸の不便を感じ専ら外海に依りて南北の交通を資す是を以て運河の龍始めて衰へ疏濬到らず修繕廢し水量多からざるの時に方りては大船巨舶の往來に不便

を感ずるに至れり向きに清佛の交戦に際し再び運河の切要を發見し稍疏修を加ふと雖未だ往日の觀に復する能はず其運河の沿岸に在りては臨清、東昌の一府一州を以て繁盛第一とし德州、濟寧之に亞く省城、濟南府に赴くには東平州より黄河を下るを順便となす然れども運河往來の船舶は黄河を上下するに適せず蓋し水流の緩急に隨て船体の堅脆を分てはなり是を山東水運の概畧とす

西部の水運

西部の水運は即ち甘肅、四川、雲南、貴州の地にして揚子江の流域に屬するもの十の七に居る餘は黄河及び其他の水經に屬するものとす

甘肅省

甘肅省は水運殊に不便にして纔かに舟楫を通すへきは獨り

黄河の水道あるのみ而して其黄河の運輸は大抵省城蘭州府よりして下り寧夏を過ぎて長城を出て内蒙古部に入り灣曲して東北し山西邊境の包頭鎮に至る大約三百五十里間を以て稍や盛なりとす此の他寧夏府靈州一帶の小區域に在りて水路四通頗る運輸の便を有するあるのみ

四川省

四川省の水運は總て長江の流域に屬し重慶、成都の二府を以て貨物集散の中心とし之に次く者を叙州と爲す就中重慶は嘉陵江、長江と相會するの阿に位し水陸運輸の衝要たり北嘉陵江を沂れば合州、定遠、順慶、蓬州、保寧、蒼溪等の各地に通し合州より渠河に棹せは廣安、渠縣、綏定等の諸府縣に至り濬江の水路に由るも亦能く順慶、成都の中間に向て運輸の便を有せり其重慶よりして省城成都府に到るには水路二百三十五里

陸路百二十七里にして水陸共に運輸を通すへしと雖重慶よりする者は多く陸路を取り成都よりするものは水路に由るを便なりとす何となれば重慶より省城に至るには長江を溯りて叙州に至り此より又岷江を上らざる可からず此の間の江路は水流極めて急激にして大小幾多の險灘を通過せざるを得ず好し順風を得るも三十七八日を費すにあらざれば能く到る能はず若し降雨逆風等に遇へば日子を加倍するも達し難きことあり之に反し成都より重慶に下るは早きハ先づ十日遅きも十五六日を出てす今其の水路の概況を擧ぐれば成都府城の東門外より小河を下りて眉州に至る間は水甚た淺くして春冬二季は漸く半載船と稱する小船を過ぐるのみ眉州に至れば則ち岷江にして水量亦た深きを加ふ嘉定を

過くれハ大渡河來りて之に會し水勢最も迅疾なり成都より此に至る四十里余是より九里道士觀に到るの間一大渦洞あり行舟危險の處と爲す嘉定より江を下る三十余里にして叙州に至る岷、金沙、兩江相會するの處なり是より十四里江安縣を過き十三里瀘州に至り十四里合江を過き二十八里江津を経て十五里即ち重慶府に達す其瀘州より沱江を浜れば富順内江、資州、資陽、簡州等の要地を経て遠く新都に至るへし此の水路たる資州以上は水量尤も少きの時は深さ僅かに四尺余にして最漲のときは一丈に達するとあり故に上流にありては小舟にあらざれば通す可からず瀘州より上成都に至る九十六里と云ふ其嘉定府より夾江を浜りて雅州に至るの水路は江流急激にして淺灘多きを以て竹筏を用て運輸に資す大

渡河は歸化、富林等の地より上游紫竹打に至る十九里の間は十余担積の小舟を通すへこと雖も下流嘉定府に至るの間は江流大なるも奔湍激流峻灘多きを以て行舟に便ならず又叙州より金沙江を浜り遠く雲南省の各地に向て運輸の便あり此他瀘州の合江縣より赤水河を浜りて貴州の仁懷州に至るか如き涪州より涪陵江の水路によりて貴州省の各地に至るか如きは小川支江の舟運に便なる者枚擧に遑あらず若し夫れ成都以北の地に在りては水流多くは急激にして行舟に便ならず岷江の如きも灌縣以上は六七尺の水量を有すと雖も灘多くして船を通せず専ら竹筏を以て運輸の用に充つるのみ湖北省の宜昌より本省重慶府に至る長江の水路は夏季水漲るの時は灘石水中に没して其の所在を失するか故に行舟

最も急險なるを以て已むを得ず狹隘なる陸路を経るの安全に出さる可からずと雖も他の三季間は溯洞共に江路に由るを便なりとす惟其宜昌より浜りて涪碗溪に至るの處一灘あり奔流激湍舟子を増さずれば進行し難し是れより香溪塘に至れば又た一灘あり瀑布の状の如し歸州灘を過ぎて野灘に抵れば激流狂噴中船と雖も必ず五十人以上の綱牽を要す乃ち此地の人之を以て營業とす牛口より五個の小灘を経て賸石に至れば兩岸の礧巖對峙雲表に聳へ石破天驚の勢あり是より進行三里兩岸相逼り峯巒峭立水勢盪激萬雷脚底に起り險惡比なし是れ所謂巫山峽にして即ち三峽の一なり巴縣を過くれば又た蛤蟆灘あり水勢震盪殊に甚し進て太溪口に至り一灘を過ぎ瞿唐峽に入る兩側の山峰對峙半天に聳え勢ひ

門戸の如く江愈東て水愈急發雷轟天地色を改む古より之を楚蜀の關門と稱す即ち亦三峽の一たり行く一里夔州府に至る此間流れ急にして且つ淺く進行頗る難し安平を過くれば兩岸の山漸く低く水流又た漸く緩なり是より廟磯灘に至りて水勢再ひ怒り危険當るへからず常に數雙の救生船を泊して遭難者の救助に備ふ雲陽縣萬縣忠州等の地を過き涪州に至る又た一灘あり黄石灘と名く夏日極て危険なり是より重慶に到る江流平漫好走と稱す宜昌より重慶に赴く大約水路二百四十七里夏季漲るときは上水の船早きは卅五日より遅きは五十日に亘り下水の船ハ早きは七日遅きも十余日に過ぎず春冬の候は上水廿一二日より卅日を出てすと云ふ

雲南省

雲南省は山巒丘陵其の境域を充たし水路の運輸甚た不便に

屬し殆んど長水大河の舟楫を通すへきもの無く域内船舶を浮ふへきものは僅かに中央部の滇池及び其他の湖澤と二三の小川支流とに過ぎす而して其他省との水運は四川よりして雲南に入るには長江水路ありと雖とも其の叙州府以西の上流に向ては水勢奔激にして急湍險灘所在行路を阻碍し獨り進行に危険なるのみならず逆流を溯るの故を以て大に時日を費し却て陸行の速且つ安なるの愈れるに如かず特り本省南陞の蒙自縣は佛國と互市場にして紅河の上流を利用し水陸混合の運輸法を以て佛領安南との交通を保てり

貴州省も亦た雲南と同く山嶽重疊疆域を充たし隨て水運の便に乏し其の四川との交通は大定府より陸路四川の永寧縣に至り永寧河の水路に由りて瀘州に抵る者と思南府より涪

陵江を下りて四川に入り彭水縣を経て涪州に至るの一路有るのみ其の湖南を経て漢口に至るには鎮遠府より沅江の水路を取り思州を過ぎて湖南に入り沅州、辰州、常德の三府を通過し洞庭湖に浮んで岳州府に出て長江を下りて武漢の地に達す貴州に於ては此の一水路を以て最も有力と爲す此の他廣西省の各地に通するの船道若干流ありと雖とも苗蠻の地を經過するか故に人其の危険を憚て船を行るものなし

南部之水運

南部之水運

南部の水運は即ち廣東廣西福建に涉るの地にして中廣東は三江あり全省最とも水運の便を極め福州に閩江あり域中の諸流を總へ廣西に西江あり其本支境内に瀰蔓す

廣東省

廣東省の運輸は省城廣州府を以て百貨集散の中心となし西

江、北江、東江の三大流に由りて廣西、湖南、江西、福建の諸省に通し以て其會點に位置し殊に一葦航を隔て、香港と相望む海河の兩運共に最も順便の地と稱す其他省中に在りて水運の便を有するの地は西江の水域に於ては佛山、三水、四會、廣寧、肇慶、新興、德慶、西寧、封川等の府州縣にして北江の水域に屬する地は順德、花縣、從化、清遠、英德、陽山、連州、翁源、韶州、始興、南雄、仁化、樂昌等の各府州縣とし而して東江の水域に屬するの地は東莞、增城、博羅、惠州、河源、連平、龍川等の各地とす特り潮州は省の東隅に在りて福建と毗連し汀江の流に枕み條約港の一なる汕頭を控へ本省の運輸に於て別に生面を開き豐順、揭陽、大浦、嘉應、興寧、鎮平等の地汀江の水域に屬し殆んど東江と水經を聯ね福建の各地に向て運輸の便を有し實に本省東部運輸の中

心たり其省城より起りて西江を浜る五里佛山に至る此地は天下四大鎮の一にして百貨輻輳生意殷盛又た行く八里三水縣を過ぎ十二里肇慶府に至り又た十七里德慶州を經十四里にして封州縣に達す此の地は兩廣の交界にして廣西の梧州府に至る水路六里に過ぎす省城よりして梧州に至るの間は江流大にして且つ深く自在に小汽船を通すへし此の他沿江の各地と小水支流脈絡相通し共に皆行舟に便なり蓋し西江一水流域長大にして遠く廣西、湖南の諸省に通し支那四大河流の一に居り其の運輸の便なるは揚子江に次くと云ふ北江の水域は本省の北部を澤して江西、湖南の二省と通す省城より起りて江西に至るには西江を浜りて三水縣に至り是より北江の水路を取り二十二里清遠縣に抵る又た行く一里半清

遠峽を過ぐ一に中遠峽と名く崇山峻立中に江流を貫く形勝佳絶の處なり十三里連州江口を過ぎ英德縣に至る(連州江は即ち連水なり)此より四十里韶州府を過ぎ又四十里始興縣を水路湯山連州を經て湖南に通す經て南雄州に至る廣州より一水此に至りて始て陸路に就き梅嶺を越へ江西の南安府に至り再び水路を取て北上し遠く揚子江畔の九江府に達す其東江の水域は東北江西の地に跨り亦た運輸の便に富めり省城より東江を浜る卅里蘇州驛を過ぎ又た四里博羅縣に抵り三里惠州府に至る是より廿三里河源縣を過ぎ十三里龍川縣を過ぎ四里半老龍に至りて上陸し一里半秦嶺を越へ七里岐嶺に至りて再び水路を取り五里半長樂縣を過ぎ進て汀江の流れに入り屈折して下る約を六十餘里にして潮州府に達す本省の東部汀江の水路は東北福

建及び江西に通じ西南東江の水城と相交り省城並に中部各地との交通を有てり潮州府より汀江を溯る四十五里大埔縣に至る此地を福建廣東の交界とす是より五里石上に至て陸路を取り行く二里にして再ひ水路に合し汀州府に向ひ大埔より汀州に至るの間水流頗る險にして大船を通せずと云ふ

廣西省省廣西の運輸は梧州桂林の兩府を以て其歸を統へ西江を以て之か幹線とす桂江象江柳江潯江の四水に由りて四方の運輸に便す而して此諸水は皆西江の派流支脈たる者なり其梧州府は幹線の北岸に位し東廣東に比隣し水路の要衝に當り百貨雲集屹乎として本省の鍵關たり梧州より起りて桂江を泝り十五里照平縣を過き十八里平樂府に至る此の間峽灘暗石甚た多く行舟頗る險なり六里陽朔縣を過き十八里省城桂

林府に達す是より水路北上雲川興安全州等の地を過きて湖南省に入り湘江の流に浮ひて遠く長江沿岸の各地に到るを得へし之を西水路と爲す又梧州より西江を泝れハ本省の中央なる來賓遷江江西の各地に至るへく又九潯州府より潯江に棹せは横州南寧新寧太平等の諸州府を経て遙に安南邊界の互市塚龍州に至るへし潯州より此に至る水路約る一百卅里此間固より舟楫を通すへしと雖も梧州以下西江潯江の沿岸十八九の釐金局有りて往來貨物の税を抽收するを以て商人多くは煩を避け陸路より往來するに至れり又九省城桂林府より起りて象江を下る廿四里永福縣を過き又十五里雄容縣に至り八里柳州府に達す是より象江を下れば象州來賓武宣等の各地に至りて西江に合し柳江を溯れば二十里にして

慶遠府に抵るへし此の他小水支流の舟楫を通すへき者亦た少からざるなり

福建省

福建省の運輸區は閩江の本流及び支流を以て全省十の八を占め廣く江西浙江の邊界に亘れり然れども其西北及び東北の二面は一線の山脈を以て江西浙江の二省と疆界を阻て直に水路よりして他省に入る可からず省内閩江に亞て水運の便を有する者は漳州府の九龍江及び大江江の上流とす特り西隣の廣東省とハ汀江の流れに由りて水路の交通を有せり全省運輸の起點或は集點となるの地は省城福州府及び漳州廈門の三地にして之に亞く者を延平建寧の兩府とす其福州は閩江の東岸に位置し海の兩運共に其便を占め閩江を浜る十五里閩清縣を過ぎ又卅里にして延平府に至る是より十

五里順昌縣を過ぎ二十五里邵武府に至り又十里にして光澤縣に達す縣城より水路五里江西省界の龍安鎮に通す又延平府より建寧府に至る十五里建寧より臨江溪を浜り浦城縣に至る四十二里是より陸路浙江の衢州嚴州の諸府に通す又延平府の順昌縣より金溪を浜り十一里にして將樂縣を過ぎ上流泰寧建寧等の諸縣に達す又延平府より起りて路を大史溪に取り二十里にして沙縣を過ぎ二十二里永安縣に由り尙行二十四里清流縣を経て八里半寧化縣に達せり其福州府より寧德府を経て海灣を航し福寧に至る四十六里とす以上列舉する所の者即ち閩江運輸線路の大要なり其漳州府は條約港の一なる廈門と近接し亦海河運輸の利を握り府城の北門より陸路を行く四里浦南驛に至りて九龍江の水路を取り

行く七里半嶺脚に至りて上陸し再び陸行二里半華豐市に抵りて小船に投じ流を浜る十五里漳平縣を過ぎ又行く十二里寧洋縣に達し陸行十三里にして永安縣に至り大史溪の水路に合して延平府に達す龍江の水路は漳州より六里南靖縣に至るの間を便なりとす其上流は水淺して灘多く容易に舟楫を通じ難し故に南靖より多は陸路を取て汀州府及廣東の各地に至る者とす抑福建全省は水道多からざるに非ず水運便ならざるに非ずと雖も閩江の本流順昌建寧以下の流域を除くの外は大抵水路淺灘多く大船を通するに便ならずと云ふ

北部の水運

北の水運

北部の水運は即ち直隸山西陝西の地にして最も微々と稱す中直隸は河川の多き七十餘流ありと雖水運の工程頗る大な

らず山西亦た水流に乏しからすと雖汾河一水寥寥舟楫を通するに過ぎず陝西は渭水漢水の若干流稍船舶の往來に便すへきも之を利用するもの甚た少し

直隸省

直隸省は天津を以て貨物集散の中心とす域内河川少からすと雖とも水運の便なるもの多からず僅に白河運河、灤河、琉璃河、及三角、白洋の兩淀に注入する二三の小河を以て利となすのみ就中白、運、兩河を最とす其天津府は支那北部に在りて第一繁盛の互市場にして白河運河の會點に位し全省運輸の關門を扼せり此地よりして白河を遡り州に至る四十里是より小船に換へ大通河に入り四里外城東便門外の大通橋に達し陸行一里十六丁にして北京内城の崇文門に達す又天津より三角淀に入り中亭河を過ぎて白洋淀に浮ひ清苑河よりし

て省城保定府に到る四十余里又天津より南河を浜る七十里にして山東省の德州に至る只此一水遠く南方の各省に通するのみ又涿州の琉璃河より三角淀を経て天津に至るの一水路あり此他灤河の如は運輸甚た盛ならず海口より永平府を経て長城外の承德府に至るの間船舶を通するのみ

山西

山西省は地勢高峻にして太行の山脈省の周邊を環繞し最も水運の便に乏し省内河流少からすと雖河身概ね砂礫にして平時は僅に涓滴を留むるに過ぎず特り汾河一水舟楫を通するに足ると雖此に由りて運輸する者甚た少しと云ふ

陝西省

陝西省も亦た水運不便の地にして其舟楫を通すへきものは渭水洛河及び漢水の上流と涇陽河とに過ぎず而して渭水は西安の咸陽縣より下流黄河の潼津に至るの間船舶相往來し

咸陽以上寶鷄縣に至るの水道は舟楫を通すへしと雖船舶の來往する者最も鮮少に屬す涇陽の一水は淳化縣に至るの間舟運を通し洛河も亦同州府の上游十數里の間を上下するに過ぎず漢水は湖北省の交界より上流興安間紫陽の各地に舟運を通し又洵陽より西安府に向ひ鎮安縣に至るの間小舟を通すへしと云ふ總て陝西人は操舟の術に拙にして其往來時日を費すを以て行客旅商多くは陸路に就くと云ふ

中部水運

中部水運は即ち河南湖南湖北の地にして中河南は水流少なからすと雖も五六河の外舟楫を通せず黄河一水尤も大なるも激流舟に便せずして却て屢潰裂の禍あり湖南は洞庭湖を以て總滙となし長江及湘沅資澧四大流の便に資る湖北は長

中部水運

河南省

江及漢水省内を灣曲し運輸交通の利實に他省に冠たり
 河南省の水運は黄河を除くの外長水大流の運輸に便なる者
 少なく唯衛輝府の衛河鄆城の羅灣河新鮮の洧水尉氏の魯家
 河南陽の白河のみ舟楫の利を有し其他の流は水量極めて微
 にして船舶を通す可からず而して黄河一水省の北部を東西
 に貫流し下は山東に達し上は山西陝西の兩省に通す流域長
 大なりと雖とも水流迅激頗る行舟に便ならず只河南府孟津
 縣より以下山東地方に向て運輸に資すへきものありと雖と
 も船舶寥寥道ふに足る者なし衛河の水道は一隅に偏在せり
 と雖流域甚た長く本省の水運に於て推して巨擘と爲す衛輝
 府より上流は舟楫獲嘉新郷等の地方に通し下流の内黄縣を
 經て直隸に入り大名府を過ぎて又山東界に入り臨清州に至

て南運河に合し德州を經て再び直隸に入り東北流して天津
 に達す衛輝より臨清に至る約一百餘里間舟運相通す羅灣河
 は淮水の上流にして本省中部の襄城縣より以下舟楫の便を
 有し西華縣に於て洧水及び魯家河と會し下流遠く安徽省の
 潁州鳳陽等の各地に通す魯家河も同く淮水の上流に屬し開
 封府の朱仙鎮より尉氏扶溝の兩縣を經て西華に至り羅灣河
 に會し下游遙に安徽省の各地に通せり洧水は新鄭縣より洧
 川を經て扶溝に至り魯家河に會し南流して西華に至り羅灣
 河と合ひ安徽に入る白水は南陽府より南流して新野縣を過
 き湖北省に入りて襄陽府に達し漢水に會す南陽より此に至
 る三拾五里舟楫相通す之を要するに本省の水運は多く東北
 に向て勢力を有せりと雖とも黄河衛水の外舟運甚た盛なら

す而して本省中物貨集散の中心たるの地は省城開封府及び
南陽衛輝の三府なりとす

湖南省

湖南省の水運は洞庭湖を以て總匯となし長江及び湘江沅江
資江澧水の四大流に由りて遠く江西湖北四川貴州廣西廣東
の各省に向て運輸の便を有せり而して本省中特に長沙湘潭
の一府一縣を推して貨物集散の要點と爲す岳州府は洞庭長
江と相通するの咽喉を控扼し水陸運輸必由の要衝たり其省
城長沙府より起りて湘江を下り湘陰縣に至る廿里是より洞
庭湖に浮ひ三十里にして岳州府に抵る府城より湖峽を過き
て長江に出て流れを下る六十三里にして漢口に達す長沙府
より上游湘江の水域に屬するの地ハ湘潭、湘鄉、醴陵、衡山、攸茶
陵、安仁、衡州、來陽、永興、興寧、桂陽、郴州、桂陽州、嘉禾、常寧、祁陽、永州

道州江華等の各府州縣とし長沙府より湘江を泝る十二里に
して湘潭を過き又た行く三十二里衡山縣を過き二十三里衡
州府に至る是より四十四里祁陽縣を經又十一里永州府を經
又四十里にして廣西省の全州を過き一水直ちに桂林府に至
る若し夫れ湘潭よりして連水を溯れば一帆湘鄉に抵るへく
湘東江を泝れば醴陵を經て江西省の遠州府に至る衡山縣よ
り米江の水路を取て東行せば攸縣茶陵州、安仁縣等の地に至
り衡州府より程江を泝れば來陽、永興、興寧、郴州、桂陽等の諸州
縣を經て江西、廣東の兩省に通じ東江を上れば桂陽、嘉禾等の
地に至るとを得可し資江の流域に屬するの地は益陽、安化、新
化、三縣及び寶慶府、武岡洲の兩地とす沅江の水域も亦湘江と
同じく長大なる者にして貴洲省に向て水運の便を有し其の

流域に屬するの地は常德、桃源、辰州、瀘溪、沅州、晃列、麻陽、保靖、永綏、永順等の諸府州縣にして常德府より起りて沅江を派り桃源縣に至る七里半又行四十七里辰州府を過き瀘溪を経て辰雞縣に至る十二里半是より沅州府に至る二十七里又九十三里にして晃州を過き一水直に貴州省に入り鎮遠府に達す又永順、保靖、永綏等の府州縣に至れば辰列府より辰河を溯り麻陽縣及び貴州の銅仁府に趣くには辰谿より麻陽を溯るものとす澧水の流域に屬するの地は澧州、安鄉、石門、茲利、永定、桑植、龍山等の一州六縣にして支流別に湖北省の荊州府に通すと云ふ柳、湘、資、沅、澧の四水は流域共に長大にして湖南全省に灌漑し近隣の諸省と運輸交通の便を持し其歸を洞庭湖に統一岳州湖峽に由りて長江と呼吸相通し水運の利中央部に在り

湖北省

て江西省と相伯仲せり諸れを湖南省水運線路の概畧とす湖北省は支那本部の中央に位し揚子江の巨流省の東西を貫通し交通運輸の便物貨集散の盛全國中推して巨擘と爲す而て其運輸の集點は彼の著名の漢口鎮にして所謂天下四大鎮の一たり沿江の船隻常に一萬餘艘千帆晨に去れば萬船夕へに來るの概あり長江一水上は宜昌に至り下は九江、蕪湖、鎮江、上海に至るの間漚船相通し下水は二日半乃至三日にして上海に達し上水は三日半乃至四日にして上海より漢口に至るへし宜昌に趣くも亦航程四日に過す又漢口より漢水を沂れは八十五里にして襄陽府に至り上流更に老河口及び鄖陽府を経て陝西省に通し又河南省の新野、唐縣、南陽府等の各地に通せり又漢水の支流涓河を派れば德安府、隨州等の地

に達し濃河に掉せは考感縣、楊店、小河溪等の各地に達し此他小水支江湖澤沼池と縦横錯綜し舟楫の便至らざる處なし若又漢口より通常の船舶に賃し沙市、荊州等の地に至るには長江よりする者と内河よりする者あり其長江よりする者は四季大船を往來し得へきか故に極て重大なる物品を運輸するに便なりと雖此間江身太に屈曲し殆んど一百三十余里の長程たるを以て早きも十五六日を費さる可からず且一朝風暴に逢ふときは江面甚た廣きを以て波浪の爲め船行を妨碍せらるゝこと多し故に平常諸物貨の運輸には上水は大低内河よりし下水は多く江路に由るを常とす其内河の里數は大約九十里にして早きは七日にして達す又水陸混合の路程を取るときは沙市及び荊州に向い殆んど直線に行くものなれ

は里數僅かに五十餘里にして三日四夜にして達するを得へし荊州より松滋、枝江等の地を経て宜昌に至る江路約を四十余里上游直に四川の重慶に至るへし宜昌重慶間の航路は所謂三峡の險有りて最も困難に屬す夏季水漲る時は其上水にあつては早きは少なきも三十五日より四十余日を費し下水にあつては早きは七日遅きは十余日に出てす春冬の候は上水二十一二日より三十日の間に在りて達するとを得へし此間運輸に用ゆる船舶は大概舢子、馬雀兒、仙波子、の三種にして其進行の最も快速なるを仙波子と爲す重慶宜昌一帶江路の形況は已に四川の部に於て詳述せしを以て此に之を畧す諸れを湖北省水運の主要とす

運輸に季節あるは貿易上最も知らざる可らざる要件にして

運輸季節

今其緊要なるものを述べんに四川及雲南に輸送する荷物は有名なる三峡の險を通過するか故に三峡の水勢に因りて季節あるなり即ち陰曆四月より八月に至るの間は江流漲溢して航行頗る危険なるを以て九月より三月の末に至るの七ヶ月間に漢口に着せざる可らず然らざる時は漲流の爲に危険を冒すにあらされは即ち明年の季節を待たざる可らざるなり且つ四川地方の商人は運輸の季節を見計らひ八九月より一二月迄の間に於て貨物買入の爲め漢口若くは上海に出て來るを常とす故に自ら四川等の地方に輸入するとを爲さずと雖ども上海若くは漢口にて直に商人の手に賣渡すの便利あれは運輸の季節は緊要なりと云はざる可らず北方天津牛莊の如きは陽曆十二月初より二月末乃至三月初迄は結氷の

爲め船舶出入を絶つを以て封河前と開河後は貨物の捌け方一層活潑なりとす故に此地に貨物を輸出するには其前後の兩季を以て最好時季とす此他の地方に至りては交通貿易四季共に自在にして運輸上別に季節なく唯四季寒暖の關係習俗節期の時機とに因り需用貨物の緩急あるのみ例へは扇子及寒天香水は夏時使用の者なるか故に夏に先ち輸入すべく海産物は冬時に需用多きか故に其頃に輸入す可く木綿織物類は四時輸入すへきか如く總て貨物に因りて異動あると及ひ各地より來集せる客商は陰曆正月を期し皆其郷里に散歸するを以て地方の遠近に因て早きは十月比より歸郷の途に就き明年三四月の比再ひ來着し其前後に於て貨物を採辦するを以て常とするか如く需用の緩急多少あるか如し冀くは

貿易企業家たるもの第一第二全篇を通覽し熟讀翫味以て事に茲に從は、蓋し五里霧中の彷徨を免るゝものあらん

備船法

各江河の水深苟も舟楫を通し得へきものは必ず大小の船舶あり以て人貨の運濟に便す南中部殊に旺なり而て其種類名稱極めて多く且つ地方に因り稱呼を異にし形式亦多少の異同あり皆其沿岸碼頭の近傍にして風波を避くへき場所に碇泊す今人あり貨物を一地に運濟せんとするときには皆其船問屋ありて船主との中間に立ち周旋する者なり而して船問屋は其貨主に對し船主に代つて保證書を出すものにして若し其保證書の如くならざるときは到着後其證書を以て官に訴訟するを得るものとす其間屋の口錢は船主より出さしむるものなれば其手を経されは從て賃錢の低小なるを以て經驗

に富める支那人は船主と直接に談判するもの多し而して其運賃は船の大小途の遠近に依て同じからすと雖も要するに順風順流船小にして貨物充足するものは其價自ら廉にして其の之に反するもの殊に灘多きもの如きは其賃貴し其人を濟すや乗合及備切の兩稱にして乗合の乗船賃は一日の行程一百清里にして每人賤きは代五六錢に過ぎすと雖も其食事の自辨なるのみならず肩を並へ膝を交へ坐臥甚だ窮屈なり若し一船を僱切るときは日に五十錢乃至壹圓にして食事其内に含有し其坐臥亦自由なり而して一人乗は能く其船を撰まされは地方に依り盜難の害不尠其之を避くるには大舗店の大貨船に乗るを宜しとす是れ該船は貨物を有するか故に船主必ず確實のものにして能く風濤盜賊の難皆習熟して

躲避するを得るものなればなり然れども船の開泊遅速は己
 れの指揮に任する能はず其運賃は食事を外にして一千清里
 僅かに壹圓乃至壹圓五拾錢に過ぎず又彼の四川行なる宜昌
 より重慶間の上向は航路險惡急灘不尠を以て賃銀凡そ三倍
 なり其平常の平流に在ては十日乃至十八日里程即一千二三
 百里にして荷物の運賃凡そ每斤三分即ち一萬斤凡そ三十圓
 壹人の乗船賃壹圓乃至壹圓五拾錢位なるも（人は荷物と共に乗る）彼の急
 灘三峽の險に當れる宜昌重慶間の如きは一千四百九十五清
 里にして日數夏季は上水三十五日乃至四十余日春冬は二十
 日乃至三十日を要し其荷物の運賃は壹萬斤に對し七拾兩乃
 至百兩とし人は人馬乗合の船は充分の手荷物を帶ひて每人
 八九圓とす且つ食事は其内にあり又此間の下水は非常に快

船の種類

速のものにして速きは七日遅きも十余日にして達す其貨物
 の運賃は凡そ上水の三分の一にして足れり
 今其船の概況を記せんに宜昌重慶間の急灘を往來する船は
 大概船子馬雀兒及仙波子の三種にして其船子馬雀兒の大な
 るものは一隻の載量凡そ六七百石小なるも亦二三百石を載
 すべく仙波子は百石以下とす而して船子馬雀兒の二種は櫓
 を用ひて槳を用ひず大船には舟子凡そ一百餘人其少きも三
 十人を下らす其船主を稱して辨主兒と呼び船の首尾に在て
 工を爲す者を代工と稱し櫓槳を使用するものを推撈と呼び
 飯を炊くものを燒菜人と稱す其役割舵取り一人船尾に在て
 終日進退を司る前に大櫓二條を備へ毎條三四人の舟子之を
 使ふ船頭には熟練の舟子一人あり立て水先案内をなす而し

て殘餘の舟子は悉く岸に上つて船を牽くものとす其下りに在ては牽綱を要せず更に長舵を船頭に附し船を左右に旋回するに供す其他櫂を操り梶を用ふる上りと同じ其長舵は大船なれば長四間幅七八寸にして兩縁を圓滑にし其岩石に觸るゝ毎に巧に船を左右に滑へらし船体の損傷を避くる爲に用ひる具にして畧我國急流川に於て見る所のものに同じ又灘のある所には綱牽に立場ありて需に應じて上灘を助くるものなり

中流平易の江河にありては土人平常の船は楸子船子船子の三種多し其行走快利なるは船子を以て第一とし船子之に次ぎ楸子又之に次く楸子船は形狀腹部大にして首尾共に尖り覆ふに蘆蓆或は油板を以てし其後部の兩傍に於て小窓を穿

ち厨房を置き更に木板を以て其後を劃し以て其中部を限り之を覆ふに亦木板及竹篷を以てし船長は終日其中に在て帆梶の運轉を掌り其下を寢所となす厨房の前面を中倉と稱し上に客を載せ下に物を積む而して其前面を出入の門戸となし中間に大桅を立て其門前は即舟子日夜の坐臥作業の處となせり楸子の能く五萬斤を載せ得るものは船の長七丈二尺中倉九個中倉の寬さ一丈五尺深さ五尺舟子凡二十餘人内燒火一人舵取一人棹押し一人纜牽き廿一二人なり其船子船は楸子より小にして其載量大は一萬斤小は八十斤前平頭に於て兩傍に長き薄板を附し尾船の兩傍に至て更に突聳す其他は楸子と異なるなし又船子は其大さ二萬斤積より一萬斤積にして其形亦前平頭船後を箱形となし後に一小窓を穿てる

のみ其他は前者と異なるを見ず一般に支那の土船は我國の土船に比して堅牢なるのみならず悉く桐油を塗り内外共に清潔なり且つ舟子の船を御する甚た慣熟し帆を張り櫓を取る洵に巧妙自在なり

船の種類は東西南北甚た夥多にして一々之を記載し難し要するに各地方其水路の形勢に依て其適宜の造船を用ひるものなり今左に支那中部にあつて最も水運の便を有する船種を擧げて其一例を示す

地名	種類	載量	地名	種類	載量
江夏	桡划	一二千石	興國	撇子	四五十乃至三四百石
新堤	划子	五六十乃至四五百石	襄陽	坐樓	三四百乃至千石
毛埠	同右	同右	同右	五船子	同右
車灣	灰划子	同右	均州	火鍵子	同右

漢陽	滿桿鴉稍	百乃至千石	擺江	鴉稍	四五十乃至百石
同右	鈎車	一千乃至三四千石	同右	平頭開稍	同右
同右	跑馬樓子	二三百乃至千石	八幫	撇子	百石
同右	鴉稍	百乃至千石	谷城	同右	同右
漢川	同右	同右	襄陽	騙子	二百石
沔陽	同右	同右	說合	撇子	百石
巴河	同右	同右	鄖陽	同右	三百乃至千石
武昌	同右	同右	宜昌	鴨子	二三百乃至六七百石
黃陂	騙子	四五十乃至千石	同右	馬雀兒	同右
同右	鴉稍	同右	同右	仙波子	五六十石
蒲圻	騙子	同右			

第二章 陸 運

鐵道の便未だ通せざるなり水力の利未だ盡さざるなり人は遠賈を憚からず産貨は山の如く多し其電信漚船の用大に交

通の情勢を變じたりと雖も支那の陸運亦た豈に之を藐視すへけんや蓋し其疆土の廣き假令ひ江河溝渠轉運の利あるも其内地商旅の繁き其遠近往來の衆き運載搬致半は陸路に由らざるを得ず況んや今尙ほ北馬南船犇々踈々車馬狼籍たる北部一帶の天地あるをや陸運の用たる亦た知る可し陸運大別して三種となす曰く車運曰く馬運曰く人運是なり

車運 車運に數種あり曰く騾車曰く馬車曰く牛車曰く二把手車(一輪車)是れなり其騾馬兩車は一車套するに一頭乃至四頭同しからす牛は一車一牛手車は每車一二人のみ而して馬車は一人之を御し其運量重ふして速かに牛車は一人三五を御し運量輕ふして滯る手車の如きは之を前兩種に較すれば其運量更に輕し而して其行稍速かなり又牽くに驢を以てするもの

あり各車帆を備へて時々其の進力を助く而して轎車は多くハ騾を以て之を牽かしめ或は馬を以てするものあり専ら載人の用となす手車の大なるを篷車と云ひ亦以て人を載するに供す騾馬運物の量其一頭曳なる者は八百斤二頭を以てするもの千四五百斤一頭を増す毎に約八百斤を加ふ牛の曳力亦畧然り其速力馬は日々行く十二三里牛は日に行く十里に過ぎず手車は兩車の中間にして其日行十一里許りとし其載量三百斤二人帆を掛け走るものを七八百斤となす而して各車皆陰兩風雪を厭ひ若し之に遇へば旅店に群居して晴朗を待つ若し中途雨に遇ふときは豫め準備せる葦蓆あり以て荷物を掩ふと雖も多少濕沾の患なしとせず客棧に着せし時の如きも手車を除くの外荷物を室内に入るゝとなく車に載

せたる儘屋外に露置するの慣習なるを以て降雨滯留の時の如きは終日雨に沾さるゝとあり故に貨物の荷造丁寧ならされは動もすれば非常の損害を招くとあり其運賃は北部旅行の實驗に依れば騾馬手車一日約二兩乃至四兩二把手車同銀二三錢なり然れども各地大なる異同ありて固より之に則てる能はずと雖ども記して其大体の標準を示す以下所示の運賃例亦之に同しとす

駄運

騾運は之を分つて駝騾馬驢の四種となす其の宿驛蓄駝の戸は或は一帮(一種)の組合二三百頭なるものあり騾驢は十頭乃至五十頭を蓄へ而して馬は騾中に見るもの十の二三とす其行程皆毎日十一里乃至十五里惟駝は多くは夜行して晝伏且つ夏は之を牧廠に置き騾馬の終年奔用し得るか如くなる能

はず而して騾ハ其速力尤も健其駄量二百六十斤驢は兩騾を以て能く之を抬くへし駝は其力甚た強く一駄にして兩驢を運はし或は三百廿斤餘を負ふ而して其驢駄は極めて輕量每頭二百斤に過ぎす其行程亦大ならず日に行く僅に五七里に止まる皆長途二三ヶ月の期に堪へし然れども其狂風驟雨に遇へば滯行する亦車運に於けるか加く其寒暖を以て別に變異あるとなし而して其中途微雨小雪に遇ふか如きは亦油布を備へて貨物を掩ふ其運賃は各種一日銀四五錢乃至六七錢なりとす

人運

人運を分つて挑背槓拾の四種となす其挑とは肩を以て一人一擔即ち天秤棒を以て兩物を前後に擔ふを云ひ背とは一人一簍其物を背後に負ふを云ひ槓とは兩人兩桿を取り物を其

中に縛して之を兩肩に擔ふを云ひ抬とは、横に同ふして二人乃至八人を以て重大の物件を運搬するを云ふ其量各類皆每人七八十斤にして其日行十里内外とす惟背は負量百廿斤其力強きものは二百余斤に至り而して打杵と名くる丁字杖を手にし數歩にして一歇し其行遅くして日行八九里に過ぎず凡て人運は風霜に論なく日々之に従事し僅かに兩雪の時休業するのみ其暑熱は多く夜行し兼程急行には沿途之を換雇す凡て轎は二三四人を以て之を抬く其運賃背負は一日銀二錢余轎は五錢乃至六七錢とす而して其挑槓は時に或は千人余の幫ありて長途遠運し背負は僅に三五人乃至一二十人に止まる

陸運
全地

抑清國內地陸路の運輸に在ては中部南部の各省は遠く北部

説の總

の便なるに如かず既に水運の部にて詳述せしか如く南方の地は水路縱横四通して發達し行旅の來往貨物の搬送殆んど陸路に由るの必要なく其之を用ふるは僅に彼此兩水運間の連絡補綴の場所に止るか故に隨て意を道路の上に注かす修理至らず廢壞日に甚し各邑大都の間に通する官道と雖ども其の路幅三四尺に過ぎず人馬相遇ふすら互に回避せされは通行するを得ざる状態なるも北部各省に至りては一地勢高燥にして水運最も不便なるを以て之を補ふの器械無る可からず即ち萬般の貨物多くは陸路の運搬に資るか故に大路交通縱横交錯如何なる僻邑と雖ども亦車道あらざるなし今左に本部十八省陸運一般の概況を述べん

車運の尤も盛行するは直隸、山東、山西、陝西、甘肅、河南の六省に

して就中直隸河南を以て冠とす其の官道及ひ府州縣の通路の如きは路幅大約三間あり八九間に出入せり其直隸は地勢平衍長城以内の地悉く車を驅りて横行すへし春夏は霖雨行人泥濘に苦み冬日の運轉他時に旺なり唯た客棧の食黃米白麵頗る喉を下り難く及店僕茶錢を徴むる甚た敷を慊となすのみ河南省も亦直隸と同く自在に大事を通すと雖ども小半は騾馱及一輪小車を使用し黃沙頗る甚しく旅店寂寥たり山東は半水半陸人皆便と稱す客舎飲食又口に通す惟車運稍少く道路甚た濶からざるを憾となす膠河より以西は概て大車を通し山地は總て一輪小車及ひ馬驢を用て運輸に資す山西は北部諸省に在て地勢尤も高く太行の山脉蜿蜒して河南直隸の界を限り山嶺丘陵高低起伏域内に縦横し道路爲に廣狹

險夷の齊しからざるありて中央部僅少を除くの外は大車を通せず運輸ハ多く馬驢騾馱及ひ小形の驢車を用ひ其客棧の情況は殆んど直隸に同じ其の陝西甘肅の兩省は形勢稍や山西省に似たり北方陸運の有様たる斯の如く縦横紛錯たり然れども其の道路は修繕到らず年月の久しき其坍塌圯頽に任せ棄て顧みず爲に車轍馬蹄は深く路上に印し凹凸不齊甚た行走に便ならざるものあり且つ路線ハ概して平地より低きを以て降雨の後には潦水充溢して河流と一樣の看をなし滿路の泥濘殆んど車輪馬脚を埋没するに至る其中部及ひ南部諸省の陸運に寥々たるは猶水運の北部に微々たるか如く道路の崩陷隘惡なる固より北部の比にあらず其湖北湖南は水運自在にして甚た意を道路に注かず其漢口より陝西に至る

首途一輛車に資り信陽を経て始めて馬車の便あり黃孝二縣の近傍客寓荒涼唯た南陽以北に至て僅かに便と稱し河南に赴く馬車驛馱あり道路客棧畧北部の如きあるのみ其襄陽樊城は湖南及び貴洲より北京に赴くの通衢にして嘗て盛を極む今や道を輪船に取るを以て旅店傾圮道路坍塌行人寥々たり其安徽湖南江西廣東福建浙江江蘇の諸省に至つては概ね皆な水運の便に資り其陸運の如きは唯た水運間の連絡に過ぎず幅員狭小意を道路の修理に加へず旅店已に小々販運極めて稀なり會々陸路に由るものあるも唯運搬を人肩に資るのみ抑も本部十八省中に在りて運輸の尤も不便なるは雲南貴洲の兩省とす此の兩省は重山峻嶺の間に在り道路險惡にして水運車運の便なく専ら人肩馬背に依るのみなるを以て

行旅往來の不便貨物供需の困難實に他省の比に非ず從來雲南省より中央部の各省に通する運道にして稍や順便と稱す可き者は只た一條に過す即ち省城雲南府より十一日を経て貴洲の威寧門を過ぎ又た十一日にして四川の永寧縣に至り是より納溪縣に達して長江を下り重慶府に至るものにして此間の運輸には總て馬脚子を用ひ間々牛を用ふる處あり又其雲南より四川の叙州府に至るは盡く挑運に取り同行の人夫或は千人に至るあり間々或は驛馱を交ゆ通路狹窄然れども人烟稠密食物甚た廉なり夏時は人皆夜行熱を避く其貴洲省の運道に在ては四川及び湖南に通じ又た河流の運輸に資す可き者あり故に其交通の便を云へは稍雲南に勝るものあり其の四川の瀘州に入るは畧雲南より叙州府に至るもの

如し又其四川の涪州に達するは運送皆な之を人肩に資る大山崎嶇行程尤も遅し其人烟旅店等一切亦た雲南の如し唯岐路迷ふて苗境に到り易きか故に孤客は須く留心す可し四川省は水陸の運輸共に盛にして陸運は多く騾馬負駄及小車を用ひ道路狭小なるか故に大車を通せず人烟稠密客棧亦畧ほ便と稱す之を陸運地形勢の大要とす抑も支那の陸運は往古己に盛なり成周に至り尤も整然と稱す爾來修廢一ならず以て今に至る清朝に及ては土木の民心を傷はんとを恐れ且つ郷黨政治は自家命脈の神髓にして士は之を殿試に殺し民は之を守株に縛す交通の發達は其の欲する處に非ず唯た官の用は之を驛站に取る民間陸運の不便に至る蓋し亦自然の勢なり然とも其國道は在來の者四境に達し敗壞坍塌多しと雖

とも現今國道と稱するもの尙共に二千余條あり縱横紛々綱目互に通す然れども其線路詳説の如き固より本書の許す處にあらざるか故に今暫らく之を清國輿地圖計里簡明表周行備覽示我周行天下路程等到處書肆の發賣に係る行旅必携の諸書に譲り左に帝都北京より各省城に至る道路を掲げ以て該國陸線の大要を見るに便するを限りとす

北京各省
間道
各路
概況

支那全國の帝都たり北京(直隸省順天府の地)より各省城に通するの道路は即ち一等國道にして官置郵站のある線路なり今其大要を掲げは其北京より直隸省城保定府に至るの道路は其幅廣からずと雖とも平坦にして修理を加へ道傍溝を通するを以て泥濘の患少なし田野開け鎮村整ひ夏季は高粱暢茂碧波空に連り洵に人意を爽ふす其北京より山東省城濟南

府に至るの道路は白溝店までの間人烟稠密なり趙北口に至れば道路白洋淀の中を通す淀中土堤を築き長さ里餘形勝頗る掬すへし河間府近傍は野に青草なく甚た荒涼を覺ゆ山東の域に入り德州を以て繁華の地となす行旅北部に入る者必らず此の地に於て車馬を雇ふ其北京より山西省城太原府に至るの道路は二條あり其良好なる者は直隸保定府より正定府を経て井陘口を過ぎ太原府に達する者にして沿道沙磧深厚四望遼濶にして獲鹿縣を過ぎ初て山路に入る愈進み愈高く人馬皆山坳中を繞つて行く白石嶺以西は道路險惡路傍穴居の民多し獲鹿縣より鳴謙驛に至る亦皆山路崎嶇其以西太原府に至るは稍平坦なりとす其北京より陝西省城に至るの道は山西の鳴謙驛より南し徐溝縣近傍は平坦にして通路阡陌相接續す人烟聚集の處多し此より平陽府の間は煤礦多く蒲州府より十五里黄河の北岸に達す渡船あり河の南は潼關廳にして買賣繁昌なり是より華州を経て西安府に至るの途は往來稍多く道路も亦山西の峻阪なるか如くならず其北京より甘肅省城蘭州府に至るは先づ山西省を過ぐ陝西々安府に出で北西に進み邠州一帶の地は山嵐秀媚路傍の山坡皆梨棗及ひ柿樹を培植せり然れども村市の景況は遙に西安府以東に及はず陝西の密店鎮は即ち甘陝兩省の疆にして此より路傍に柳樹を列ね陸續以て蘭州府に達す抑山西陝西甘肅の諸省中黄河の水域に在るの地は地質概ね黄土にして尤も耕耘に適し植物甚た繁茂す此地方は山腹丘上皆開墾して其高處に及ふ之か爲め自然山側の一方より他側に通せんを欲

し遂に數個所の一大隘道を鑿つに至れり其土工の偉なる長城運河の工事に比すへこと云ふ其幅は僅に八九尺に過ぎざるか故に隘道中に於て馬車の相遇ときは互に呼て更る傍近の洞中に避くる者とす其北京より四川省城成都府に至るにハ先つ山西を過り陝西省西安府を経て同鳳翔府屬の益陽鎮に出つ此より四川梓潼縣に至るの道路を棧道と稱し更に分て二となす其益陽より褒城縣に至る八十一里之を秦棧又は北棧と名く褒城縣より四川梓潼縣に至る百廿一里之は濁棧又は西棧と稱す山嶽重疊道極て險なりと雖も高きは石礎を敷き危きは馬欄を列し毫も行旅に障碍なし其北京より河南省城開封府に至るの道路は直隸正定府より順德府の間ハ低地にして砂石赤地に屬し八九十里の間三處の淤河あり順德

府に至れば地味漸く變じ土質堅固にして柳棗梨杏の類多し此より南して黄河に至り土地漸やく瘠せて植物次第に減す其北京より安徽省城安慶府に至るは先つ山東省を過り江蘇の除州を経て廬州府に由り南行して安慶府に達す凡て安徽の地たる水流縱横舟楫自在なるを以て陸路は平野の中に在るも狭小低窪にして行旅甚た艱めり官道站驛の如きも荒涼なると甚し其北京より江西省城南昌府に至るは先つ安徽の廬州に出つ此より揚子江の北岸に至るの間は道路丘陵に屬するを以て多少登降あり揚子江を渡り九江府より南昌府に至るの間は土地平坦にして四望濶然兵亂の後村落尙荒涼を免れず其北京より湖北省城武昌府に至るは先つ河南の衛輝に出て此より延津縣の北關に達する凡る十一二里土質輕沙

にして車輪を没する尺餘に至る者あり開封府より南して湖北の界に接する羅山縣に至る總て平原にして四望山を見ず人烟甚稠密此より湖北の界に入り漸く山坡となり黄安縣に達し五雲山の嶺を越へ黄坡縣に至る此より地勢低卑にして漢口に達し長江を隔て武昌を望む漢口近傍は夏時に至れば長江の水漲溢し道路は皆舟楫を以て通す其北京より湖南省城長沙府に至るは先づ直隸河南を経て湖北武昌府に出づ此地は低くして水害の恐ありと雖とも少く其南に進めば地面次第に高く米麥棉花烟草の耕作甚た盛なり岳州と湘陰の間は平坦なりと雖蒲折縣と岳州の間に於けるか如く豐饒ならず湘陰より湘江の東岸に沿ひ再び南行して長沙府に達す其北京より南京即ち江寧に至るは先山東省德州に至り是より兗州に達するの道路は稍平坦なりと雖とも土質は沙泥より成りしものにして灰の如く歩行甚た艱めり曲阜の孔子廟鄒縣の孟子廟へ參詣するもの多きを以て秋春の候行人絡繹たり此より徐州府に至るの間利國鎮を以て繁昌とし徐州より鳳陽を經滁州に由り江浦縣より長江を渡りて江寧府に達す其北京より江蘇省城蘇州府に至るは先づ山東省の泰安府を經淮安府より運河に沿ひ揚州府に由り長江を渡り鎮江府常州府を經て蘇州に達す其の山東省黄河以南の道路は漸やく高くして泰安府に達す此より山間に入り數多の阪路を昇降し伴城に至つて稍平夷となり丘岡の波狀地を經過して江蘇の境に入る揚子江と蘇州の間は陸路は運河と併行するか故に土人意を道路に用ざるなり其北京より浙江省城杭州府に

至るは先づ江蘇省蘇州府に至り運河に沿ひ浙江に入り嘉興府を経て杭州府に達す蘇州より杭州に至るの間は水路尤も便なるか爲め陸路は自ら廢頽に委せらる沿道總て沃野にして桑林棉圃は水田と相連り殷富の情況顯然たり其杭州を以て運河の盡頭とす其北京より福建省城福州府に至るは先づ浙江省杭州府に至り錢塘江の北岸を溯り嚴州府を経て錢塘江を渡り仙霞山を過ぎ福建に入り延平府より閩江に沿ひ福州府に達す仙霞嶺は甚だ險隘にして騎を並へ行くへからず本線の道路は仙霞嶺を除くの外水程に依て通するを得其北京より廣東省城廣州府に至るは先づ山東江蘇安徽を経て江西の建昌縣を過ぎ吉安府に由り大庾嶺を越へ廣東に入り南雄州韶州府に從ひ廣州府に達す其江面は地勢南高くして北

低く嶺南より北に行くもの水路は陸路に比し曲折甚しと雖とも尙水路を便捷とす南安府の南九里にして大庾嶺に達す嶺上に梅關あり進んで始興縣に至り復た水程により廣州府に至るを便とす其北京より廣西省城桂林府に至るは先づ河内湖北を経て湖南長沙府に至り此より南行して湘水を渡り其西岸に沿ふて再ひ南進し衡山の西麓を過ぎ永州府を経て廣西に入り桂林府に達す其永州府を過ぐれば山嶺多く道路漸く險なり其北京より貴州省城貴陽府に至るは先づ河南省新鄭縣より禹州裕州を經南陽府を過ぎ湖北に入り襄陽荊州府を過ぎ揚子江を渡り湖南の常德府に由り晃州廳を過ぎ貴州に入り鎮遠越州を経て貴陽府に達す常德府より辰谿縣に至る凡五十里の間は行旅は道を江流に取る者多し晃州驛を

過ぎ貴州府の界に入るや山路崎嶇總て石隙の中を通行し兩
 轎並ひ過ぐる能はず黃平州を進む三里にして江流を過ぐ兩
 岸劍鋒の如く上に鐵索橋を架す此處を貴州第一の險要とす
 黃平州より貴陽府に至る凡そ廿五里道途皆險なり其北京よ
 り雲南省城雲南府に至るは先づ河南及湖南湖北を経て貴洲
 貴陽府に至り安順普安廳を経て雲南に入り曲靖府に由り雲
 南府に達す其貴州雲南の兩省は道路驛站概して山間石隙の
 中に在り其嶮峻崎嶇支那本部中屈指の難路とす然れども貴
 陽府より西は之を其東に比すれば平夷に屬するの地安順府
 を以第一とす南安縣より普安廳に達するの間に一の險要あ
 り鶯嘴巖と云ふ層崗絶嶺の上に一棧の鳥道を通す螺旋して
 之を登る愈登れば愈危し處々石棧を設けて登降に便す其長

さ二千餘級に及ぶものあり此を過き進んで分界山に至る之
 を雲貴の界とす此より烏龍川を渡り雲南府に達す

第三章 漕 運

封建廢して郡縣となり藩籬撤して往復繁なるに及ひ交通運
 搬の便易に至るは是れ社會自然の趨勢にして其陸運の變じ
 て水運となる蓋し亦怪に足らざるなり抑漕運の事たる遠く
 秦漢の初より已に經世の一大事業たり前漢孝武の時兵を四
 夷に用お糧食に急なるより功利の徒争ふて水利を講じ遂に
 渭渠の一大水路を開くに至れり其後後漢の光武に至り周の
 故迹を按じ鼎を洛陽に奠めしより渭渠の用全く廢し土砂堆
 積遂に通航すへからざるに至る下つて隋の時に至り煬帝大
 に漕渠を鑿ち長安の大興城より東潼關に至るの間一百餘里

渭水を引きて之に注ぎ以て河水を通す名けて通濟渠と云ふ
即ち後世通して運河と稱するもの是れなり

運河

抑運河は其全長三百二十五里支渠を合算すれば之に倍する
ものあり其鑿工地勢に随ひ水利の適當を得たるは歐人も亦
賛稱して措かざる所なり其運河を分つて二となす一を江南
運河と曰ふ其源流は浙江杭州府に起り湖州嘉興蘇州の三府
を過ぎ鎮江に至り長江に會す一を江北運河と曰ふ即ち京師
の運道にして揚州より淮安府を經淮水に入り徐州の北より
沛縣の東を過ぎ南旺湖を貫き東昌府臨清州に至りて衛河に
會し進んで直隸の境に入り天津に至りて白河に出て是より
白河の水によりて通州に至るものなり

漕船の編成

漕運は山東河南江南江蘇安徽江西浙江湖南湖北甘肅盛京の

十省より北京に糧米を運漕する者にして其法大抵明制に因
り改兌法を以て行はる各省糧米を京師に運致し京師の倉廩
に蓄藏する者を正兌と云ひ以て旗人の兵食に給す通州に運
致し通州の倉廩に蓄藏する者を改兌と云ひ以て百官の俸祿
に給す定額の外每石別に漕糧耗羨なるものを徴收す即ち送
運雜費に充るものにして正兌改兌に依て差あり漕糧の定額
毎歲四百萬石漕船凡て九千九百六十九隻之を幫に區分す每
幫の船隻數四十乃至八十隻あり運河に沿ふて數十處の衛を
設く各衛所管の船隻二幫乃至九幫あり其編成は皆水師の制
に依る順流には日行四十里逆流は日行廿里大抵七個月を費
して長江より通州に至る其運手は一種の勇兵にして漕運あ
る各省屯田を置き該勇に贍給し以て専ら漕運に従事せしむ

渭水を引きて之に注ぎ以て河水を通す名けて通濟渠と云ふ
即ち後世通して運河と稱するもの是れなり

運河

抑運河は其全長三百二十五里支渠を合算すれば之に倍する
ものあり其鑿工地勢に隨ひ水利の適當を得たるは歐人も亦
賛稱して措かざる所なり其運河を分つて二となす一を江南
運河と曰ふ其源流は浙江杭州府に起り湖州嘉興蘇州の三府
を過き鎮江に至り長江に會す一を江北運河と曰ふ即ち京師
の運道にして揚州より淮安府を經淮水に入り徐州の北より
沛縣の東を過き南旺湖を貫き東昌府臨清州に至りて衛河に
會し進んで直隸の境に入り天津に至りて白河に出て是より
白河の水によりて通州に至るものなり

漕船の編成

漕運は山東河南江南江蘇安徽江西浙江湖南湖北甘肅盛京の

十省より北京に糧米を運漕する者にして其法大抵明制に因
り改兌法を以て行はる各省糧米を京師に運致し京師の倉廩
に蓄藏する者を正兌と云ひ以て旗人の兵食に給す通州に運
致し通州の倉廩に蓄藏する者を改兌と云ひ以て百官の俸祿
に給す定額の外每石別に漕糧耗羨なるものを徴收す即ち送
運雜費に充るものにして正兌改兌に依て差あり漕糧の定額
毎歲四百萬石漕船凡て九千九百六十九隻之を幫に區分す每
幫の船隻數四十乃至八十隻あり運河に沿ふて數十處の衛を
設く各衛所管の船隻二幫乃至九幫あり其編成は皆水師の制
に依る順流には日行四十里逆流は日行廿里大抵七個月を費
して長江より通州に至る其運手は一種の勇兵にして漕運あ
る各省屯田を置き該勇に贍給し以て専ら漕運に従事せしむ

管糧頭目管糧夫舵夫水手掏水夫舖席夫挑晾夫晒夫鳴鑼夫管船夫撥船水手舵夫撥船船戶の別あり一幫の人員九百乃至千六百餘人に至る漕運總督は江蘇省淮安府に駐し兼て河防軍務を督す糧儲道をして地方を分つて漕務に服せしめ地方文官を押運官とし武官を領運官とし以て漕務を運轉し規模廣大秩序整然たり然るに道光以後漕政日に弛ひ運糧漸く數の如くならず運勇は積弊に狃れ貪婪極りなく毎歲漕糧を輸送するや沿途州縣に於て幫費を勒索し州縣は口を運勇に藉りて浮收し司倉吏胥は間に居りて漁食し民庶其害を蒙る甚し尋て長髮賊の亂あり各省罷弊して漕額益減せり是に於て漸次漕糧制を改革し今日に至ては米納を改めて銀納となし官自ら米糧を買ふて之を輸送するるとせり其の各省漕糧の定

額は則ち左の如し但し甘肅は黄河に由つて之を漕す

漕運額	省名	正米糧	耗羨米	計
山東	二八七四九三	七一八七三	三五八一九一	
河南	一八一三六五	五〇七八二	二二三五九七	
江南	一五四一八〇一	六一六七二〇	一九五八五二一	
江西	四四七〇三三	一七八八一三	六一五八四六	
浙江	八七四二八三	三一九四九三	一一四三七七六	
湖北	九四五一六	三七八〇六	一三三三二二	
湖南	九五五五二	三八二〇〇	一三三七七二	
甘肅	一六九八六八	四八六八二	二一八五五〇	
盛京	四二〇〇〇	一六八〇〇	五八八〇〇	
總計			四八九四五五〇	

運河復た蘇然り而して近年に至り漕運多くは海路に頼り河運は漸衰微の兆を見せり三代以來胡元一代を除くの外歴代海運を行ふ

者なかりき是れ船舶の不完全なると航海術の幼稚なるとに由る清朝の道光以來外國と交通を開き汽船の便盛に興るを以て運米概ね江南より招商局汽船によりて天津に直達し運河に藉るもの頗る微々たるに至り清廷力を河道に盡くさす水路多く湮塞するに至る河道果して放棄すへきか試みに一たひ眼を閉ちて戦時の日を考一考せよ鐵道の中原を横貫する日尙遠し糧を海に由る甚た危殆の法たるを發見すへし果せる哉向きに清佛交戦の時に方り再ひ運河の切要を感じ急に疏濬を加へ修繕を興へ今や亦其漕糧の額を増すに至れり河運輕々放棄すへからざるなり

第四章 鐵道

優勝劣敗の今日に方り支那の陸運固とより改良せざるへか

らす而して其の便鐵道の右に出づるものなし支那の鐵道工事は李鴻章劉銘傳の輩屢々建請するところありしも或は地脈を斷つとなし或は風水に害ありとなし或は小民業を失ふとなし或は墳墓廬舍を侵して民怨を醸すとなし或は異日外寇の際便を敵に假すとなし保守論者の沮む所となりて久しく舉行に至らざりしか漸々世潮の誘導する所となり今や遂に其の實設を見るに至れり

經過及材料

支那の鐵道は開平鐵道に於て初めて其の端を發す此の鐵道は開平炭坑より薊河關莊に至る清里九十里の線路にして光緒七年十二年の兩度に於て百兩株二十五萬を募集し専ら石炭運送用の爲め布設せられたるものにして今や已に延ひて南は天津に至り北は古冶に達し昨年更に昌黎縣を経て山海

關まで延長するとを議決し其の測量は疾に完了し其の經費の支途も亦定められたれば惟ふに本年間には竣成するならん其の目下運轉せる地方は天津四十九里軍糧城二十九里新河十三里塘沽太沽の對岸二十里北塘四十五里漢沽十九里蘆臺四十二里唐塘二十三里胥各庄二十里唐山二十里開平十六里窪里十六里古冶以上里數は兩地間の距離にして清里を以て之を示す計三百十二清里即百零四哩とす其搭客賃は天津より塘沽に至る九十一清里即三十哩にして上等五十錢下等二十五錢なりとす或は處に依り比率多少の差ありと雖他概ね大差なし其の鐵路は幅一米突四十四珊知の廣軌道にして單線なり一列車は通常乗客凡そ二百人と貨物二百乃至四百噸を運送すへき三十乃至四十の車輪を以て編成す然れども時と

しては尙ほ遙に重量の大なる貨物を運搬するを得へし其の速力は一時間畧二十哩にして其の運轉員は英人七名のみ餘は悉く支那人を用ひ其の經費は鐵路に直接關係なき土地其他の支費を除き百二十萬兩即二十八萬磅にして一哩二千八百磅とす本鐵道の布設に方り其枕木は概ね日本産の供給に係る向後清國鐵道の日に延長するに従かひ其の需用は益々増加を來たすへきものなるか故に我國の材木商たるもの須く意を焉に留めざるへからざるなり而して該鐵路に使用せる材料は則ち左の如し

表 料 材 道 鐵 部 北

數	種 類	容 量	重 量	車 輛 性 質	中 徑	車 輛 の 端	組 立
1	車 車	五 十 八 人 上 等 三 十 四 人 下 等 六 十 八 人	二 十 九 噸	クレスツノ鋼鐵	四 十 二 英 寸	8 × 3 1/2	鋼 上
6	客 車	同上	同上	同上	同上	同上	同上
12	密 客 車	同上	同上	同上	同上	同上	同上
160	炭 車	同上	同上	英國水壓鋼鐵	同上	同上	鐵 上
32	石 車	十 六 噸	七 噸 半	米 國 鍊 鋼 鐵	三 十 三 英 寸	7 × 3 1/2	オレフィン 上
90	石 車	同上	同上	英國水壓鋼鐵	同上	同上	同上
25	貨 車	同上	同上	米 國 鍊 鋼 鐵	三 十 六 英 寸	8 × 3 1/2	同上
25	同 貨 車	同上	同上	英 水 壓 鋼 鐵	四 十 二 英 寸	8 × 3 1/2	同上
6	急 車	同上	二 噸 半	同上	上	6 × 3	鐵 上
60	急 車	同上	同上	同上	三 十 四 英 寸	同上	同上

右の外米式十輪タンク機關車六供水機附六輪タンク機關車
二砂礫運送用ハラスト機關車二米式炭車附屬機關車四モガ

ル式炭車附屬機關車三合計十七輛あり其の中徑は四十八吋
乃至四十二吋にして其の曳力は皆一萬「ポント」其重量は輸送
用意の整ひたるるとき三十八乃至四十噸なりとす

通過の地景況

其鐵路通過地方は一般に平坦開濶にして殆ど傾斜なく河川
は蘆運河の外大なるものなく小川溝渠も亦甚た多からず天
津より北塘までは鹹地にして荒原多く村落寥寥人民貧窶唐
山開平近傍は土地豊饒村落多く民富色あり其物産氣候風俗
は之れを十八省の章に譲る開通以來日尙ほ淺く人民未だ其
利用に慣れざるか故に乘客多からず其貨物の天津塘沽開平
の三停車場を除くの外他は寥々に屬すと雖多少商業上に影
響を及ぼしたると疑ひなし

總説及未

上記鐵道の外台濟に劉銘傳氏の經營に關はる鷄籠より淡水

に通ずる軌幅一米突の單線鐵路二十哩あり向きに李氏か天津鐵道を通州に延長するの議は殆ど勅許を得んとするに當り忽ち反對者の阻む所となり物議囂々皇帝特に議を各總督に下して其の意見を咨ひ總督概ね之を賛成せしも當時兩廣總督たりし有名なる張之洞氏の漢口より起り北京に達する所謂中原鐵道を四區に分ち一區は歐人及其材料を用ひ他は自國の人員材料を以て八年間に竣成すへきの奏議に遇ひ其意見採用せられ遂に之を先にして彼を後にするととなり張氏は該鐵道經營負担の爲特に今の湖廣總督に轉せられたり然るに幾くもなく又反對者の沮む所となり一時中止せりと雖ども彼の明達活識強硬不屈の張氏は政府之を爲すの力なくんは自ら以て一身之を完成せんとを期し現に管下黃州府に炭鑛及鐵鑛を數處に掘開し巨大の製鐵所を漢陽府に興し己に試鑄を経て好結果を得將に大に軌鐵を製造せんとし現に該製鐵所より漢水の岸頭に至る五百米突許の運輸鐵道を布設せり其人其舉斯の如し數年ならずして其目的を果すや蓋し亦疑を容れず又李氏は一たひ通州鐵道の議行はれざりしと雖ども山海關鐵道の議用られて現に着手中にして尙更に其線路を引長し錦州廣寧新民廳瀋陽を経て吉林に達し枝線を派して牛莊營口に通せんとし其里程共計七百七十四哩其經費の概算二千五十萬兩年々二百萬兩を支出し十年を以て完成するの計畫なりと此鐵路にして果して竣成するに至らば軍備上の利便は勿論長白山脈鴨綠江地方に尤も多産なる鑛物材木に大なる影響を及すべく又恰も細伯利亞鐵道の

竣成と合して露國輸送茶の運搬に一大變化を及すへきや必
せり曩に李氏の電線布設を畫するや一たひ試用効を實際に
示して全國縱横四陲に徧ねし今夫れ開平鐵道は己に好結果
を見殊に這回北部の叛亂討伐の如き前後數次鐵道を利用し
て大に其便効を實際に顯したるか故に百聞は一見に若かず
自然の感情遂に頑固論者の抗し得へきにあらず其鐵道の擴
延する安んそ亦彼の電線と同般の情あるを知らんや我曾て
劉銘傳氏の奏議を見る曰く目下臺灣島は我國海防の要地と
して特に一省を分遣するの始に方り宜しく殖産興業を盛大
にし農工商賈を招徠して全島の繁榮富強を謀らざるへから
ず而して其目的を達せんには内地運輸の道路を便利たらし
むるを最大急務たりとす故に本島に鐵道を布設し各内地と

港場の間を連絡するは獨り全島の商業に旺盛を加ふるのみ
ならず海防を裨益する最も大なるへきなりと支那種族己に
運輸交通を利便にすることの富國強兵の基本たるを知る其
關東鐵道成り亦中原線路達し更に漢口より湖南を経て廣東
に到るの軌條通するの日は是れを實に清朝安危興廢の一大
管鍵なりと云ふへし

第五章 瀛 船

清國沿海及ひ長江并日清間航海の瀛船會社は其數甚夥し然
れども長くは歐米人の營業に屬し支那人の所有に係るもの
は獨り招商局あるのみ而して其航路の區域は毎社同しから
ず或は専ら支那沿岸及ひ長江航行の爲に設立するものあり
或は日本郵船會社の如く只管ら日清間の航海に従事する者

社名	航路
老沽洋行	香港上海長崎 神戶橫濱間
フエロンロー	上海長崎浦鹽
協隆洋行	上海日本間
テント、アル フレット	上海漢口間
マクビヤンジ ヨーシ	上海漢口間
新寶順	上海漢口間
麥邊洋行	上海漢口間
華女洋行	上海漢口間
德記洋行	香港汕頭廈門 台灣間

上記外近來新に開航せる獨乙の郵便船あり香港上海間を航し加那太平洋瀛船會社あり加那太香港の航路間上海神戸横濱に寄港し又た本年二月より更に澳太利瀛船會社は歐洲南洋間の航路を開き香港上海等に航路を進むる旨を廣告せり斯の如く支那各港間の瀛船業は日に月に益々頻繁に至るべく現に上記十七社の船舶の支那海及び長江を通航するものは英佛二會社及び郵船會社の如き遠洋航海のものを除き百五十艘を下らざるべしと云ふ豈に盛ならずや

日本支那間の航海會社は己に示す所の如し中日本郵航會社

は毎周一回發着し佛國瀛船會社及び英國會社は殆んど定期を以て毎土曜日當上海を發し直行して神戸横濱に航し獨乙及び加那太の兩瀛船會社は共に毎月貨物の必用に應じ大抵二回日本香港間を回港し其船賃は毎社多少の差異あり其の日本郵船會社の船賃左の如し

船別
特別
雇法

當上海には獨逸人其他外國人の所有に係る一千噸内外の漚船少からず皆貨主の需に應じて上海と支那各港及日本諸港の間を往來す就中目下門司長崎唐津等より石炭を上海に運輸する多し其航海の雇料は通常門司より一千二百圓乃至一千四百圓長崎より一千圓乃至一千二百圓唐津より一千圓乃至一千三百圓許にして通常低限より更に一割餘を減するとあり若し一ヶ月間備切るときは通常一千噸積にして三千里内外なり而して門司上海間は毎八日往復し得るか故に其多額の運出者にあつては大に利益ある者なり併し其雇期一ヶ月以上に渉るものは四ヶ月毎に其船隻の碇泊料毎噸銀四匁を税關に納めざるへからず但し實際外人は實積の三割を減して報告するの習慣なり

支那沿岸の航路は之を大別して上海以北上海以南及び長江とし其航海會社は已に表に示す所なり就中招商局太沽怡和の三社を以て最も盛なりとす今其各航路の通貨發着を示すと左の如し但し其上海よりの發着は同地發行の支那新聞若くは西字新聞の廣告欄に就て見るべく或は會社に就て問ふも可なり又乗客に係はる船賃及諸注意は之を後に示す

招商局
太沽會社
怡和會社
長江航路運賃表

長江沿岸 運賃表	由	至	由	至
燕窩	上海	至鎮江	蕪湖	九江漢口
麝香	五兩	七兩半	十兩	生糸
各參	〃	〃	〃	綢貨
鹿茸	〃	〃	〃	絲線
細皮貨	〃	〃	〃	山東綢
				綿綢
				一兩
				一兩半
				二兩
				二兩
				三兩
				四兩
				二兩

金銀洋	每箱	一兩二錢半	一兩半	二兩半	棉花	五錢	七錢	一兩
洋藥	每箱	一兩半	二兩	三兩	銅錢	每包二十千文	一錢半	二錢
荳油	每噸	二兩	三兩	五兩	土襪貨	每噸	二兩	三兩
草蓆袋	每千隻	一兩半	二兩	三兩	地氈			四兩
茶席					熟皮			
水銀	每罐	三錢	三錢半	五錢	漆器			
皮蛋	每件	二錢	二錢半	四錢	竹器			
粗葵扇	每件	一錢	一錢半	二錢	魚翅		一兩半	二兩
靈樞	每貝	十五兩	二十兩	三十兩	魚膠			三兩
壽材		五兩	七兩半	十兩	魚肚			
疋頭	每噸	二兩半	三兩	五兩	魚皮			
土布					紫菜			
粗皮貨					木茸			
夏布					金針菜			
洋襪貨	每噸	二兩	三兩	四兩	髮菜			

六百四十二

圓肉	每噸	一兩半	二兩	三兩	玻璃	每噸	一兩半	二兩	三兩
枝乾					錫箔				
蓮子					紙箔				
瓜子					羊毛				
顏料					蔴袋				
牛膠					紬葵扇				
乾蔗					紙				
鉛粉					漆				
黃丹					糖果				
桐油					藥材				
烟絲					豈蔻				
硯硃					砂仁				
樟腦					肉桂				
三奈					海參	每担	一錢半	二錢	三錢半
八角					朋埔				

第三門 運輸 第五章 編船

六百四十三

麥子	火腿	胡椒	竹竿	鮑魚	海蜆	松香	黃薑	良薑	油	山羊毛	鹿角	檳榔衣	果皮	甘草
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	每担	"	"	每噸
"	"	"	"	一錢半	"	"	"	"	一錢半	二錢	二錢半	"	"	一兩半
"	"	"	"	二錢	"	"	"	二錢半	二錢	"	三錢	"	"	二兩
"	二錢半	"	"	三錢半	"	"	"	三錢	四錢	"	五錢	"	"	三兩
檀香	檳榔	石花菜	海帶	麪粉	大楓子	紫梗	信石	丁香	水靛	沙藤	有殼海鮮	蝦米	魚乾	淡菜
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	每担
"	"	"	一錢	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一錢
"	"	"	一錢半	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二錢半
"	"	"	二錢半	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	三錢半

六百四十四

白礬	土礬	鐵枝	錫板	點銅	銅	鋼	生菓	冰糖	鹽魚	鐵箍	舊鐵	羅葡乾	土酒
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	每噸	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	一錢半	一錢	"	二兩	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	二錢半	一錢半	"	三兩	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	三錢半	二錢	"	四兩	"
蘇木	栲皮	硝	赤白糖	鐵釘	鐵條	鉛	杏仁	鹽菜	紙扇	洋氈	洋傘	假金綿值百兩	土酒
"	"	"	"	"	"	"	"	"	每噸	"	"	百兩	"
"	"	"	"	"	"	"	一錢半	"	二兩	二兩半	二兩	五錢	"
"	"	"	"	"	"	"	二錢半	"	三兩	三兩	"	七錢半	"
"	"	"	二錢	"	"	"	三錢半	"	四兩	五兩	四兩	一兩半	"

其上海出發日は怡和は月木太沽は火金招商局は水土にして

第三門 運輸 第五章 汽船

六百四十五

其他每週尙五六隻あり日曜日必ず其一隻以上を發し皆定期
にあらす且つ其船体又前三社のものに比すれば小なり

北部及南部航路運賃及發着

北部及南部
船便の
運賃

北部航路には日本郵船會社の外定期船なしと雖も每週三四
廻の便船あり其運賃は郵船會社のものは已に表に示す所に
して他は互に機を覗ひ隙を揣り掛引百端愈載荷の現時に臨
み始めて之を示す者にして前以て決して口外せざるものな
るか故に其一定の賃を示すに由なし唯其概數の準律は上海
より天津迄輕重貨物一噸五兩重量貨物は百斤銀四錢なりと
す南部諸港には每週平均三隻の不定期船便あり其會社は之
を表に參照すへし其他英國會社佛國會社の漁船は香港へ向
け每週一回日曜日に於て更番に當上海より出發し又招商局

太沽兩會社の漁船は寧波へ向け日曜日の外交々上海を發せ
り而して其運賃は北部航路の如く亦詳細一定のものなし上
海寧波間は輕重貨物一噸一弗重量貨物百斤凡銀十錢を以て
標準とす蓋此航路は諸外國船の長航路に當るを以て時々變
動あるに因る

日本支那渡航の三大巡路

日本支那
支那航
渡航の
大巡路

日本より支那に渡航する大別して三大巡路となす之を分つ
と乃ち如左長崎より釜山仁川(朝鮮開港場)芝罘を経て天津に
至り其より陸路或は水路北京に達し北京より復た天津に還
り天津より牛莊に至り牛莊より更に芝罘に出て芝罘より仁
川釜山を反行して長崎に歸る一也而して清國北部開港の巡
回を終る

長崎より上海に至り長江を溯り其沿岸の鎮江蕪湖九江を経て漢口に至り漢口より小瀛船に乗換へ宜昌に至り宜昌にて更に民船を雇ひ水路重慶に至て止る重慶より前序を逆下して上海に至り上海より長崎に歸る二也而して清國中央部の巡回を終る

長崎より直ちに香港に至り廣東汕頭厦門福州寧波を経て上海に出て上海より長崎に歸る三也而して清國南方各開港の巡回を畧了す(台灣各港及嗎呢拉新嘉坡其他我國との未條約港は之を除く)

今左に右三航に對する日數旅費及宿料并に注意の件を掲げ以て支那渡航の參照に便にせんとす

中央新航路

中央航路及備考	地名	時日	旅費	宿泊料
	自橫濱至上海	航海時 一周間 滯泊時 一晝夜半	上 四十五圓 中 二十八圓 下 十一圓五十錢	西洋 三圓より五圓 日本 一圓
	自上海至鎮江	增水時 三十六時 減水時 三十三時	支那 三十錢	
	自鎮江至蕪湖	增水時 三十三時 減水時 三十時	支那 三十錢	
	自蕪湖至九江	增水時 三十三時 減水時 三十時	支那 三十錢	
	自九江至漢口	增水時 三十三時 減水時 三十時	支那 三十錢	
	自漢口至宜昌	增水時 三十三時 減水時 三十時	支那 三十錢	
	自宜昌還上海	增水時 三十三時 減水時 三十時	支那 三十錢	
	自上海還橫濱	航海時 壹週間 滯泊時 一日半	上 四十五圓 中 二十八圓 下 十一圓五十錢	
合計				
旅費			橫濱上海間往復十五日間 四百〇八時間 長江往復三百七十二時間 上橫濱上海間九十九圓 下橫濱上海間二十三圓 上備考に載す 下二圓八十錢	
宿泊				

備考

上海日本間は我郵船會社の定期航海ありて一週一回相往來す當時は横濱丸神戸丸西京丸の三船を以て之に充つ滯泊時は神戸二十四時長崎十二時馬關一時乃至二時とす上海より長江通の瀛船は毎日相往復す其定日及船種は已に示す所なり

長江往復の瀛船は等數を畧三段に分てり西洋人(即ち表中に外と書するもの)支那人上等(表中に載せず之に一室を乗客に與ふ食物は支那風賃錢は下等にて三圓乃至五圓を加ふるものとす)下等(表中載するものは是れなり只寐棚一箇を乗客に與ふるのみにして食物は極めて惡し之に乗るものは大概自ら路菜を準貯するものを常とす)故に日本人は今日迄多くは支那上等に乘れり乗船中は支那「ボーイ」時々來りて湯茶飯の用

をなす故に上陸の際は一圓内外の酒手を與ふるを常例とす又其切符は乗船後ち之を買ふものにして或は「ボーイ」に托し或は自ら其帳場に往て求むるものとす長江沿岸には未だ西洋宿屋なきを以て必ず支那宿に泊せざるを得ず故に表中西洋上等宿料を書せす支那町を見物する間は徒歩ならされは籠なるへし籠代は一圓五十錢乃至一圓を要す上陸の際荷物を搬するには挑夫なるものありて之を擔ふ其賃遠近により異なるも概畧四五丁五錢乃至七八錢なり上海より漢口に至り更に宜昌行の瀛船に乗換る此間每週一回の往來あり宜昌より漢口に還る時は又同時に於て乗換へ以て上海に還るなり

其宜昌より重慶に至るには瀛船の便なきを以て之より民船を雇ふて溯らざる可からず而して其僱船法及水路日数の如きは第一編第三門第一章水運の部に見るへし

北部航路

北部航路及備考	地名	時	日	乗客賃	宿泊料
	自神戸至釜山	三日半		上 二十五圓五十錢 中 十五圓 下 六圓五十錢	西洋 三圓 日本 四十錢
	自釜山至仁川	二日半		上 九圓 中 六圓 下 四圓五十錢	西洋 三圓 日本 四十錢
	自仁川至芝罘	二日		上 七圓 中 四圓五十錢 下 三圓五十錢	西洋 三圓より五圓 支那 四十錢
	自芝罘至天津	一日強		支那 二十一圓	西洋 三圓より五圓
	自天津至北京	陸二日乃至三日 水三日乃至四日		馬車 十圓零五錢 舟行 四圓より六圓	西洋 三圓 支那 四十錢
	自北京歸天津	同前		舟行 六圓より十二圓	西洋 三圓より五圓 支那 四十錢
	自天津至牛莊	二日半		外 二十八圓 支 二十四圓	西洋 三圓 支那 四十錢
	自牛莊出芝罘	二日		外 二十八圓 支 二十四圓	西洋 三圓より五圓 支那 四十錢

自芝罘還神戸

九日 合計

上 四十六圓
中 二十七圓
下 十三圓

日數 三十九日半余
旅費 上 百八十八圓五十仙
下 六十九圓五十五仙
宿泊料 上 二十四圓
下 三圓三十錢

備考

日本神戸より天津一直行の船二隻あり滯泊時は釜山に六時間乃至二十四時間(潮水の如何積貨の都合に依り異れり)仁川港も釜山と相均し芝罘は十二時乃至廿四時間にして其はしけ賃は三所共十錢より廿錢迄
天津より北京に至るには水路と陸路の別あり荷物多ければ水路より通州に至り通州より北京に入るを好とす此間清里僅かに四十里

天津には領事館北京には公使館あるを以て萬事同館に付て尋るを要す

天津より北京は毎年新曆十二月初より翌三月初頃迄は結氷の爲め往來不通なるを以て其間北行すへからす又た天津より牛莊に至るは日本郵船會社の船なきか故に勢他會社の瀛船に搭せざるへからす牛莊より芝罘に歸れば芝罘より仁川には郵船會社の船あり又は上海へは同會社及他の數便船あり餘は中央部と大同小異なりとす

南部航路

航路及備考	地名	時間	日	船	賃	宿泊料
自横濱至香港	横濱	一周日		上 五十弗		西洋 三弗より五弗
自香港至廣東	香港	六時間		下 三十弗		支那 三弗
自廣東還香港	廣東	六時間		上 三十弗		西洋 三弗
				下 一弗		日本 一弗

航路	時間	日	船	賃	宿泊料
自香港至福州	二日半		上 四十五弗		西洋 三弗
自福州至上海	二日半		下 四十五弗		支那 三弗より五弗
自上海至寧波	一晝夜		上 二十弗		西洋 三弗
自寧波還上海	一晝夜		下 二十弗		支那 三弗
自上海還橫濱	一周日		上 四十五弗		西洋 三弗より五弗
			下 四十五弗		日本 一弗

合計如左

日數	二十有一日と十二時間
賃銀	上二百一十圓 下六十二圓五十錢
宿料	上二十一弗 下四圓十五仙

備考

南方に對する日本貿易場中其重なるものは右表中の數場とす依て他日我國人の南方を巡回するもの爲めに右數場を経過し得へき時日及費用を掲ぐ

香港には日本宿二軒あり一は押巴顛街二十二號大高佐平(宿賃通常一日一弗月にすれは十五弗)一は擺花街八十號四開樓(宿料同前)

廣東には西洋「ホテル」一軒あり一泊三弗余り高價なるを以て今日迄の日本人は大抵支那宿に泊せり其日本人を泊せしむる宿一軒あり鴻安棧と云ふ一泊二十五錢より三十錢寧波福州には日本宿なし皆な支那宿か西洋宿なり南方の航路は極めて混雜にして上海より序を追ふて南下するか香港より序を追ふて北上せんと欲せば時日を徒費し入費煩多ならざるを得ず故に今日迄南方各港を巡回するものは多く上海より各港へ向け往復するか香港より各港へ向け往復するか香港より各港へ向け往復するかの二途に出てたるものゝ如し

右北部中央部南部共茲に茶代酒手籠代車代ハシケ賃等及其他の雜費を書せず之は一日大概一圓より二圓位あれば満足なるへし日本通貨の支那地方に(内地乃ち未開港所を除く)通するものは五錢十錢二十錢の銀貨にして一圓及五十仙は割合悪し而して紙幣は更に通せず故に渡航前に於て墨西哥弗ニ換へざるへからず其尤も正確なる銀行は横濱神戸長崎の香港上海銀行とす

第六章 倉舖料埠頭税附水先案内

支那は日本に比し概して氣候不順にして貨物の貯藏又隨て困難なり就中春夏の交及秋冬の季霖雨數旬に亘るとありて

濕氣殊に甚たしく貨物之に觸るゝときは動もすれば變色腐敗の恐あり

各瀛船會社及倉庫會社は總て數棟の倉庫を有し以貨物藏存の地とす俗に之を棧房と稱す其構造各社大同小異にして其緊要なる貨物の藏存に供する者は上部は瓦を以て之を葺き以て雨漏を防ぎ下部は地面上板を疊重して三尺乃至四尺餘の高さとし又は二階三階を作るものなり周壁は築くに煉瓦を用てし以て濕氣の貨物を侵犯するを防ぎ窓を四方に開きて空氣の流通を自在ならしむ但し是等の構造は最も緊要なる貨物を装ふものにして假令へは各瀛船會社にあつては保險附の貨物の用に供するか如し而して通常貨物の藏在庫は地板の低ふして殆んど平地に同じきものゝ上に於てし其尤

も廉なるものに至ては上部の屋蓋を葺くに亞鉛或は鐵葉を以てし漏濕貨物を侵して時に或は貨物の損色變質を來すことあり

各瀛船會社の倉敷料は貨物着埠後十日間内は之を無料とし十日を過れば定規に従ひ之を收む但其倉敷料は競争の激き時にあつては談判の如何により定料より減するとあり上記の情勢なるか故に上海漢口の如きは久しく貨物を藏存するに便ならず故に日本より輸來すへき貨物は成丈日本に於て之を貯藏し機を見て之を送るか如くなすを要す倉敷料は各會社毎に多少の差あり又每社各一定の料料ありと雖とも業務の繁閑に依り加減あると前に示すか如し今其推考の標準として各社畧同じき二三物品を掲げ以て其一例

を示すと左の如し

貨名	數量	倉敷料
木綿織	每捆	二十五カンドリンス <small>(一カンドリンスは壹錢六厘餘とす)</small>
窓硝子	每箱	四カンドリンス
玩具品	每捆五十担入	二十五カンドリンス
砂糖	每担	三カンドリンス
油	每箱	五カンドリンス
飲用物 <small>(西洋酒の如きもの)</small>	每箱	二カンドリンス
昆布	每包	二カンドリンス
鰯	每包	五カンドリンス
樟腦	每包	四カンドリンス
鉛	每担	三カンドリンス
鐵	每担	三カンドリンス

此他石炭は一噸毎に銀二分五厘乃至三分とす而して上記は初月の定料に示すものにして次月より或は五分の二或は二

分の一又は三分の一等を割引す其多少は貨物に依て同じからず而して貨物貯藏後十日間は料料を要せず或は其期を十四日となすものあり而して右定日を過くれは一ヶ月未滿と雖とも一ヶ月の定料を徴す

埠頭及埠頭稅

埠頭とは我國の棧橋にして埠頭稅とは即ち棧橋料なり埠頭に二種あり一を固定埠頭と云ひ一を躉船埠頭と云ふ固定埠頭は大柱を深く地中に埋植し其上に板を平排して直に岸に連ぬ各埠縦横長短同じからず當地埠頭會社の埠頭の如き岸に沿ふて其長さ殆んど一里に及ぶものあり郵船會社の埠頭の如きは其長さ二百五十尺餘に過ぎず又躉船埠頭は未だ我國に見ざる所のものにして其結構たる躉船と稱する一種の堅強なる大船を浮へて鞏かに之を錨定し岸より板橋を架す

其距離長短亦一様ならず船部は潮の乾満に従つて上下し船内は直に倉庫に供す長江一帶の各埠頭の如きは皆此躉船埠頭なり而して兩種共に瀛船直に横着して之に密接す故に貨物の載卸乗客の搭下甚た便なり凡て大なる瀛船會社にあつては皆自之を有すと雖ども大なる開港場には必ず別に埠頭倉庫會社ありて之を貸すを營業せり當上海にて重なるものは虹口怡和埠頭會社及浦東埠頭倉庫會社となす故に埠頭所有なき小會社又は他より臨時に來りたる船舶は必ず埠頭會社の埠頭を借用するものにして其大瀛船會社に在ても一時船舶の輻輳により自己所有のものにて不足を告ぐるとある時は即亦此埠頭を借るものとす是即埠頭税ある以所なり今虹口及怡和埠頭會社の税則の大畧を掲ぐると左の如し

蒸瀛船及帆前船にして定則の税金を仕拂ふときは埠頭に碇泊し及其積荷を受取り貯藏し又は其の積渡を托するとを得但し碇泊の日より十日以上を経過するときは借地料を拂ふを要す

沿岸を航海する瀛船及帆船にして船体三百英尺以下のものは五十兩全しく三百英尺以上のものは七十五兩他の瀛船及帆船にして船体三百英尺以下のものは六十兩全しく三百英尺より三百五十英尺に至るものは八十兩其以上は二十五英尺を増す毎に二十五兩を増加す埠頭に陸揚したる荷物を受取り貯藏し及其積渡に關する賃銀は物品に由り同しからず又石炭は之を甲板上にて受渡し其他の物品は之を埠頭に於てす

清國の開港場は概ね河岸に瀕す而して其水原は皆極めて遠く流急にして淤沙を排下し來ること甚しく河底の深淺變化常に定まりなきか故に其港口に進入するの船舶は瀛船帆船の別なく先つ水先案内者を僱はさるへからす是を以て各港に於ては其便利權を圖る爲め該港司令と在港の各國領事及商法會議所と協議し豫め適當の人員を撰定し水路の區畫瀛船帆船の水先料等に至るまで總て一定の規則を立つるものにして水先案内者は任命局港司令及二三の役員より成るに於て試檢し及第者には免許狀を附與す此試檢は品行方正水路に熟達する者に非らされは之を受くる能はさるものなり而して其水先案内料は船種と港とに依り一定せず當上海の如きは大抵吃水一英尺毎に洋五弗なりとす

第七章 保險及保險料

總て保險の業たる商業頻繁なる地に在りては殊に必要なるものたるや固より論を俟たす當上海の如きも生命に火災に海上に此業を營む者は無慮數十社なりとす是を以て家屋を築造し商店を開設するものあれば各保險會社は互に競争して花主を得んとするの景況なり今上海に於ける海上保險會社の重なるものを舉ぐれば左の如し

重なる保險會社

泰隆 ハルロー、エンド、コンパニー 九江路六號

右は英國リパプールに於ける有限萬國海上保險會社代理

店にして世界各港に到る船積荷物の保險に應ずる者なり

瑞記 アルノード、カルベツグ、エンド、コンパニー 南京路十號

右は英京龍動保險會社ハンボルグ、コグデボルグ火災保險

會社マンヒーム保險會社在ニュージールランド南英火災及海上保險會社ズーリツチ同盟海上保險會社の代理店とす

太沽 パッタフヒールド、エンド、スワイヤ、コンパニー

江岸本路

右はブリチイン、エンド、フオーレン海上保險會社龍動及ラ
ンカツシヤイヤ火災保險會社ローヤル、イキスチエンジ、ア
ツシユーランス、チフ、ロンドン代理店とす

怡和 シャーチン、ゴチリン、エンド、コンパニー

揚子路二十七號

右は有限廣東保險會社トライトン保險會社アルライアン
ス海上保險會社香港火災保險會社アルライアンス火災保
險會社の代理店とす

三井 三井物産會社支店

四川路十七號

右は東京海上保險會社代理店とす

其保險料は時と場合とにより多少の差違あり又家屋の位置
及其構造貨物の性質及其價格の多少に依て其料を異にする
ものなれば豫め之を見積らしむるに非れば確定の價を知る
へからず且つ海上保險の如きは其區域の廣きものなるか故
に各其會社の秘密に屬し猥りに告知せざるを常とす故に荷
物の保險を要するものは先づ其積込まんとする船名船長及
ひ貨物の種類を詳記し之れに依つて保險料を談判するの習
慣なり

別の保險
種類

海上の危険より生ずる損失に二類あり一を全損と云ひ一を
分損と云ふ其要件左の如し
全損したる貨物及船舶或は皆滅に至らざるも殆ど其効用を
全廢するか如きもの凡て之を全損と稱す

分損に二種あり一を共擔分損と云ひ一を特擔分損と云ふ其共擔分損とは船舶及貨物を救ふ爲め有意に生じたるものにして船主及貨主の共同平均に負擔すべき損失を云ふ例へは一の船舶航海中火災に罹り之を救ふか爲め不得止荷物の一部を海中に投じたる場合には其投じたる荷物の損失ハ總て荷主并に船主の平均負擔すべきものにして此類の損失を共擔分損と稱す

特擔分損とは自然の災害特に其船舶若くは貨物に及ひたるものにして即ち其船主若くは貨主各個の不幸に屬し其船主若くは貨主は特に其損失を擔はざるを得ず故に之を特擔分損と稱す通常分損と稱するは即ち特擔分損を云ふなり

保險手續

貨物保險申込手續は各會社共畧同一にして大差あらず今左

に其規則の摘要を掲ぐへし

一貨物保險は可成船舶の出帆前に申込むへし出帆後二十四時間を経過したる申込は其理由を證明するに非れば會社は之を保險せず

一貨物の保險を申込まんとする人は左の數件を會社へ報知すへし

- 一 保險貨物の荷印番號品名個數
- 二 保險の金額
- 三 保險貨物を積載する船舶の種類船號及出帆の月日
- 四 仕出港仕向港
- 五 立寄の港積換の港及積換の船號
- 六 分損擔保を望むと望まざると

一 會社は右の報知により保険すへきや否を考定し保険すへきものは保険料の割合を定め申込人報知の件々を盡く申込状に記載し申込人をして記名調印せしめ保険料と引換に保険状を渡すへし

一 凡て堅牢の確證ある船舶に積載の貨物に非れば保険せず又甲板上の貨物は甲板上に限りたる危険を擔保せず及積載荷物其他船舶の定限を超過する時は其貨物を保険せず

一 市場にて賣買せざる貨物及奢侈物の類及甲板上の荷物并に機械水藥危險物書籍物は分損を保せず

一 一口の保険料拾錢に充たざるものは拾錢に引上げ彈藥火藥諸酸類の如き貨物は通常保険料の十五割増にして帆船積載の保険料は漁船の割合に左の割増を爲すものとす

夏季五割増 冬季六割増

一分損擔保の時は漁船帆船の別なく左の割増を爲すものとす

生絲

三割増

茶

五割増

通常商品 六割増

米、粉、煙草、麻、苧、皮、革、穀物、酒類、油類

拾割増

砂糖、鹽、菓物、昆布、其他凡て消失及腐敗買ノ貨物

十五割増

料

保險料は時と會社とにより一定し難しと雖今左に最も本地に著名なる保險會社の貨物通常保険料の定率を掲げて其一例を示す但し實際猶其十分一を割引するものなり

有限廣東海上保險會社貨物保險料

自上海
自長崎
自神戶

百分の四分一

即原價百圓に付

二十五錢

百分の五分二

即原價百圓に付

四十錢

第三門

運輸

第七章

保險及保險料

自 至	自 至	南 英	自 至	自 至	自 至
橫濱	上海	海上	上海	上海	長崎
保險會社	保險會社	貨物保險料	貨物保險料	貨物保險料	貨物保險料
百分の二分一	百分の二分一	百分の二分一	百分の八分三	百分の八分三	百分の四分一
卽原價百圓に付	卽原價百圓に付	卽原價百圓に付	卽原價百圓に付	卽原價百圓に付	卽原價百圓に付
五十錢	五十錢	五十錢	三十七錢五厘	三十七錢五厘	二十五錢

第四門 金融

第一章 銀行

支那の金融は票號銀號錢舖によつて完し信用甚た尊重にして遊動敏活流るゝか如し蓋し其良慣は遠く成周質臍の美風に淵源す其出納の法殆んど我國現時の銀行の如し開港場及内地の都府皆之れあり票號は大にして爲換荷爲換貸金貯金等を扱ひ銀號は票號と其業畧同しくして小に錢舖は銀號より更に小にして銀行と兩替を兼ね營む皆所在地方流通の形を發行す商工業家の重なるものは皆之と連絡せざるものなく或は自ら之を開て金融の圓滑を謀るものあり而して此等營業者の規約は頗る嚴重なるものなるも其取引法は極めて簡易にして數萬の大金も抵當を要せず皆之を信用貸借に

支那	日本	及海峽	阿加刺	德華	有利	倫敦	支那	支那
ニユー、ナリエ ンタル、バンク、 コルボレーショ ン、リミツテツ ド	チャイナ、シヤ バン、エンド、ス トレイトバンク、 リミテツト	アグラ、バンク、 リミテツド	リミテツド	デューチツクア ンク	チャルタード、 ナルカンタイル、 バンク、チフ、イ	倫敦 ンチア、ロンド ン、エンドチヤ イナ	デ、ナリシヨナ ル、バンク、チフ チヤイナ、リミ ツテンド	願濟資本金一千 萬圓拂込金額三 百萬圓
資本一千萬圓 準備金百十二萬 五千圓	拂込資本金五百 萬圓	準備金六十五萬 圓	資本金六百七十 五萬圓	資本金三百七十 五萬圓	願濟資本金五百 萬圓拂込金高二 百五十萬圓			
英 京	英 京	英 京	英 京	英 京	英 京	倫敦	香港	倫敦
上海、香港、ボンベイ、カルカッタ、マドラス、ゼイロ ン、シンカポール、コロンボ、カアンデー、シヤフイナ、 バタラ、子ウエラ、イリヤ、マヒ、セーチエラス、 マリチイアスメルボルン、タマタブ、マダカスカル、 シドニー、アデン、横濱、神戸	香港、上海、天津、福州、厦門、ボンベイ、カルカッタ、 シンガポール、ベナン、横濱、神戸、長崎	上海、ボンベイ、カルカッタ、ラホール、マドラス、ア クラ、ラングリン、カルラツチー	上海、天津、フランクホルト、ハンボルク、コロンボ、 ミューニツチ、英京倫敦	上海、香港、ボンベイ、シンガポール、カルカッタ、マ ドラス、コロンボ、マラツカ、ラングリン、カアンデー、 ガルラ、バタビヤ、ベナン			上海、英京倫敦	

以上銀行の數八個とす今左に上海に於て最も勢力ある滙豐銀行營業法の大体を掲げて其一例を示す他は大同小異なるを以て之を類推すへし

第一項利子

- 一 當座預り金利子 二十萬兩以下 年二分
- 一 定期預り金利子 二十萬兩以下 年四分半
- 一 六ヶ月は年三分半 十二ヶ月は年四分半
- 一 二十萬兩以上は十二ヶ月は年四分

一 貸附金利息 金高拂込の株券に對する貸金 六朱

一 預り金勘定の引出超過高に課するもの 七朱

一 公有倉庫(倉庫會社及漁船會社等所有の倉庫)に藏しある荷物に對する貸金 六朱

一 私有倉庫に藏しある荷物に對する貸金 七朱

第二項割引を爲すへき證書類

一 慥なる抵當に對する貸金證書

一 銀行取引及各商業取引上より生じたる證書

一 英京及び歐洲中重なる商業地並に印度濠洲米國支那日本に宛たる爲替券(即仕拂指圖書)

但し本項割引料は日々相場ありて一定し難し

第三項貯蓄銀行部規則定限

一 一口に一圓以下百圓以上の金高は預らざると

一 一人に付一ヶ年千二百圓以上の額は預らす又幾年に及ぶ

も一人に付五千弗以上を預からざると

一 預り金は何時たりとも之を引出すを得へし毎月差引殘額の最少額に年三分半の利子を附すへし

一 預り金勘定は預け人の好に任せ兩又圓にて記入すへし

一 預け人には拂込及引出の際其高を記入すへき通帳を渡し置き取引の都度必ず之を持參せしむ

以上滙豐銀行營業法の大体とす

二 清國銀行

支那の銀行を分て三種とす曰く票號曰く銀號一名錢莊曰く

錢舖是なり

票號は巨萬の資本を有し貸借貯金及各種爲換荷爲換等を以

清國銀行

て營業とし銀票即ち手形を發行す是れ票號の名ある所以なり其銀號は票號に似て小なるものにして廣く分支店を有せず唯所在地方内銀行業を扱ひ又手形を發すると銀號に同じ獨り錢舗は更に銀號よりも小なるものにして貸借預り金をなすと雖ども其主とする所は兩換にあり又錢票手形を發行し且つ爲換の取組を爲す者あり其三種の銀行異なる點は資本の大小と兩換をなすと否とにありて隨て其營業上の區域廣狹の別あり其世人の信用上にも多少の差異あるは自然の勢なり

票號は支那の實業資本を供給する大淵源にして各省主要の市埠には必ず其設けあらざるなく就中山西豪商の開設に關るものを以て多とす其資本額は五十萬兩乃至一千餘萬兩を

有し責任は概して無限なりとす金銀出納の狀は頗る西洋の銀行に類し理事整肅帳簿正確にして世人の信用を失ふか如き醜態は常に之を避くるとに注意し號主自ら號事を管する能はざる場合には特に管理者をして其務に服せしめ毎三年其營業の實況を號主に報告せしむ號主は該報告に依りて其成績を査し其損益得失を考較して該號の存閉を決し以て管理者を解雇若くは續任するの慣例にして三年の期内に於ては重大の實件あるに非れば號主漫りに管理者を掣肘變更するとなし又管理者に於ても其職業を怠り若しくは期内に辭職するを得ざるものとす左に示す所の票號は現今最も營業の盛なる者にして清國繁華なる都府の地には皆分支店を有する者なり

日昇昌 蔚泰厚 蔚長厚 蔚豐厚 蔚盛長 協同慶
 協成乾 百川道 天成亨 元豐玖 天順祥

銀號錢舖も亦商業資本の供給所なり銀號は票號に比して其數多く其地土着者の所管官廳の許可を得て該地に營業する者にして票號に比して營業の地域狭く其組織方法は畧票號に同じきものとす其錢舖は銀號に比して其數更に多く田舎の市驛と雖稍々商賣の盛なる地には必ず一二戸の錢店あらざるなく其大都會の地の如き或は數百戸の多きに至る其資本は千兩乃至萬兩位とす而して錢舖は元資本厚からざるを以て大概其所在地若くは最寄の票號銀號と取引の約束を結ひ其資本を借りて以て營業の融通をなすと宛も我國各國立銀行の日本銀行に於けるか如くなるを以て其小資本を有せる小錢莊に在ては割合大なる金額を運轉するを得るなり

第二章 諸爲替

一 爲替

外人營業

各開港場の外國銀行に於ては皆爲替を取扱はざる者なし其手數は我國の銀行に依頼するものと毫も異なるとなく殊に信用を重し敏活を尊ふ外國銀行なれば其授受景況更に簡單なり唯た凡ての書類を横文字にて記するを要す
 爲替手數料は一分の定則なり然れども支那は各港皆常に銀相場に多少の差異あると及ひ其時々相場の変化あるを以て實際之を定記するを得ず要之に銀行は其地と彼地の相場を比較し手數料一分の外餘りあれば之を反し不足あれば尙ほ之を取るものとす而して銀兩を以て爲替を取組むときは差

出人より手数料を取らず其銀兩中より之を引去るものなり
故に其地と相場とに依ては却て先方にて増加するとあり又
平常上海より日本諸港へ洋銀にて取組むときは百圓に付六
十錢以上に上りしとなしとす

電報爲替を取組むときも同様にして其手数料亦一分なれど
も唯別に銀行の電報料を拂ふのみ

清人
營業

支那の爲替も示票號の業務たり今人あり一地方より他の地
に(僻地は其の便を有せず)送金せんとするに當り其方法二様
あり則ち一は爲替を以てし一は爲替に依らず現金を以て送
るなり其の手數料は爲替を以てするときは金一千兩に付僅
に五十錢内外を要するに過ぎず現金を以てするとき金は毎
一兩に付洋十錢銀は每一兩洋二錢内外とす又其金銀爲替に

限らず凡て小量の物品は毎斤洋三十錢の割を以て托し得れ
ども非常に僻遠の地に在ては七十錢を要するとあり皆信局
(私立郵便局)にして同じく之を票號錢莊に托寄するを得然る
ときは該號より其の領收書を發するを以て若し被害のとあ
るときは其證に照して該局に賠償せしむるとを得而して該
局は常に金銀物品受領者の收領證を取り以て之を他日の憑
據となせり又號莊にして送金中盜難紛失等不時の災難に遭
遇せしときは其賠償は固より號莊より之を辨する者なり

二 荷爲替

外人
營業

清國各開港場間及外國に送る荷物に荷爲替を附するときは
多く外國の銀行に依頼するものとす其方法は其貨物を積載
せる漚船會社の船積證書(二葉共)に別に一通の證書(其荷物を

抵當として爲替を依頼するの意を書きたるものにて各行皆
 已刷ありて爲換依頼者に附す若干を記入すれば足れり)と及
 保險證書と(三井物産會社は日本東京海上保險會社の代理を
 爲せるを以て尤も便なり)を添へ之に對して若干の金を借り
 (通常價格の八分)銀行は其先方の支店或は代理店に其證書を
 送り荷主より其元金利息を拂込みたるときに其積荷證を渡
 すとなり其手数料は時と所とに由り一定せず
 開港場外内地各商業地間の荷爲替は則ち前に云へる所の票
 號に依頼し荷物を抵當として金を借り先方に到り金を仕拂
 ひて荷物を受取ると外國銀行の方法と畧ほ異なるとなし只
 少しく習慣手數に差異あるのみ而して其手数料の如きも道
 路の遠近に依て等しからず概ね每一千兩に對し三兩乃至十

兩位にして之を前拂とす而して若其荷物の先方に到着し約
 條の期日に至るも貨主より元金を納めさるときは其期外の
 日數は日賦を以て之を收め又其貨物は貨主をして自ら之を
 賣らしめ以て其元金を償還せしめ其賣買上損益の如何に就
 ては票號は毫も關はるとなし之を要するに荷爲替なるもの
 は結局荷物を抵當に金錢を借用するの理に過きずして惟其
 金を此地にて借り之を彼地にて返濟し又抵當荷も一處に靜
 止するに非らずして此地より彼地に到るの差あるのみ

第三章 貯金及貸借

外人
 營業
 貯金預け及貸借は名開港場に於ては外國銀行に於てし其外
 人と大取引を爲す者に至ては通常銀行と預金勘定を開く者
 の多く金圓の手許に落れば直に之を預け置き所用に當り之

を引出し其規則に従ひ貸越には利足を收め借越には利足を拂ふものにして其方法は第一章第三項に之を示せり而して外國人と取引せざる通常の清商に在ては皆支那の票號銀號若くは錢莊と預入取引するものなり

清人
營業

清商は通常何商に係はらず其市驛に在て買賣を爲すものは皆票號銀號錢莊と往來せざる者なし其所有の金錢は之に預けて其利殖を計り所用に臨んで之を用ゆるを常とす其利子の通例預入の日より三日間は無利息とし四日後より起算し一二ヶ月に至る者は月六七厘乃至一分二三厘の利子を附す其字號(專業)の銀行にあらずして資本ある各商業の傍ら之れをなすもの(預り)金の利足は直に當日より起算し月一分三四厘乃至一分七八厘とす各處の官金公共金或は私財にして單

に貯金と只管利倍を謀る者は多く當舖質屋に預け入れ其の期限は一二年の久しきに涉り利息六七八厘なり票號は托せず當舖へ托するものは是れ票號は利足甚た輕少なる故なり而して票號は多く他人の資本を用おされども銀號錢舖は票號及其他官有公有私有の銀を借入れ之を使用す其利足は月に六厘乃至一分四五厘なりとし大抵證書を納れて期限を定む而して其銀號は票號及公私の銀を月六厘位にて借入れ之を月一分一二厘乃至三五厘にて字號に貸附す故に字號倒産のとあれば害必ず銀號に及はざるを得す
官定の利息は其長期に拘るものは三分に超ゆるを得すと雖ども民間其實之に超ゆるもの多く殊に高利貸に至ては三分五分一割二割より九折八折と唱へて例へは千兩の金を貸す

に證書面は千兩となすも其實最初より九百兩を貸して其上更に利息を附するものあり高利貸に附帶せる此種の弊は各國共に免る可からざるもの乎

第四章 手形

外人營業

各開港場に於る外國銀行にあつては銀行紙幣即ち「バンクノ」ト」を發行して其地の融通を便するもの多し即上海に於る滙豐有利兩銀行の墨西哥弗と兌換すへき紙幣の一弗より百弗に至るものゝ如きは即其一例にして其紙幣たる其土地限りに發行し何時にても其發出の銀行に至れば之を銀貨と引換ふるとを得へし然れども之を他の場處假令は香港長崎横濱等に齎らすときは假令其同銀行の支店と雖も幾分か割引を爲さざれば引換得る能はざるなり

清人營業

支那銀行即ち票號及び錢舖は皆商人の私立にして政府之か爲に條例を設けて保護公證せず僅に一定の課税を納むるときは資本の多寡に拘らす輒く開店するを得へし其開業の許可を得たるものは皆票子即ち手形を發行すること猶我銀行にて紙幣を發行するに異らず而して票子は元來兌換券の性質たるものなるか故に其價位は眞貨と等しくして使用頗る便利なりとす然れども其通用は之を發行せし票號銀號錢舖あるの地域内に過ぎず
票子は桑皮を以て之を製し錢票は皆一串文を以て文となす價其の文の如し銀票は一定の價位なく或は百兩なるあり千兩なるあり是等票子は又分ちて二類となす一は要求拂とし一は期限拂とす其要求拂手形は手形所持人の要求に應じ何